

会計情報

Accounting, Tax & Consulting

Vol. 594

2026.2

新リース会計基準における経過措置

日本公認会計士協会・サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」公開草案の解説

令和8年度税制改正大綱の概要



Deloitte.
デロイト トーマツ

トーマツ.

Contents

会計・監査	<p>ページ</p> <p>2 新リース会計基準における経過措置 公認会計士 神谷 陽一</p> <p>9 日本公認会計士協会・サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」 公開草案の解説 公認会計士 後藤 知弘</p> <p>14 AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書における サステナビリティ情報の開示分析(第3回) 監査事業本部 Audit Innovation R&D 品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括</p> <p>35 金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリック コメントの実施 『会計情報』編集部</p> <p>36 金融庁:「記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリテ ィ情報の開示)」の公表 『会計情報』編集部</p> <p>37 金融庁:金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グルー プ」報告の公表 『会計情報』編集部</p> <p>38 SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「温室効果ガ ス排出の開示に対する改正案」として3つの公開草案を公表 『会計情報』編集部</p> <p>39 SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJ ハンドブック」を公表(12月25日) 『会計情報』編集部</p>
IFRS	<p>40 iGAAP in Focus財務報告 IASBは、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確 実性の開示についての設例を公表 トマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス</p>
税務	<p>43 令和8年度税制改正大綱の概要 デロイト トーマツ税理士法人</p>
パブリック	<p>63 国の会計と関連制度(21回目) ～国の基金残高とその推移～ 公認会計士 長村 彌角</p>
会計基準等開発動向	<p>88 会計基準等開発動向 『会計情報』編集部</p>
	<p>Information 93 新刊書籍のご案内</p>

新リース会計基準における経過措置

かみや よういち
公認会計士 神谷 陽一

企業会計基準委員会が2024年9月に公表した企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、あわせて「新基準」という）は、2027年4月1日以後開始する事業年度から適用される。早期適用は認められている（図表1参照）。

（図表1）新基準の適用時期

	早期適用可能となる決算期	強制適用される決算期
3月決算企業	2026年3月期	2028年3月期
12月決算企業	2026年12月期	2028年12月期

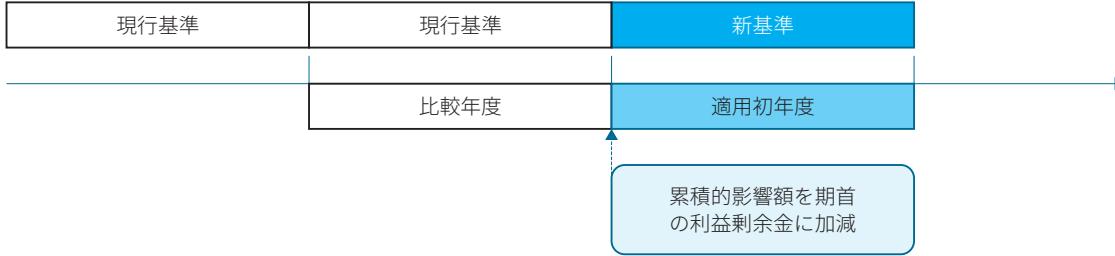
新基準の適用初年度においては、次のいずれかの方法により会計処理を行う（指針118項、図表2参照）。

（図表2）適用初年度における遡及適用のイメージ

（原則法）



（容認法）



1. リースの識別（貸手借手共通）

新基準の適用初年度の期首においては、原則として、すべての契約について、その締結時に遡ってリースを含

むか否かを判断することが要求される（基準25項）。この取扱いには相当のコストが生じることが予想されることを踏まえて、企業は図表3に記載のいずれか又は両方の経過措置を適用することができる（指針119項）。

(図表3) リースの識別に係る経過措置

現行基準における取扱い	新基準における経過措置
1. リース取引として会計処理していた契約	新基準に基づきリースを含むか否かを判断せずに、新基準におけるリースとして取扱うことができる。
2. リース取引として会計処理していなかった契約	適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて、新基準に基づきリースを含むか否かを判断することができる。

多くの企業においては両方の経過措置を適用することが想定されるが、この場合、次の項目が、新基準の適用初年度の期首においてリースを含む契約として識別される。

- 1. 現行基準においてリース取引として会計処理していた契約
- 2. 1. に該当しない契約の中で、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて、新基準に基づきリースを含むと判断された契約

2. 使用権資産及びリース負債の計上額 (借手)

新基準において、借手は、原則として、すべてのリースについて使用権資産及びリース負債を計上する必要がある。新基準は、適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額の算定について、前述のとおり識別されたリースの内容に応じて、次の経過措置を提供している。

(1) ファイナンス・リース取引に分類していたリース

ファイナンス・リース取引に分類していたリースについては、通常、現行基準において貸借対照表にリース資産及びリース債務が計上されている。このようなリースについては、新基準における使用権資産及びリース負債の帳簿価額として、これまでのリース資産及びリース債務の帳簿価額を引き継ぐことができる。これらのリースについては、適用初年度の期首以降は新基準に基づき会計処理が行われる。この方法は、リース1件ごとに適用することができる。但し、新基準では、残価保証については借手による支払見込額を借手のリース料に含めることとなるため、リース資産及びリース債務の帳簿価額に残価保証額が含まれる場合には、当該帳簿価額について、適用初年度の期首時点における残価保証に係る借手による支払見込額に修正する必要がある（指針120項）。

また、現行基準において、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合に通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていたリースについては、その会計処理を継続することができる（指針122項、以上について図表4参照）。

(図表4) ファイナンス・リース取引に分類していたリースに係る経過措置

現行基準における取扱い	新基準における経過措置
リース資産及びリース債務を計上していた。	→ それぞれの帳簿価額を使用権資産及びリース負債の帳簿価額として引き継ぐことができる。
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理していた。	→ これまでの処理を継続することができる。

本経過措置を適用する上では、適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債について現行基準において利子定額法又は利子込み法（指針40項）を適用していた場合、適用初年度の期首以後における使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の判断基準である10パーセント（指針41項）を超える場合であっても、その処理を継続することができる（指針121項）。

(2) オペレーティング・リース取引に分類していたリース等

現行基準においてオペレーティング・リース取引に分類していたリースと新基準の適用により新たに識別されたリースについては、現行基準においては貸借対照表に資産と負債は計上されていない。このようなリースについては、経過措置として、新基準の適用初年度の期首において使用権資産及びリース負債の帳簿価額を図表5のとおり算定することができる（指針123項、設例1参照）。

(図表5) オペレーティング・リース取引に分類していたリース等に係る経過措置

使用権資産	リース負債
<p>リース1件ごとに、次のいずれかで算定する。</p> <p>①新基準をリース開始日から適用していたかのような帳簿価額。但し、適用初年度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引く。</p> <p>②リース負債の計上額（右列参照）と同額。但し、適用初年度の前事業年度の期末日に貸借対照表に計上された前払又は未払リース料の金額の分だけ修正する。</p>	<p>適用初年度の期首時点における残りの借手のリース料を当該時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値により算定する。</p>

使用権資産について図表5の①と②のいずれの方法を用いるかによって、その帳簿価額は異なるため、新基準の適用後の残りのリース期間にわたって計上される減価償却費等の費用負担額は異なる。設例1にするとおり、一般的には、①の方法を用いる場合、②の方法と比較して、企業において帳簿価額の算定に係る負担は多い一方で、適用後の残りのリース期間にわたって計上される費用負担額は小さくなる。したがって、いずれの方法を適用するかを決定する際には、今後の損益計算書への影響額も考慮することが適切である。

本経過措置を選択した場合、次の方法の1つ又は複数を適用することができる。これらの方法はリース1件ごとに適用することができる（指針124項）。

- (1) 特性が合理的に類似した複数のリースに単一の割引率を適用すること
- (2) 適用初年度の期首から12か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、本経過措置を適用せずに、短期リース（指針20項）と同様の方法で会計処理すること

- (3) 付随費用を適用初年度の期首における使用権資産の計上額から除外すること
- (4) 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

なお、本経過措置は、土地及び建物により構成されるリースのうち、現行基準においては建物のみについてファイナンス・リース取引としてリース資産及びリース債務を計上していた場合にも適用することができる（指針123項）。これにより、新基準の適用初年度の期首における土地及び建物については、残りの借手のリース料を基礎として使用権資産及びリース負債の帳簿価額を算定した上で、現行基準における建物についてのリース資産及びリース債務の帳簿価額を引き継がないことができる。

（設例1）オペレーティング・リース取引に分類していたリースに対する経過措置の適用

(前提条件)	
・借手が有するリースの契約条件は次のとおりである。本リースは、現行基準においてオペレーティング・リース取引として会計処理されていた。	
借手のリース期間	x1年4月1日をリース開始日とする5年
借手のリース料	年額1,000千円（毎年3月31日に後払い）
<ul style="list-style-type: none"> ・新基準の適用初年度の期首はx3年4月1日であり、当該時点における追加借入利子率は5%である。 ・リース開始日において、使用権資産の算定上、リース負債の算定額に加減算する項目はない。 ・使用権資産の減価償却は、定額法により、借手のリース期間を耐用年数、残存価値はゼロとして行われる。 ・リース開始日から適用初年度の期首までの間に、上記の減価償却以外に会計処理すべき事象はなかった。 ・借手は、新基準の適用初年度における遡及適用方法として容認法（指針118項但し書き）を選択する。 	
<p>（適用初年度の期首における借手の会計処理）</p> <p>1. リース負債の測定（指針123項の経過措置を用いる場合）</p> <p>残りの借手のリース料を当該時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値により算定する（指針123項(1)）。</p> <p>リース負債＝</p> $\frac{1,000}{(1+0.05)} + \frac{1,000}{(1+0.05)^2} + \frac{1,000}{(1+0.05)^3}$ $=2,723\text{千円}$	

2. 使用権資産の測定

(1) 指針123項(2)①の方法を用いる場合

(a) リース開始日における使用権資産の帳簿価額の算定

5年の借手のリース料を適用初年度の期首時点における追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値により算定する。

リース負債 =

$$\frac{1,000}{(1+0.05)} + \frac{1,000}{(1+0.05)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.05)^5}$$

=4,329千円

前提より、リース開始日における使用権資産の帳簿価額はリース負債と同額である。

(b) 適用初年度の期首における使用権資産の帳簿価額の算定

リース開始日における使用権資産（4,329千円）を適用初年度の期首までの2年間にわたり定額法により減価償却を行ったかのようにして算定する。

4,329千円 - (4,329千円 × 2年 / 5年) = 2,598千円

（会計処理）

（単位：千円）

（借） 使用権資産	2,598	（貸） リース負債	2,723
利益剰余金	125		

前提より、適用初年度の累積的影響額は適用初年度の期首の利益剰余金に加減される（指針118項但し書き）。

(2) 指針123項(2)②の方法を用いる場合

使用権資産は、リース負債と同額の2,723千円となる。

（会計処理）

（単位：千円）

（借） 使用権資産	2,723	（貸） リース負債	2,723
-----------	-------	-----------	-------

3. 借地権の設定に係る権利金等（借手）

新基準では、借地権の設定に係る権利金等の取扱いについて、図表6のとおり定めている（指針27項）。

（図表6）借地権の設定に係る権利金等の会計処理

定期借地権	使用権資産の取得価額に含め、使用権資産の一部として、借手のリース期間にわたり減価償却する。
旧借地権 普通借地権	（原則法）定期借地権と同様に減価償却する。 （容認法）減価償却を行わない（これまで償却していなかった場合、又は適用初年度においてこれらの権利金等を計上していなかった場合に限る）。

（1）定期借地権

定期借地権の設定に係る権利金等を計上していた借手は、これまで、賃借期間にわたりて償却をしていたケースが多いと想定される。そのような場合、新基準の適用初年度の前期末における権利金等の帳簿価額を、適用初年度の期首における使用権資産の帳簿価額の一部として引き継ぐことができる（指針128項）。

一方で、新基準は、これまで償却をしていなかったケースに対しては、特段の経過措置を定めていない。したがって、その場合、定期借地権に係るリースの開始日に遡及して償却計算を行って、新基準の適用初年度の期首における帳簿価額を算定すると考えられる。

過措置を適用することができる。なお、いずれの場合も、対象の権利金等の帳簿価額は、新基準の適用後においては使用権資産の帳簿価額に含まれる。

① これまで権利金等を償却していなかった場合

次のいずれかの処理をすることができる。

(1) 対象の権利金等を新基準の適用後も償却しない（指針127項）。

この場合、償却していない権利金等が含まれる科目及び金額について、注記をする必要がある（指針99項（3））。

(2) 対象の権利金等を新基準の適用後は償却するときには、権利金等を計上した日から借手のリース期間の終了までの期間で償却するものとして、権利金等を計上した日から償却した帳簿価額で計上する。このとき、借手のリース期間の決定にあたりリース開始日より後に入手した情報を使用することができる（指針129項）。

（2）旧借地権及び普通借地権

旧借地権又は普通借地権に係る権利金等について、減価償却を行う（原則法）ことを選択する借手は、次の経

項)。

但し、償却した後の帳簿価額が前事業年度の期末日における権利金等の帳簿価額を上回る場合には、適用初年度の前事業年度の期末日における権利金等の帳簿価額をもって、適用初年度の期首における権利金等の帳簿価額とする。

新基準の適用初年度の期首から残りの借手のリース期間で償却する。このとき、借手のリース期間の決定にあたりリース開始日より後に入手した情報を使用することができる(指針128項)。

② これまで権利金等を償却していた場合

対象の権利金等について、適用初年度の直前の帳簿価額を引き継ぐことができる。この場合、当該帳簿価額を

以上から、旧借地権又は普通借地権の設定に係る権利金等について、新基準における会計方針とこれまで計上されていた権利金等に対する経過措置をまとめると図表7のとおりとなる。

(図表7) 旧借地権又は普通借地権に係る権利金等に対する経過措置

新基準における会計方針	現行基準において計上されていた権利金等に対する経過措置
償却する(指針27項本文)	これまで償却していなかった場合、償却しない処理を継続することができる(指針127項)。
	これまで償却していなかった場合、権利金等を計上した日から償却していたかのように取り扱うことができる(指針129項)。
	これまで償却していた場合、新基準適用初年度の直前の帳簿価額を引き継ぐことができる(指針128項)。
償却しない(※) (指針27項但し書き)	償却しない(経過措置はない)。

(※) これまで償却していなかった企業に限って認められる。

4. 建設協力金等の差入預託保証金(借手)

新基準においては、建設協力金等の差入預託保証金のうち、将来返還されない金額等については使用権資産の取得価額に含められる(指針32項)。

て、それぞれ現行基準において採用していた会計処理を継続することができる。また、(1)に係る長期前払家賃及び(2)については、適用初年度の前事業年度の期末日の帳簿価額を適用初年度の期首における使用権資産に含めて会計処理を行うこともできる(指針130項)。

図表8における(1)及び(2)については、経過措置とし

(図表8) 建設協力金等に係る経過措置

	現行基準において採用していた会計処理
(1) 将来返還される建設協力金等の差入預託保証金(敷金を除く)	・支払額と時価との差額を長期前払家賃として計上し、契約期間にわたって各期の純損益に合理的に配分する。 ・時価と返還金額との差額は契約期間にわたって配分し受取利息として計上する。
(2) 差入預託保証金(建設協力金等及び敷金)のうち、将来返還されない額	賃借予定期間にわたり定額法により償却する。

5. サブリース取引

新基準においては、サブリースの貸手(中間的な貸手)は、サブリースに対するファイナンス・リース判定をヘッドリースから取得した使用権資産を参照して行う(指針91項)。そのため、現行基準において原資産を参照して当該判定を行った結果としてオペレーティング・リースと判定されたサブリースの一部は、新基準においてはファイナンス・リースと判定される可能性がある。

サブリースの貸手は、経過措置として、次の処理を行うことが要求される(指針133項)。

(1) 次のサブリースについて、適用初年度の期首時点におけるヘッドリースとサブリースの残りの契約条件に基づいて、ファイナンス・リース判定を行う。

(a) 現行基準においてオペレーティング・リース取引として会計処理していた新基準におけるサブリース

(b) 新基準の適用により新たに識別されたサブリース

(2) (1)においてファイナンス・リースに分類されたサブリースについては、適用初年度の期首に締結された新たなファイナンス・リースとして会計処理を行う。

但し、この処理は、サブリース取引における例外的な取扱い（指針92項、93項）を適用する場合は要求されない（指針133項）。

6. セール・アンド・リースバック取引

新基準においては、セール・アンド・リースバック取引について、①資産の譲渡について売却に該当するかどうかの判断、②売却に該当する場合における売却損益の

計上方法、及び③資産の譲渡対価が時価ではない場合の取扱いについて、改正が行われている（指針53項から58項）。

売手である借手は、経過措置として、新基準の適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引を図表9のとおり取り扱う（指針126項）。これは、前述のサブリース取引に対する経過措置と同様に強制規定であることに留意されたい。

(図表9) セール・アンド・リースバック取引に係る経過措置

項目	取扱い
1. 資産の譲渡について売却に該当するかどうかの判断	収益認識会計基準などの他の会計基準等に基づいて当該判断を見直すことは行わない。
2. 資産の譲渡対価が明らかに時価ではない場合等	譲渡対価と時価との差額等について調整を行う定め（指針57項）は適用しない。
3. リースバックの会計処理	適用初年度の期首時点に存在する他のリースと同様に会計処理を行う。
4. 現行基準において、資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理し、リース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上している場合	新基準の適用後もその処理を継続して、使用権資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する。

このうち、図表9における「3. リースバックの会計処理」については、新基準の適用初年度の期首における

使用権資産及びリース負債の帳簿価額を次のように算定すると考えられる。

現行基準における リースバックの取扱い	新基準の適用初年度の期首における 使用権資産及びリース負債の帳簿価額の算定方法の選択肢
オペレーティング・リース取引として処理されていた	1. 新基準をリースバック開始時まで遡及適用して、算定する。 2. 他のオペレーティング・リースと同様に、指針123項から125項の経過措置（前述の2節参照）を用いて算定する。
ファイナンス・リース取引として処理されていた	1. 新基準をリースバック開始時まで遡及適用して、算定する。 2. 他のファイナンス・リースと同様に、指針120項の経過措置（前述の2節参照）を用いて算定する。

7. リース投資資産及びリース債権の計上額（貸手）

貸手は、現行基準における分類等に応じて、次のように会計処理することができる（指針131項、132項）。

ファイナンス・リース取引に分類していたリース	前事業年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とする。
オペレーティング・リース取引に分類していたリース、及び本リース基準に基づき新たに識別されたリース	適用初年度の期首に締結された新たなリースとして、新基準を適用する。

ファイナンス・リース取引に分類していたリースについては、適用初年度の期首から新基準を適用してリース債権及びリース投資資産について会計処理を行う。ただし、現行基準において、販売益を割賦基準により処理し

ている場合、適用初年度の前事業年度の期末日の繰延販売利益の帳簿価額は適用初年度の期首の利益剰余金に加算する。

8. IFRS任意適用企業に対する経過措置

IFRS会計基準を連結財務諸表に適用している企業又はその連結子会社（以下、「IFRS任意適用企業」という）に対しては、これまで説明してきた経過措置とは別に、新基準の適用初年度において、次のいずれかの定めを適用することができる（指針134項）。

- (1) IFRS第16号「リース」の経過措置の定めを適用していたときには、IFRS第16号の経過措置の定め
- (2) IFRS第16号を最初に適用するにあたってIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定の定めを適用していたときには、IFRS第1号の免除規定の定め

(1)又は(2)のいずれかの定めを適用する場合、連結財務諸表において当該定めを適用した時から新基準の適用初年度までIFRS会計基準を適用していたかのように算定した使用権資産及びリース負債の帳簿価額を新基準の適用初年度の期首の使用権資産及びリース負債の帳簿価額として、適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

この経過措置を適用することにより、IFRS任意適用企業は、対象のリースについて新基準の適用初年度の期首において、連結財務諸表における使用権資産及びリース負債の帳簿価額を個別財務諸表においても用いることができる。

以下では、本経過措置の適用における留意事項を説明する。

(1) IFRS第16号等の適用後に開始したリースの取扱い

本経過措置は、IFRS第16号の経過措置の定めを適用した時点、又はIFRS第1号の免除既定の定めを適用した時点において存在していたリースを対象としている。したがって、本経過措置は、当該時点以降に開始したリースに対しては適用できない。

このようなリースについては、新基準の適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額を算定する場合に、次の会計処理の選択肢があると考えられる。

1. 現行基準においてファインナンス・リース取引に分類していた場合、指針120項の経過措置を適用して、適用初年度の前事業年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額を用いて算定する（前述の2節参照）。
2. 現行基準においてオペレーティング・リース取引に分類していた場合、指針123項の経過措置を適用して、適用初年度の期首時点における残りの借手のリース料を基礎として算定する（前述の2節参照）。
3. 1と2のいずれの経過措置も適用せず、リースの開始日から新基準を遡及的に適用して算定する。

このうち、3の方法で算定された使用権資産及びリース負債の帳簿価額は、多くの場合、連結財務諸表においてIFRS会計基準を適用して算定された使用権資産及びリース負債の帳簿価額と同様になると想定される。この結果として、新基準の適用初年度の期首における個別財務諸表上、連結財務諸表における使用権資産及びリース負債の帳簿価額を用いることが可能になると考えられる。

(2) 連結財務諸表において、簡便な帳簿価額を用いていた場合

実務上、連結財務諸表においては、重要性が乏しいと判断されたリースについて、使用権資産及びリース負債の帳簿価額が、IFRS会計基準に従って算定される帳簿価額よりも簡便に算定されている（又は帳簿価額が存在しない）ケースも想定される。

このようなケースにおいては、本経過措置を用いて個別財務諸表上の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を算定することが適切ではない場合がありえる。この場合、対象のリースについて、指針120項又は指針123項の経過措置（前述の2節参照）を用いて、新基準の適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額を算定することも容認されると考えられる。

(3) セール・アンド・リースバック取引の取扱い

IFRS任意適用企業の連結財務諸表においては、新基準の適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引については、新基準とは異なる会計処理に基づいて、リースバックに関する使用権資産及びリース負債が算定されている。

この点を踏まえて、新基準の適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、本経過措置を適用することは認められず、指針126項にしたがって新基準の適用初年度の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を算定すること（前述の6節参照）が要求される。

(4) 連結会社相互間におけるリース

IFRS任意適用企業の連結財務諸表においては、連結会社相互間で締結されたリースについては、相殺消去されて帳簿価額が存在しない。

この点を踏まえて、本経過措置を適用する場合でも、連結会社相互間におけるリースとして相殺消去されたリースについては、指針118項から133項の経過措置の定めを適用することが容認されている（指針135項）。

以上

日本公認会計士協会・サステナビリティ 保証業務実務指針5000「サステナビリテ ィ情報の保証業務に関する実務指針」公 開草案の解説

ごとうともひろ
公認会計士 後藤 知弘

1. はじめに

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供する包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項」（以下「ISSA5000」という）を策定し、2024年11月に公表した。これを受け、我が国においては、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められている。現段階の議論では、有価証券報告書において、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が制定したサステナビリティ開示基準での開示が義務化される方向で検討が進んでいる。

保証基準策定の議論は途上ではあるが、我が国におけるサステナビリティ保証業務の基準は、ISSA 5000がベースになることが想定されている。制度保証の想定時期を踏まえると前広な対応を図る必要があり、日本公認会計士協会では会員向けに、ISSA 5000と整合する形の実務上の指針として、サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（以下「サス保実5000」という）を起草しており、2025年10月15日にサス保実5000の公開草案を公表した。

本稿では本公開草案の内容を解説する。

2. 概要

サス保実5000の起草に当たってはISSA 5000と基本的に同内容とする方針としている。そのため、公開草案において、JP項（起草の元となった国際基準（本稿においてはISSA5000）には含まれないものの、日本公認会計士協会が必要と認めて追加した項）は該当がなく、欠番項（起草の元となった国際基準には含まれるもの、我が国の法令等を優先して適用しない項）も極力設けていない。欠番となっているのは、いずれも監査基準報告書と同様の内容であり、パブリックセクターに関連する条項と保証報告書における業務執行責任者の氏名について稀に記載しない場合がある点である。また内部監査人

の直接補助に関する規定がISSA5000においては定められているが、日本では会社法第396条第5項において、会計監査人が被監査会社の使用人等を補助者として使用することが禁止されているため、監査基準報告書と同様サス保実5000においても欠番としている。

サス保実5000は、今日の企業のサステナビリティ報告におけるトピックは多岐にわたっている状況に対応するため、気候変動、人的資本、生物多様性など、あらゆるサステナビリティトピックに対して適用可能となっている。また、統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告書など、あらゆる報告メカニズムに対して適用可能である。さらに、SSBJが公表した開示基準、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）など、あらゆる基準に対して適用可能であるなどの特徴があり、原則主義に基づく包括的な基準となっている。

また、サス保実5000は、合理的保証業務と限定的保証業務の両方の水準の業務に対応している。基準の各項のうち、限定的保証業務又は合理的保証業務のいずれか一方のみに適用される要求事項は、限定的保証業務は項目号の後に「L」、合理的保証業務は項目号の後に「R」を付した形式で記載されている。

サス保実5000は、保証業務契約の締結から保証報告書の作成まですべて扱っている。目次は以下の（図表1）通りとなっており、構成は監査基準報告書と同様となっている。

（図表1）

本実務指針の範囲及び適用
本実務指針の範囲
適用時期
本実務指針の目的
定義
要求事項（※適用指針は省略）
本実務指針等に準拠する保証業務の実施

保証業務契約の新規の締結及び更新
事務所における品質管理システム
保証業務における品質管理
不正及び違法行為
経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
調書
保証業務の前提条件
保証業務の契約条件
証拠
計画
リスク評価手続
重要な虚偽表示リスクへの対応
識別した虚偽表示の集約及び検討
適用される規準の記載の評価
後発事象
経営者確認書
その他の記載内容
保証業務の結論の形成
保証報告書の作成
付録
サステナビリティ事項及びサステナビリティ情報
報告対象となるサステナビリティ情報を識別するための企業のプロセスに関する業務実施者の考慮事項
サステナビリティ情報に対する保証報告書の文例

サス保実5000は、日本公認会計士協会の会員が実施する全てのサステナビリティ情報に対する保証業務に適用される。一方で、現状の日本の実務においては、温室効果ガス排出量の保証についてはISAE3000 (International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information) と ISAE 3410 (International Standard on Assurance Engagements 3410 Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements) に基づいて行われていることが多い。日本公認会計士協会では実務指針は公表されていないが、IAASBの基準体系の上ではISSA5000発効後、ISAE3410は廃止されることとなっており、温室効果ガス報告に対する保証業務にもサス保実5000を適用することになる。

サス保実5000はサステナビリティ情報の保証業務全

般にわたる要求事項及び適用指針を含む包括的な実務指針であることから、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」を適用することは求められていない。今後保証業務実務指針3000も適合修正が行われて、サステナビリティ情報に対する保証業務は保証業務実務指針3000の適用範囲から除外される予定である。

なお、保証業務の提供に当たり、品質管理基準報告書及び倫理規則の適用を前提としており、倫理規則の改正についてもサス保実5000と同じタイミングで公開草案が公表されている。なお、サス保実5000と倫理規則で共通する概念や定義は、両者で一致している。

保証業務においては、必須5要素とも言われる概念があり、以下の5つが該当する。

- ・三当事者（業務実施者、主題に責任を負うもの及び想定利用者）の存在
- ・適切な主題
- ・適合する規準
- ・十分かつ適切な証拠
- ・合理的保証業務又は限定的保証業務に応じた適切な様式での書面による報告

このうち、サス保実5000において、主題はサステナビリティ事項をいう（第18項）。サステナビリティ事項とは環境、社会、ガバナンスその他のサステナビリティ関連の事項であり、法令又は関連するサステナビリティ報告の枠組みで定義若しくは説明されているもの、又はサステナビリティ情報の作成、表示のために企業が特定したものである。

また、主題情報はサステナビリティ情報であり、サステナビリティ事項に関する情報をいう（第18項）。サステナビリティ情報は、規準に照らしてサステナビリティ事項を測定又は評価した結果を表明する情報である。

規準はサステナビリティ事項を測定又は評価するための一定の基準となるものをいい、①確立された規準、②企業が独自に開発した規準又は③その両方から構成される（第18項）。なお、確立された規準は、適正表示の規準又は準拠性の規準のいずれかである。

確立された規準には以下のものがあるとされている。

- ① 法令によって定められたもの
- ② 広範囲の利害関係者の見解についての審議及び検討を含む透明性のある適切な手続を経た上でサステナビリティ情報の報告基準を公表する権限を有する、又は認知されている専門家団体により、特定の種類の企業が使用するために策定されたもの
- ③ 透明性のある適切な手続を経ずに業界団体が独自に開発しているもの
- ④ 学術的な刊行物
- ⑤ 特許又は著作権による保護を受ける目的で開発されたもの

保証業務の形式には一般的に「直接報告による保証業務」と「主題情報の提示を受ける保証業務」の2つがあ

るが、サス保実5000においては、主題情報の提示を受ける保証業務のみを対象としている。また、保証業務実施者の意見表明の形式には一般的に「主題に対する結論の表明」、「主題情報に対する結論の表明」及び「表明された見解に対する結論の表明」がある。このうち、サス保実5000においては、「主題情報に対する結論の表明」、「表明された見解に対する結論の表明」の2つを対象としている。

(図表2)

限定的保証業務	合理的保証業務
統制環境の理解	統制環境の理解と評価
企業のリスク評価プロセスの結果の理解	企業のリスク評価プロセスの理解と評価
内部統制システムを監視する企業のプロセスの結果の理解	内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解と評価
情報システムと伝達の理解と評価	情報システムと伝達の理解と評価
運用評価手続により証拠入手することを計画する場合には、運用評価手続の対象となる内部統制の理解	統制活動の理解と評価

また、重要な虚偽表示リスクの識別と評価については、限定的保証業務においては、開示情報レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めており、合理的保証業務においては、開示情報におけるアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めている（第103LR項）。

(2) 限定的保証業務における追加手続

業務実施者が限定的保証業務で入手する証拠は、合理的保証業務の場合よりも限定的である。業務実施者がサステナビリティ情報に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合、限定的保証業務においても追加の証拠を入手するために、追加の手続を立案し実施することが要求されることがある（第148L項）。このため、証拠の入手及びアクセス可能性の必要性は、保証水準にかかわらず同じである（第A206L項）という点には留意が必要である。

(3) 見積り及び将来予測情報

見積りと将来予測情報を併せて要求事項で扱っており、限定的保証業務においては、以下の事項の評価が求められている（第146L項）。

- ・規準の要求事項を適切に適用しているか
- ・手法が適切であり首尾一貫して適用されているか
- ・手法について過年度から変更がある場合、当該変更が適切か

また、合理的保証業務においては、規準の要求事項を適切に適用しているかの評価に加えて、以下のうち少なくとも一つを実施することが求められている（第146R項）。

- ・見積り又は将来予測情報の基礎となる情報のテスト
- ・業務実施者の見積り又は許容範囲を設定し、企業の

3. サス保実5000の個別のポイント

(1) リスク評価手続

内部統制システムの構成要素の理解について、限定的保証業務の場合は質問、合理的保証業務の場合は質問と他の手続を通じて、以下の（図表2）に記載されている項目を求めている。

見積りを評価

・保証報告書日までに発生した事象から証拠を入手
なお、業務実施者は企業が使用している仮定に基づいて、適用される規準に従って将来予測情報が作成されているかどうかについての証拠を入手することが求められる。なお、将来予測情報の一環として開示される将来の戦略、目標などが達成されるかどうかに関する証拠を入手することや結論を出すことまでは求められていない（第A452項）。

(4) グループサステナビリティ情報

複数の企業又は事業単位のサステナビリティ情報を含む、規準に準拠して作成されたサステナビリティ情報をグループサステナビリティ情報という。なお、規準がバリュー・チェーンの企業からの情報を含むことを要求している場合、バリュー・チェーンの企業からの情報を含めたサステナビリティ情報についてもグループサステナビリティ情報という（第A35項）。

個々の業務の状況に応じて、保証業務実施者は以下の様々な人的資源を利用する場合がある。

- ・業務チーム…業務執行責任者及び業務を実施する他の専門要員並びに当該業務において手続を実施する他の者（業務実施者の利用する外部の専門家を除く。）から構成。
- ・構成単位の業務実施者…構成単位に関連するサステナビリティ保証の作業を実施する事務所であり、業務実施者が当該作業に十分かつ適切に関与することができる場合の当該事務所。
- ・業務チーム外の他の業務実施者…業務実施者がサステナビリティ保証業務に利用することを意図している業務を実施しているが、業務実施者が当該業務に十分かつ適切に関与することができない業務実施者

の所属する事務所以外の事務所。

- ・業務実施者の利用する専門家…業務実施者が利用する保証業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織。

このうち、「業務チーム外の他の業務実施者」はサス保実5000での新たな概念である。

(5) 経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

経営者又はガバナンスに責任を有する者の注意を促すべきと判断した重要な事項について、保証業務の期間を通して経営者又はガバナンスに責任を有する者と適時にコミュニケーションを行うことを求めている（第68項）。なお、ISSA5000におけるthose charged with governanceについて、サステナビリティ保証においては業務実施者の法的位置付けが会計監査人の地位と同様には法律等で定義されていないため、サス保実5000では「ガバナンスに責任を有する者」としている。なお、コミュニケーションの対象として適切なガバナンスに責任を有する者を保証業務実施者が判断し、業務依頼者（企業）との間であらかじめ合意すること、それ以外のガバナンスに責任を有する者についてはガバナンスの構造に応じて適宜読み替えることとしている（第18項）。

(6) 不正、違法行為

不正及び違法行為の主な要求事項として、以下の点が記載されている。

- ・経営者及びガバナンスに責任を有する者の信頼性及び誠実性に関する業務実施者の過去の経験にかかるらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意し、業務の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない（第64項）。
- ・保証業務中に実施される手続により、違法行為又はその疑いに気付く場合があることに留意しなければならない（第65項）。
- ・不正及び違法行為又はそれらの疑いを識別した場合、法令等により、適切な規制当局に報告すること等が求められているかどうかを判断しなければならない（第67項）。

（図表3）

文例番号	報告の枠組み	上場・非上場	保証水準	その他の記載内容の有無
1	一般目的適正表示	上場	合理的保証業務	あり
2	一般目的準拠性	非上場	限定的保証業務	なし
3	一般目的準拠性	非上場	合理的保証業務及び限定的保証業務	あり
4	一般目的準拠性	非上場	限定的保証業務	なし

保証報告書におけるポイントは以下のとおりである。

限定的保証業務においては、保証水準が想定利用者のサステナビリティ情報に関する信頼を少なくともある程

- ・不正又は違法行為の疑いがある場合、法令で禁止されている場合を除き、適切な階層の経営者及び必要に応じてガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議しなければならない（第130項）。

(7) その他の記載内容

保証業務の対象となる情報であって、保証業務の対象となるサステナビリティ情報及びそれに対する保証報告書を含む文書に含まれるもの「その他の記載内容」という（第18項）。例えば、有価証券報告書に監査済財務諸表と保証対象となるサステナビリティ情報が開示される場合、サステナビリティ保証の観点からは、財務諸表監査人が監査を実施した監査済財務諸表がその他の記載内容となる。同様の概念は会計監査にも存在し、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」において定められている。財務諸表監査の観点からはサステナビリティ情報がその他の記載内容となる。

サス保実5000においては、その他の記載内容について、以下の事項を行わなければならないとされている（第171項）。

- ・経営者との協議を通じて、サステナビリティ情報及びそれに対する保証報告書が含まれる発行予定の文書並びに当該文書の発行方法及び発行時期の予定を特定することにより、その他の記載内容を識別すること。
 - ・文書の最終版を保証報告書日以前に適時に入手するために、経営者と調整を行うこと。
- なお、保証対象のサステナビリティ情報が含まれる書類に財務諸表が含まれる場合で、財務諸表と保証対象のサステナビリティ情報との間に重要な相違があると思われる場合又は当該財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、法令等で禁止されていない限り、財務諸表の監査人にその問題を伝えることが要求されている（第174項）。

(8) 保証報告書

サス保実5000においては、付録3において、以下の（図表3）の通り四つの文例を示している。

度高めるであろうと想定される水準と合理的保証業務における保証水準との間の様々な水準になり得る。そのため、保証報告書において、実施した手続の概要を記載す

ることを求めている。また、「監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters : KAM)」に相当する事項の記載は要求されておらず、将来の検討課題とされている。なお、サステナビリティ情報に含まれる将来予測情報に関する固有の限界を含む、適用される規準に照らしたサステナビリティ事項の測定又は評価に付随する重要な固有の限界が存在する場合には、「サステナビリティ情報の作成における固有の限界」という見出しを付し、その内容を記載する（第190項(7)）。

4. 今後の予定

本公開草案は2026年3月までに最終化がされる予定である。なお、IAASBからISSA 5000の結論の根拠や初度適用ガイド等が公表されているが、利用者の理解に資するため、日本公認会計士協会から仮訳が公表される予定である。また日本公認会計士協会のYouTubeチャンネルでもサス保実5000の概要や研修等の動画が掲載されているので参照されたい。

以 上

AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析（第3回）

監査事業本部 Audit Innovation R&D

品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）及び企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「開示ガイドライン」という）の一部が改正された。本改正により、2023年3月期の有価証券報告書等からサステナビリティ情報の開示が義務付けられている。また、2025年3月5日にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の確定基準を公表している。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表しているIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）に整合するわが国のサステナビリティ情報の開示基準であり、将来的に有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示ルールとして制度化されることが見込まれている。さらに、2025年11月26日にSSBJ基準の適用開始に向けた環境整備として、金融庁から「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』（案）に対するパブリックコメントの実施について」（以下「開示府令改正案（2025年11月）」という）が公表されている（パブリックコメント期限は2025年12月26日）。

トマツでは、開示府令改正3年目の2025年3月期における有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況を把握するため、AIを活用した調査と専門家による目視調査の二種類の手法を用いて調査を行い、その結果を2025年10月にWEBで公表した（<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/press-room/nr20251024.html>）。本稿では第2回の記事に続いて4（4.4）を取り上げて解説する。

【本分析の構成】

1 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）	第3回 (再掲)
2 調査の概要	
2.1 調査手法	
2.2 対象となる開示	

3 全体傾向	第1回
3.1 急上昇ワード	
3.2 記載量	
3.3 サステナビリティ情報の記載傾向	

4 サステナビリティ情報の開示分析	第2回 第3回
4.1 ガバナンスの開示	
4.2 リスク管理の開示	
4.3 戦略の開示	

4.4 指標及び目標の開示	
---------------	--

1. 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）

■有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する記載文字量は2023年3月期から2025年3月期にかけて約1.5倍増加しており、多くの企業がサステナビリティ情報の開示に対して積極的に取組んでいることが見て取れた。特に、サステナビリティ関連の評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業において記載量が多い傾向が見られた。サステナビリティ情報開示のさらなる拡充に向けて、役員報酬制度の設計を含むガバナンスの強化が有効である可能性が示唆される。

■人的資本や気候変動について多くの企業が開示しているが、投資家が企業価値向上に向けたストーリーを読み取るうえで、ESG関連項目以外のDXや知財などのテーマについても重要性がある場合がある。これらのテーマに関する開示は現時点では限定的であるものの、増加傾向にあり、企業価値に対する企業の意識向上がうかがえる。今後、さらなる開示の拡充が期待される。

■サステナビリティに関するリスク・機会、戦略、指標及び目標の記載内容のつながりについては課題が見られた。気候変動に関してはリスクや機会、戦略に関して多様な観点が記載される一方で、指標及び目標については温室効果ガス（以下「GHG」という）排出量関連に集中している傾向が見られた。人的資本については戦略や指標及び目標については多様な観点が記載される一方で、開示府令上、明確に要求されていない

リスクに関する記載が乏しい傾向が見られた。サステナビリティ情報の開示においては、断片的な情報の開示ではなく、重要性のあるリスクや機会から戦略、目標及び目標へと一貫性をもった情報開示が期待される。

- SSBJ基準に則した開示は前期から若干の増加にとどまっている。SSBJ基準適用義務化に向け、経営戦略としてのサステナビリティ課題への対応について、投資家がその内容を理解できるように開示の準備を加速させていくことが大いに期待される。
- GHGの開示については、排出量の実績値を開示する企業が増加傾向にあることが確認されたものの、特に当年度の排出量を有価証券報告書提出日に間に合わせて集計し開示できている企業は半数以下にとどまっており、前年度の排出量の実績値を開示しているケースもまだ多く見られた。GHG排出量の集計体制の整備をさらに進めていく、適時に開示できるよう準備を進めていく必要があると考えられる。
- 人的資本の開示については、前年度は提出会社単体ベースでの開示が多く見られたが、当年度は連結ベース（提出会社+重要な子会社の開示含む）で開示する企業が増加傾向にあり、連結ベースで情報収集し開示する必要性が企業に浸透してきている様子が見て取れた。連結ベースでのさらなる開示の充実が今後も期待される。

- ガバナンスにおいて、執行に関する記載は詳細に開示している企業が多く見られた一方で、監督についての開示は取締役会が経営陣から報告を受けている旨の開示等の形式的なものに留まっている企業が多かった。ガバナンスの開示に際しては、執行側の記載だけでなく監督側についても記載することが重要であり、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められることに留意する必要がある。
- リスク管理において、気候関連のリスク及び機会を識別するためのシナリオ分析について開示する企業が増加傾向にあり、気候変動リスク及び機会に対するエクスポート・ジャーナルを把握識別する企業が増加していることがうかがえたが、財務的影響を開示している企業の割合は低かった。
- 財務的影響は投資家の意思決定においても有用性が高いと考えられるため、情報のさらなる開示を期待したい。

は、第3回（本誌2026年2月号）で解説している。

¹ 東京株式市場2025年3月31日（月）の終値に基づく時価総額による。

2. 調査の概要

2.1 調査手法

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況をAIを活用した調査と専門家による目視調査の二種類の手法を用いて調査した。なお、昨年度を対象に、AIを活用した調査については、「AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向調査」を、専門家による目視調査については、「2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析」を公表している。

2.2 対象となる開示

2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載を調査の主な対象とした。

AIを活用した調査において、有価証券報告書の項目ごとの記載量を分析する際は、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】に加えて、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、3【事業等のリスク】、4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】も調査の対象とした。また、役員報酬の記載状況を分析する際は、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】の(4)【役員の報酬等】を調査対象とした。

専門家による目視調査において、有価証券報告書の他の項目（第1【企業の概況】の5【従業員の状況】や、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】など）についても、【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄で参照している旨の記載がある場合など、サステナビリティに関連する記載がある場合は併せて調査の対象とした。

2.3 調査対象企業

2.3.1 AI調査

2025年3月期決算企業、かつ、2025年6月30日までに当該期間の有価証券報告書を提出した東京証券取引所上場企業のうち、過去3年にわたり決算期の変更なく有価証券報告書を提出している企業2,153社を調査対象とした。なお、経年での調査において、市場区分や時価総額別での分析を行う際には、2025年時点での区分や時価総額に基づき企業の振り分けを行った。

2.3.2 専門家調査

2025年3月末時点で、時価総額¹が1兆円以上のプライム市場上場企業のうち、2025年6月末までに有価証券報告書を提出している3月決算企業133社を調査の対象とした。

対象を時価総額1兆円以上の企業としたのは、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方」に

するワーキング・グループ」（以下「サステナビリティWG」という）における、SSBJ基準の有価証券報告書への適用対象、適用時期の検討状況を踏まえたものである²。

開示府令への準拠は時価総額にかかわらず有価証券報告書を提出するすべての企業に求められているが、他の上場企業に比べ早いタイミングでSSBJ基準の適用義務化が予想される時価総額1兆円以上の企業を対象としていることで、SSBJ基準の適用を見据えた先進的な開示がどの程度進んでいるかを把握する。

また、決算月については、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示がどのように変化・拡充したかを分析するため、開示府令改正3年目の情報が入手可能となる3月決算に对象を絞った。

比較対象とする2024年3月期の有価証券報告書については、2025年3月期の分析対象と同じ条件³で抽出した141社とした。なお、2024年3月期の開示状況については、本分析を行うにあたり、改めて開示内容を確認し、昨年実施した調査結果の見直しを適宜行った。

2.4 調査における注意点

2.4.1 AI調査

AIによる調査では、テキスト解析を機械的に行なっており、機械処理による誤解釈やデータの欠落を含みうる。データの欠落の例としては、有価証券報告書XBRLデータのタグ情報に基づいたデータの抽出を行っているため、タグ情報と文章の不一致などによる文章の欠落などが挙げられる。また、テキスト解析の中で文章から各種情報を機械処理にて抽出する際に生成AIなどを活用しており、AIの誤判定などによる誤りが含まれる可能性があることに留意されたい。テキスト解析のため、有価証券報告書内で画像形式で情報が埋め込まれている箇所は解析対象外となる。

AI調査の一部においてキーワードを用いた情報抽出を行っており、原則として以下のそれぞれ対応する単語群のうちいずれか1つ以上が記載されている場合に記載ありとした。例外的な処理を行っているものについては、注釈により補足している。アルファベットの大文字小文字については、表記揺れを加味して記載の有無を判定している。

気候変動	気候変動、気候、カーボンニュートラル、TCFD
人的資本	人的資本、人材、多様性
生物多様性	生物多様性、自然資本、TNFD
人権	人権

循環型社会	循環型社会、循環型経済、循環経済、サーキュラーエコノミー、サーキュラー・エコノミー
地域経済	地域経済、地域課題、地域社会
情報セキュリティ	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、サイバー攻撃、不正アクセス
DX	DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル・トランスフォーメーション、Digital Transformation
知財	知財、知的財産、知的資本
水	水 ※ただし、洪水や水素などの語句は除外

2.4.2 専門家調査

有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示については、具体的な記載方法は開示府令等で詳細に規定されておらず、企業の取組みの状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みとされている⁴。そのため、調査対象については、網羅的にカウントできていない可能性や、一部重複したカウントになっている可能性がある。また、2024年3月期及び2025年3月期の分析対象企業の抽出基準は同様であるが、時価総額によっているため、分析対象企業はそれ自体異なる（2.3.2参照）ことに留意されたい。

3. 全体傾向

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、本稿での解説は省略する。

4. サステナビリティ情報の開示分析

本分析では、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示について、次の観点から分析を行った。

SSBJ基準で開示が求められている「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の一部の項目について、SSBJ基準適用義務化の前ではあるが、2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】において、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、どの程度開示されているかについて専門家による分析を行った（4.1.2、4.2.2、4.3.3、4.4.2参照。4.1.2、4.2.2については、本誌2025年12月号の第1回解説を参照されたい。4.3.3については、本誌2026年1月号の第2回解説を参照されたい）。

また、開示府令改正3年目の2025年3月期におけるサステナビリティ情報の開示の変化・拡充の状況を把握す

² SSBJ基準は金融庁による法令上の手当てがなされることを前提としているため、適用対象や適用時期についての具体的な定めはない。SSBJ基準の適用対象や適用時期については、金融審議会により設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（サステナビリティWG）において、検討されている。

³ 東京株式市場2024年3月29日（金）の終値に基づく時価総額による。

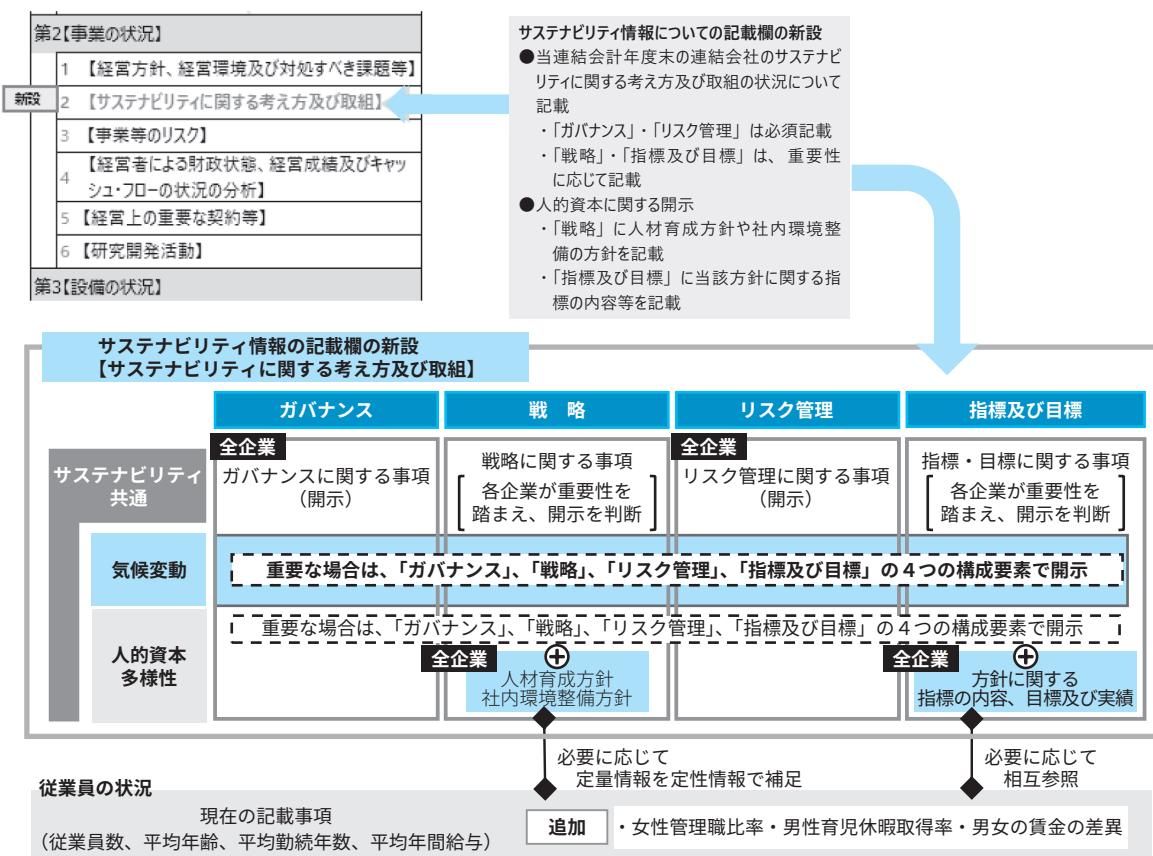
⁴ 出所：金融庁「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.14

るため、2024年3月期と2025年3月期の有価証券報告書における気候変動と人的資本に関する開示について、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、専門家による比較分析を行った（4.4.3、4.4.4参照）。

さらに、有価証券報告書の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示は、金融庁による令和5年度、令和6年度及び令和7年度の有価証券報告書レビューにおける法令改正関係審査及び重点テーマ審査の対象となっている。令和7年度の有価証券報告書レビュー⁵は、現在実施中であるが、令和5年度と令和6年度については、「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」が公表されている。令和6年度有価証券報告書レビューでは、令和5年度に引き続き課題⑤として「サステナビリティ関連のリスク及び

機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である」点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、企業は取組みや指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していない事例が示されている。また新たに識別された課題④として、「識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である」が追加されている。本項では、サステナビリティ関連財務開示内の開示のつながり（サステナビリティ関連のリスク及び機会、戦略、指標及び目標のつながり）について、全上場企業を対象にAIによる分析を行った（4.3.1については、本誌2026年1月号の第2回解説を参照されたい）。

【図表9】開示府令改正（2023年1月）による有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄の新設



出所：有限責任監査法人トーマツ『会計情報』『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の概要（本誌2023年4月号（Vol.560））

4.1 ガバナンスの開示

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、本稿での解説は省略する。

本稿での解説は省略する。

4.2 リスク管理の開示

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、

4.3 戦略の開示

第2回（本誌2026年1月号）で解説しているため、本稿での解説は省略する。

⁵ 令和7年度の有価証券報告書レビューは2025年3月31日以降に終了する事業年度を対象としており、当分析の対象としている事業年度である。

4.4 指標及び目標の開示

4.4.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている⁶。指標及び目標とは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう」とされている⁷。

SSBJ基準は2025年3月に公表され、以下の3つの基準で構成されている。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(以下「一般基準」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(以下「気候基準」という)

SSBJ基準でも、指標及び目標の開示目的が一般基準と気候基準で定められており（【図表27】参照）、指標及び目標の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表27】SSBJ基準における指標及び目標の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準30項）	気候関連（気候基準43項）
● サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。	● 気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では指標及び目標において開示すべき事項が一般基準32項から39項、気候基準44項から46項で定められている。本項では、SSBJ基準適用前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の指標及び目標の開示において、気候基準により将来開示が要求される指標のうち、GHG排出のScope1（事業者自らによる直接排出）、Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）、Scope3（Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出））の測定に関する基本的な要求事項が、2025年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析する。

なお、今回の分析においては、気候基準の開示要求事項のうち比較的開示が進んでいると思われる項目である産業横断的指標に絞って分析を行っている（【図表28】参照）。

4.4.2 SSBJ基準における気候関連の指標及び目標の開示項目と有価証券報告書での開示状況

(1) 気候基準における産業横断的指標の開示の状況
気候関連の指標及び目標の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるように記載する必要がある。この目的を達成するため、指標及び目標において、(1)産業横断的指標等、(2)産業別の指標、(3)目標を開示しなければならないとされている（気候基準44項）。

気候基準では、企業が関連する産業別の指標⁸のうち、主なものを開示しなければならないとされている（気候基準86項）。気候基準で開示が求められている項目のうち、2025年3月期の有価証券報告書における産業横断的指標の開示は以下であった（【図表28】参照）。

⁶ 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2) a、b、c

⁷ 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2) b

⁸ 上記①から⑦の産業横断的指標等（気候基準46項）の定めは、TCFDが2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」において、開示推奨項目として示されたものである（気候基準BC107）。

【図表28】気候関連に関する指標及び目標の開示 専門家調査 プライム1兆円超企業

■ : 75%以上の企業で開示 ■ : 50%以上75%未満の企業で開示
 □ : 25%以上50%未満の企業で開示 □ : 開示企業25%未満

気候関連に関する指標及び目標の開示 (気候基準43項～99項) から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
産業横断的指標等 (44項(1)、46項)	—	—
① GHG排出 (46項(1)) (47項～76項参照)	■	■
② 気候関連の移行リスク (46項(2)) (79項参照)	—	—
・移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (79項(1))		
・移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (79項(2))	■	■
③ 気候関連の物理的リスク (46項(3)) (80項参照)	—	—
・物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (80項(1))		
・物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (80項(2))	■	■
④ 気候関連の機会 (46項(4)) (81項参照)	—	—
・気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (81項(1))		
・気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報 (81項(2))		
⑤ 資本投下 (46項(5)) (82項参照)		
・気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値 (82項)		
⑥ 内部炭素価格 (46項(6)) (83項参照)		
・意思決定に用いている、あるいは意思決定に用いていない旨の開示 (83項(1)(2))		
⑦ 報酬 (46項(7)) (84項～85項参照)	■	■
・気候関連の評価が役員報酬に組み込まれている、あるいは組み込まれていない旨の開示 (84項(1)(2))		

参考：気候基準に基づきトマツ作成

産業横断的指標等に関する開示

①のGHG排出については、前期と同様に多くの企業で何らかの開示をしている。一方、②～⑥については、開示企業数は多くないものの、開示を行っている企業では、戦略の区分において気候関連のシナリオ分析の結果と併せて企業の取組状況を詳細に開示している企業も見られ、開示の二極化が進んでいることがうかがえる。また、⑦の報酬の開示では、開示している企業の割合が2割以上増加しているとともに、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】において、詳細を開示している企業も多く見られた。産業横断的指標等の開示については、2025年3月期の有価証券報告書において、SSBj基準の適用を見据えた先進的な開示に取組んでいる企業も出てきていることがうかがえる。

シナリオ分析を実施して気候関連のリスクの識別を行っている企業は、約8割であり（約7割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）、前期から増加している（本誌2025年12月号の第1回解説4.2.2(1)②参照）。企業が識別した気候関連のリスクは様々ではあるものの（本誌2026年1月号の第2回解説4.3.1(2)①参照）、移行リスクにおいては炭素税の導入や規制強化を識別している企業

が複数見られた。また、エネルギー効率の良い技術の開発による技術導入コスト増加のリスクや、開示の不十分さを起因とするレビューションリスクを識別している企業もあった。物理的リスクは急性の物理的リスクと慢性の物理的リスクに分類されるが、急性の物理的リスクには台風、洪水、又は大雨等の自然災害、それに伴う復旧コスト、並びに調達コストの上昇などを識別する企業が複数見られた。慢性の物理的リスクは、平均気温の上昇や海面水の上昇を識別する企業が多く、それに伴う空調コスト等の上昇や社員の生産性低下を識別した企業もあった。

① GHG排出

気候変動に関し重要性が高いと考えられる指標として、GHG排出がある。GHG排出については、「4.4.3GHG排出量実績・削減目標における有価証券報告書での開示状況」において、(1)実績値の開示状況、(2)実績値の開示年度、(3)比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、(4)集計範囲（バウンダリー）、(5)任意開示の参照、(6)第三者による保証等の有無、(7)適用されているフレームワークについての開示の状況について分析を行っているが、約8割の企業が何らかの形でGHG排出の実績値の開示を行っている（約7割）

(【図表35】参照)。

Scope1、Scope2、Scope3の区別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリー別開示については、「4.4.2(2)気候基準で求められている区別開示の状況」の分析を参照されたい。

② 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

「気候関連のリスク」とは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいい、気候関連の物理的リスクと移行リスクに分類される（気候基準4項(1)）。「気候関連の移行リスク」とは、低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びリペチューション・リスクが含まれる（気候基準4項(3)）。

企業は気候関連開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別しなければならず、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会における、気候関連のリスクのそれぞれについて、気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれであるかを開示するとされている（気候基準17項、19項(1)(2)）。また、気候基準では、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準79項(1)(2)）。

移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約7割であり（約5割）、前期から開示が増加している。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約2割（約1割）、規模に関する情報を開示している企業は約3割（約3割）であり、前期から若干増加している。両方を開示している企業は1割未満であり（約1割）若干減少している。また、それ以外の気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約6割であり（約2割）、前期から大きく開示が増加している。

移行リスクについては、規模に関する定性的な情報や、具体的な数値及びパーセンテージを開示している企業が増加している。前期に規模に関する情報のみを開示している企業や記載をしていない企業が、当期において具体的な数値及びパーセンテージを開示している事例も見られ、より詳細な開示を行う企業が増加していることがうかがえる。

③ 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

気候基準では、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準80項(1)(2)）。

「気候関連の物理的リスク」とは、気候変動によりも

たらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう（気候基準4項(2)）。急性の物理的リスクは、極端な気温変化、降雨などの事象によって生じると考えられ、例えば、異常気温、台風又は豪雨は、事業、施設、サプライ・チェーン、輸送ニーズ又は従業員の安全に影響を与え、結果として企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える可能性がある。慢性の物理的リスクは、平均気温の上昇、降雨パターンの変化、海面の上昇など、より長期的な要因から生じると考えられ、例えば、海面上昇による事業又は施設に対する影響など、より長期的な財務的影響をもたらす可能性があるとされている（気候基準BC24(1)(2)）。

物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約7割であり（約5割）、前期から約2割増加している。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約1割であり（約1割）、前期とほぼ同様の割合であった。規模に関する情報を開示している企業は約3割であり（約3割）、前期から若干増加している。両方を開示している企業は1割未満であり（約1割）、前期から若干の減少であった。また、それ以外の気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約5割であり（約2割）、前期から大きく増加している。

移行リスクと同様、定性的な規模に関する情報や、具体的な数値及びパーセンテージを開示している企業が増加している。前期に規模に関する情報のみを開示している企業や記載をしていない企業が、当期においては具体的な数値及びパーセンテージを開示している事例も見られ、より詳細な開示を行う企業が増加していることがうかがえる。

④ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動

気候基準では、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準81項(1)(2)）。「気候関連の機会」とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいい（気候基準4項(4)）、例えば、消費者のニーズ又は選好の変化に応じて、自社ブランドの評判を高める新製品及び新サービスを開発することなどが考えられる（気候基準BC27）。

気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関して開示している会社は約5割であり（約4割）、前期から約1割増加している。具体的な開示としては、脱炭素社会実現に向けた需要の変化に対応する低炭素製品の開発や製品ラインナップの拡充、リサイクル事業の確立などを記載している企業が見られた。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約1割であり（1割未満）、前期から若干の増加であった。また、規模に関する情報を開示している企業は約2割であり（約2割）、両

方を開示している企業は約1割（約1割）と、前期とほぼ同様の割合であった。また、それ以外の気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約3割であり（約2割）、前期から若干の増加であった。

⑤ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値

気候基準では、気候関連のリスクと機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならないとしている（気候基準82項）。気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値について開示している企業は、約1割であり（約1割）、前期から若干の増加であった。

⑥ 内部炭素価格

気候基準では、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）や、GHG排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格に関する情報を開示することとしている（気候基準83項(1)）。また、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨を開示するとしている（気候基準83項(2)）。

内部炭素価格を投資意思決定等に用いている旨を開示している企業は約1割であり（約1割）、前期から若干の増加であった。内部炭素価格を投資意思決定に用いていることを開示している企業のうち、内部炭素価格の定量情報についても開示している企業は、開示企業の約8割（約5割）であり、前期から増加している。また、前期及び当期ともに、内部炭素価格について意思決定に用いていない旨を開示している企業はなかった。

⑦ 報酬

気候基準では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その方法や、当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示することとしている（気候基準84項(1)）。また、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨を開示するとしている（気候基準84項(2)）。さらに、気候関連の評価項目が役員

報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と併せて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、気候基準84項(1)の事項に関する情報を開示することができるとしている（気候基準85項）。

気候関連の評価と役員報酬について開示している企業は約6割であり（約3割）、前期から約3割増加している。そのうち、気候関連の評価が報酬に組み込まれている旨を開示している企業は約5割であり（約2割）、前期から約3割増加している。気候変動を経営課題と位置付け、業績評価指標に織り込んでいる企業が増加していることがうかがえる。また、これとは別に、気候関連の評価項目と他の評価項目が併せて役員報酬に組み込まれている旨の開示をしている企業（気候関連の評価を区分して識別できない開示）は約2割であり（約2割）、前期とほぼ同様であった。一方、気候関連の評価が役員報酬に組み込まれていない旨を開示している企業は1割未満と少数であった（前期はなし）。

有価証券報告書の、第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の欄で、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】の(4)【役員の報酬等】欄を参照の旨を開示している企業がある一方、【役員の報酬等】欄に気候関連の評価項目が記載されているものの、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の欄にその旨や参照を開示していない企業もあった。

気候関連項目の役員報酬への組み込み状況については、プライム市場全体を対象にAIによる分析を行った結果、時価総額5,000億円未満の企業では「連動なし」が多数を占めている状況であった。一方、時価総額5,000億円以上の企業では半数以上が何らかの形でサステナビリティ関連項目を役員報酬に組み込んでいる状況であることが確認された。

(2) 気候基準で求められている区別開示の状況

本項では、2025年3月期のGHG排出の開示について、Scope1、Scope2、Scope3の区別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリー別開示の状況について分析した（【図表29】参照）。

【図表29】気候関連に関するGHG排出 専門家調査 プライム1兆円超企業

■ : 75%以上の企業で開示	■ : 50%以上75%未満の企業で開示
■ : 25%以上50%未満の企業で開示	□ : 開示企業25%未満

気候関連に関するGHG排出 (気候基準47項～99項) から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
① GHG排出の開示（47項） Scope1、Scope2、Scope3に区分して開示	■	■
② GHG排出Scope2の測定方法の開示（53項、54項） ロケーション基準、マーケット基準	■	■
③ GHG排出Scope3カテゴリー別開示状況（55項）	■	■

参考：気候基準に基づきトーマツ作成

① GHG排出の3つの区分による開示

気候基準では、GHG排出について「GHGプロトコル(2004年)」(以下「GHGプロトコル」という)で用いられている定義を採用して、3つのScope (Scope1、Scope2、Scope3)を報告企業の視点から定義したうえで、当報告期間中に生成したGHG排出の絶対総量について3つに区分して開示しなければならないとしている(気候基準6項(4)(5)(6)、47項、BC111-114項)。

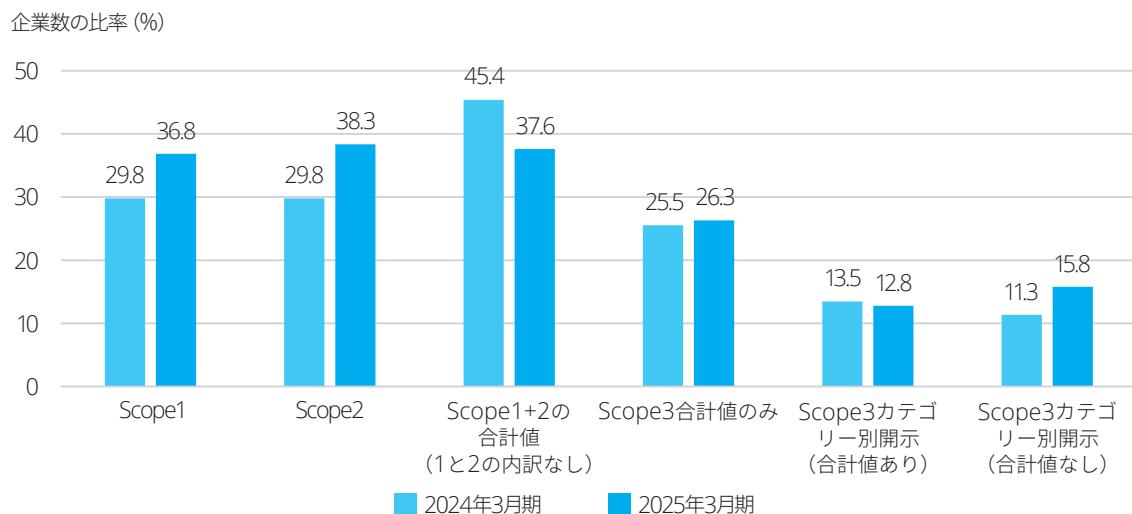
GHG排出の実績値を前期実績値もしくは当期実績値で開示していた企業は78.9% (72.3%)であり(【図表30】参照)

35】【図表36】参照)、前期より開示する企業が増えている。Scope1及びScope2の実績値は、Scope1と2を区分して開示している企業の割合が増加し、Scope1+2の合計値のみを開示している企業の割合に減少が見られた(【図表30】参照)。

Scope3の実績値については、前期同様約4分の1の企業が合計値のみを開示していたが、合計値の内訳としてカテゴリー別の開示を行っている企業や、合計値の開示は行わずに特定のカテゴリーのみの開示を行っている企業もあり、開示の仕方や範囲は当期も多様であった。

【図表30】GHGプロトコルの3区分別の実績値の開示の状況

専門家調査 プライム1兆円超企業



Scope3については、前期と同様Scope1、2と比べて、有価証券報告書における開示が少ない傾向がある(【図表30】参照)。これについては、以下の要因が考えられる。

- Scope3に関する定量情報は、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる性質を有している。
- そのため、
 - バリューチェーン上の情報を網羅的に収集することは、実務上困難である。
 - 情報の信頼性の確保がScope1、2に比べて難しく、有価証券報告書で開示したScope3に関する上記の定量情報が事後的に誤りであることが発覚した場合には、有価証券報告書の訂正や罰則の対象となる可能性があるため、情報の信頼性が確保できる指標に開示を絞り込んでいる。
 - Scope1、2に比べて、算定プロセスが複雑であり、情報の網羅性や見積りの適切性など信頼度の高い算定方法を検討中である会社も多い。

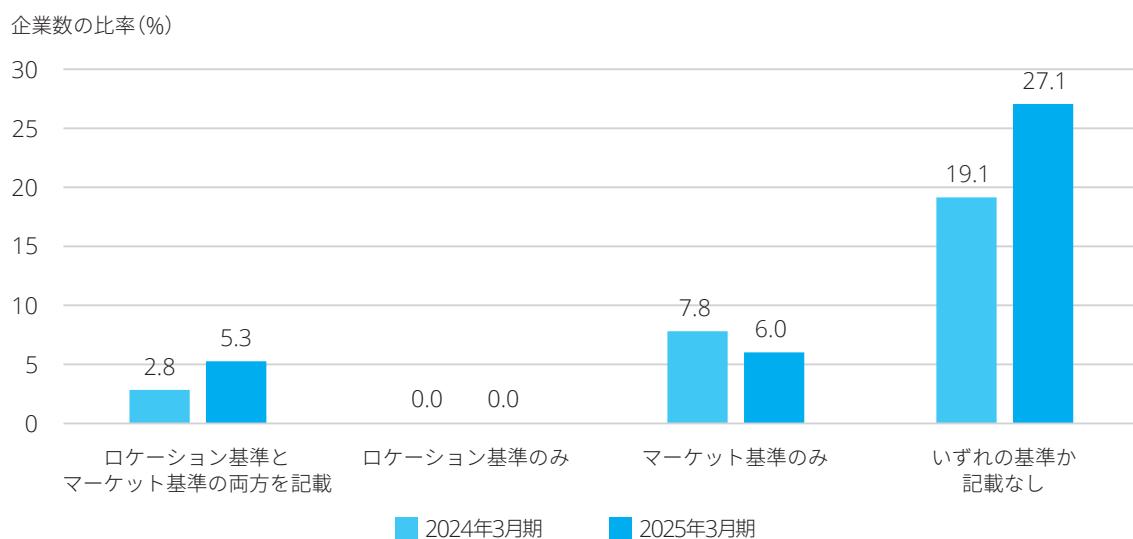
② Scope2の測定方法の開示状況

Scope2の測定方法には、ロケーション基準とマーケット基準という2つの考え方がある。気候基準では、Scope2について、ロケーション基準によるGHG排出

量を開示しなければならない(気候基準53項)としたうえで、これに加え、契約証書を企業が有している場合、Scope2を理解するうえで必要な当該契約証書に関する情報、あるいはマーケット基準によるScope2排出量、のいずれかを開示しなければならないとしている(気候基準54項)。ロケーション基準は、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いる方法であるのに対し、マーケット基準は報告企業が実際に購入した電気等の購入契約及び分離された契約証書の内容を測定に反映する方法である。計算に用いる排出係数が異なるため、どちらの基準に基づくかにより実績値が異なるため、Scope2の算定方法は投資家にとって重要な情報となる。

Scope2の実績値を開示している企業の割合は38.3% (29.8%)であり、前期より開示する企業は増えているものの、Scope2測定の前提条件を開示している企業は11.3% (10.6%)は2024年3月期の割合。以下同じ)であるのに対し、開示していない企業は27.1% (19.1%)であった。また、ロケーション基準とマーケット基準の両方を開示している企業は5.3% (2.8%)であり、ロケーション基準のみを開示している企業はなかった(【図表31】参照)。前期に比べ、ロケーション基準とマーケット基準の両方を記載している企業の割合にやや増加が見られた。

【図表31】Scope2の測定の前提条件開示 専門家調査 プライム1兆円超企業



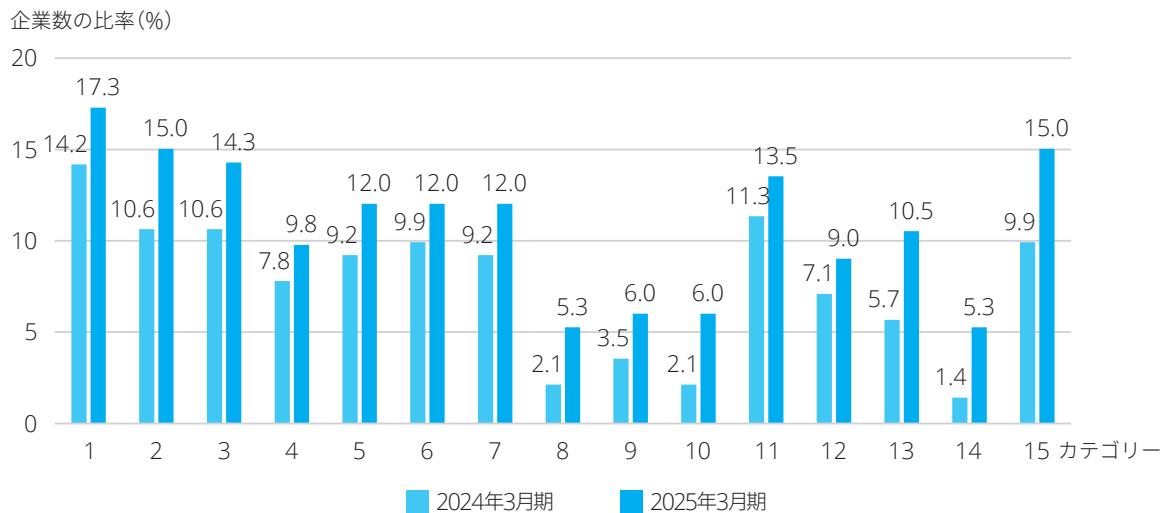
③ Scope3のカテゴリー別の開示状況

気候基準では、Scope3については、GHGプロトコル「Scope3基準（2011年）」に記述されているScope3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとしている（気候基準55項）。2025年3月期の有価証券報告書でカテゴリー別に実績値を開示していたのは28.6%

(24.8%) であり、内訳としては、合計値あり12.8% (13.5%)、合計値なし15.8% (11.3%) であった（【図表30】参照）。

分析対象企業において、各カテゴリーの開示比率は【図表32】の通りである。全体として前年調査に比べ開示比率が高まっている傾向が見られた。

【図表32】Scope3カテゴリー別の開示状況 専門家調査 プライム1兆円超企業



企業によって重要なカテゴリーは異なるため、カテゴリー別の開示においては、業種ごとに異なる傾向が見られた。例えば、製造業のように原料を仕入れて製造・販売を行う企業においては、一般的にカテゴリー1（購入した財及び・サービス）、4（上流の輸送及び流通）、11（販売した製品の使用）、12（販売した製品の廃棄処理）が重要になることが多く、自社製品使用時にエネルギーを使用する企業においては、一般的にカテゴリー11（販売した製品の使用）が重要になることが多いと思われる。また、金融機関においては、カテゴリー15（投資）が重要なカテゴリーになることが多いと思われる。

また、カテゴリー別の開示を行っている企業においては、特定のカテゴリーのみを開示している企業が多かったが、開示をしていないカテゴリーについて、ゼロとして開示している企業も見られた。開示対象外としたカテゴリーについては、その理由が簡潔に記載されている事例もみられたが、特に理由の記載がない事例も見られた。

なお、Scope3に関する定量情報について、事後的に誤りがあることが発覚した場合の扱いについては、その他の論点と合わせて金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」

及び令和7年度「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、セーフハーバー・ルールのあり方について議論が行われている。具体的には、2025年7月17日に公表された同ワーキング・グループの中間論点整理⁹では、まずは金融庁が開示ガイドラインを改正し、Scope3GHG排出量に関する情報について一定の要件を満たした場合には、虚偽記載等の責任を負わないこと

が適当としつつ、法律改正も含めて引き続き検討することが望ましいとの方向性が示されており、今後の動向に留意が必要である。

(3) 気候基準におけるGHG排出目標の開示の状況

本項では、2025年3月期のGHG排出目標の開示状況について分析した。

【図表33】 GHG排出目標 専門家調査 プライム1兆円超企業

■ : 75%以上の企業で開示 ■ : 50%以上75%未満の企業で開示
□ : 25%以上50%未満の企業で開示 □ : 開示企業25%未満

GHG排出目標 (気候基準97項) から一部抜粋	開示状況
① 総量（グロス）での開示	
② 純量（ネット）での開示	■
③ 総量（グロス）又は純量（ネット）のいずれか不明	

参考：気候基準に基づきトーマツ作成

GHG排出目標の総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標の開示

気候基準では、GHG排出目標がある場合、GHG排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか、開示することが求められている（気候基準92項、97項(3)）。

2025年3月期に新たに追加した調査項目であるGHG排出目標の開示の状況において、GHG排出目標を開示している企業は約9割であり、多くの企業が目標を設定し、開示している状況にあった。そのうち、総量（グロス）で開示している企業は1割に満たず、純量（ネット）で開示している企業は約7割であった。また、GHG排出目標が総量（グロス）又は純量（ネット）のいずれであるか明確ではない企業が約1割であった（【図表33】参照）。

純量（ネット）目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明を開示することが求められているが（気候基準97項(5)）、カーボン・クレジットについて言及している企業は1割未満であった。純量（ネット）目標を開示する企業が多く見られたものの、目標達成のためにどのような取組を行っていくのか、自社の削減努力によるGHG排出と他社の削減努力の結果であるカーボン・クレジットの使用等について、具体的に記載することが今後期待される。

また、気候基準では、気候関連の目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうかについて、開示することが求められている（気候基準94項(1)）。気候関連の目標について、SBTi (Science

Based Targets Initiative) の認証を受けている旨、開示している企業は約3割、RE100 (Renewable Energy 100%) に言及している企業は約1割であった。

4.4.3 GHG排出量実績・削減目標における有価証券報告書での開示状況

本項では、開示府令改正3年目の2025年3月期において、GHG排出の開示（GHG排出量やGHG削減量、削減割合の開示を含む。以下同じ）がどの程度進んでいるか、定量的な観点から分析する。具体的には、2025年3月期の有価証券報告書について、(1)実績値の開示状況、(2)実績値の開示年度、(3)比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、(4)集計範囲（バウンダリー）、(5)任意開示の参照、(6)第三者による保証等の有無、(7)適用されているフレームワークについて分析を行った。

開示府令等にはGHG排出の開示に関する具体的な記載事項の定めがない。しかし、開示府令の改正と同時に金融庁より公表された「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」では、望ましい開示に向けた取組みとして、「GHG排出に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1、Scope2のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待される」との考えが示されている。また、Scope3についても、企業のバリューチェーンを把握し、気候変動に関するリスク及び機会についての有用な情報を投資家に提供する重要な情報であ

⁹ 出所：金融庁「金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について」（2025年7月17日）

り、開示することが有用と考えられる、とされている¹⁰。

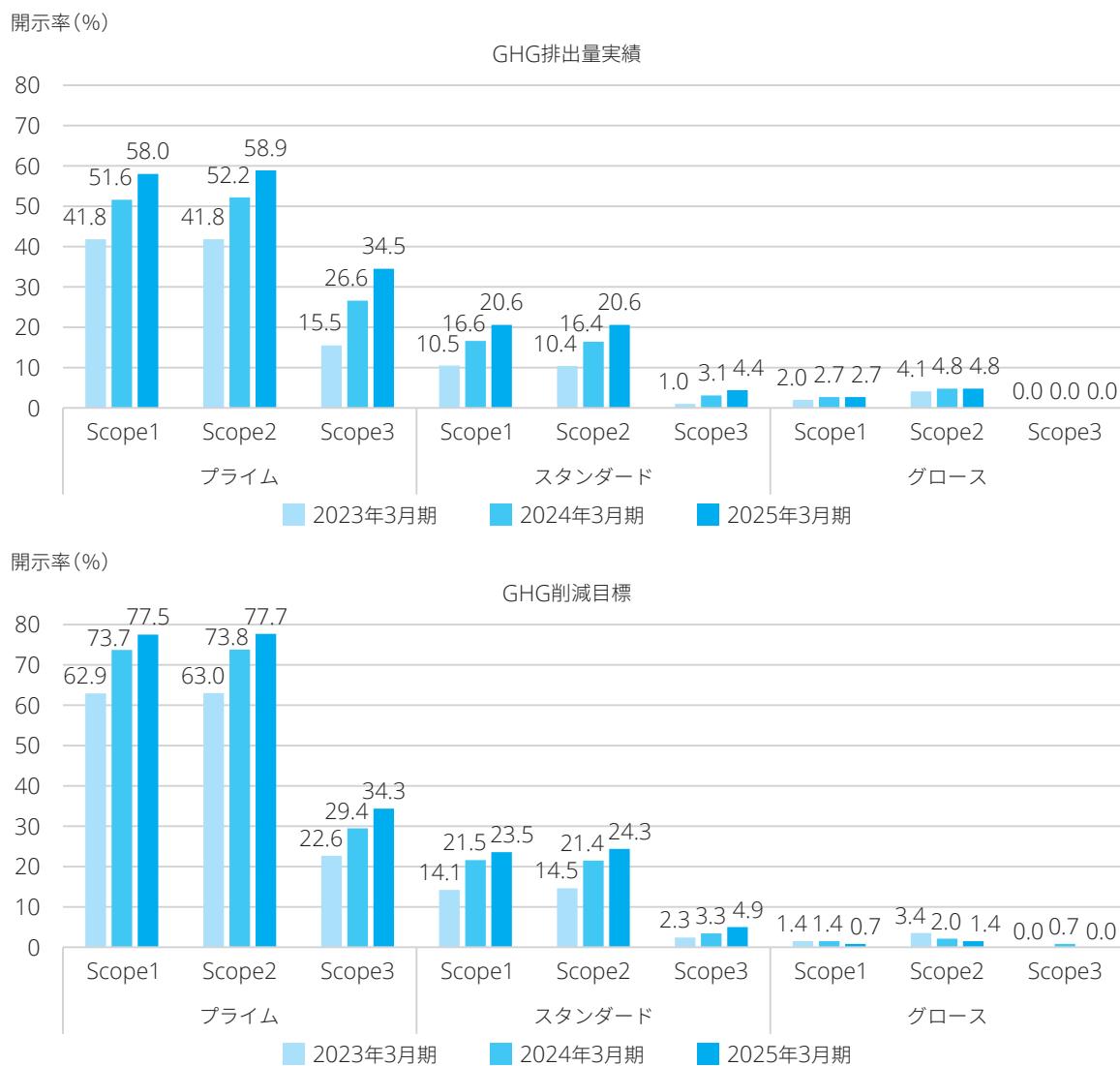
(1) 実績値の開示状況

① 全上場企業の開示状況

AIを用いて3月期決算の全上場企業における、市場区分別・Scope別のGHG排出量実績・削減目標の開示率を分析した（【図表34】）。なお、Scope1の場合、Scope1+2、Scope1+2+3のように、複数のScopeの合計値を開示している場合もScope1の開示ありとして集計を行った。Scope2、Scope3の集計についても同様に行った。

分析の結果、プライム・スタンダード市場において全Scopeで排出量実績・削減目標ともに開示率が経年で増加傾向にあることが見て取れる。特に、今後SSB基準の義務化対象を含むプライム市場における開示率の増加が大きい。開示府令では排出量実績の開示は求められていないものの、排出量実績の算出が難しいScope3においても堅調に増加しており、銀行等では削減目標はScope1及びScope2だけの記載にとどまる一方で、排出実績はすべてのScopeを開示している企業も見られた。これらは金融機関の排出量算定の標準化等の取組みが進んできていることが影響している可能性がある。

【図表34】 GHG排出量実績・削減目標における市場区分ごとのScope別開示率の経年推移 AI調査 全上場企業



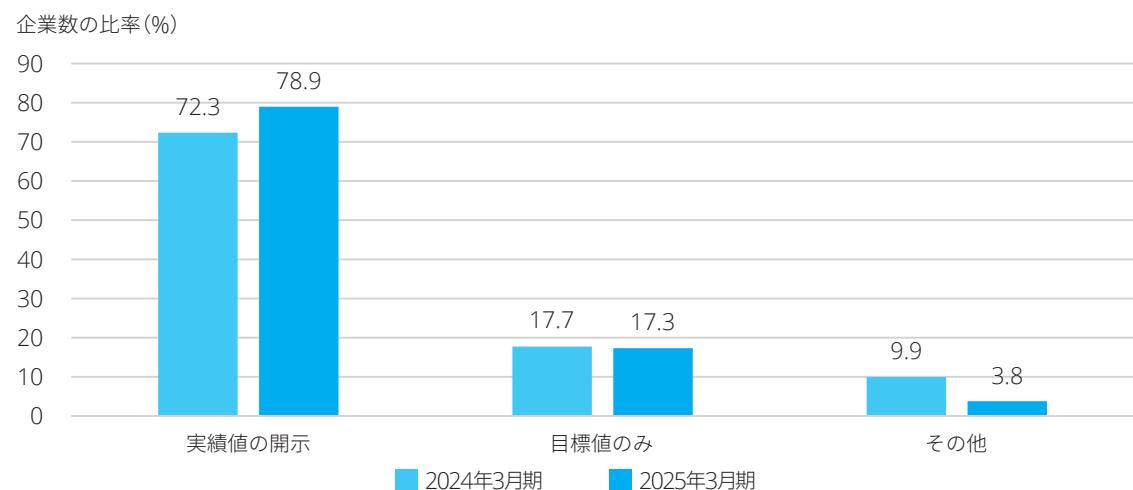
② 時価総額1兆円以上の企業の開示状況

2025年3月期の有価証券報告書で分析対象とした企業のほとんどが、気候変動対応に関連しGHG排出について何らかの開示を行っているが、GHG排出の実績値を開示している企業は78.9%（72.3%、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）となっており、前期より実

績値を開示している企業の割合の増加が見られた。開示府令では、GHG排出の実績値の開示は求められていないものの、多くの企業が実績値を開示しており、実績値を開示せず目標値のみを開示している企業は17.3%（17.7%）と前期とほぼ同様の割合であった（【図表35】参照）。

¹⁰ 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（気候変動関連等1/2）

【図表35】GHG排出実績値の開示状況 専門家調査 プライム1兆円超企業



※ その他には、GHG排出の指標（実績値もしくは目標値）の開示を省略している企業に加え、GHG排出について定性的な情報のみを開示している企業も含めて集計している。

前期の本調査と比較した場合、有価証券報告書にて実績値の開示を行った企業の割合の増加が見られ、GHG排出量について目標も含め定量的な開示を行っていない企業の割合は減少が見られる。

また、排出量の絶対量については開示がなく、基準年に対する削減率の実績又は目標のみを開示している企業も複数見られた。

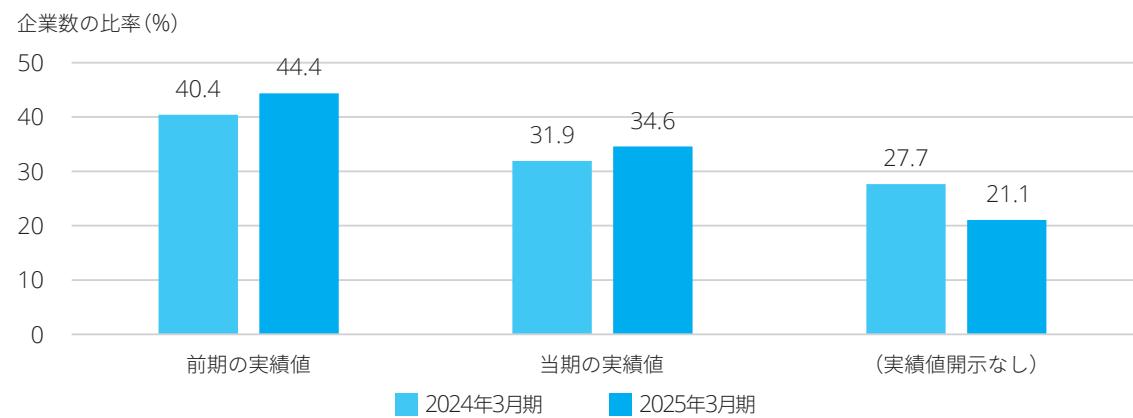
なお、GHG排出のScope1、Scope2、Scope3別の開示の状況については、「4.4.2(2)気候基準で求められている区分別開示の状況」の分析を参照されたい。

(2) 実績値の開示年度

GHG排出の指標を有価証券報告書において開示する際に、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている¹¹。2025年3月期の有価証券報告書で最新の2025年3月期の実績値を開示している企業は34.6% (31.9%)、1年前の2024年3月期の実績値を開示している企業は44.4% (40.4%) であり、実績値を開示する企業は増加傾向にある（【図表36】参照）。

また、最新の実績値を開示している場合に、速報値である旨などを記載している事例も複数見られた。

【図表36】2025年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度 専門家調査 プライム1兆円超企業



集計にあたっては、開示しているGHG排出の実績値がScope1、Scope2、Scope3の区分により異なる年度となっている場合、2025年3月期の開示が含まれて

いる場合には当期の開示として集計している。

GHG排出の実績値が当期（2025年3月期）よりも前（2024年3月期）の開示が多いのは、以下のような

¹¹ 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにすることに留意が必要である。

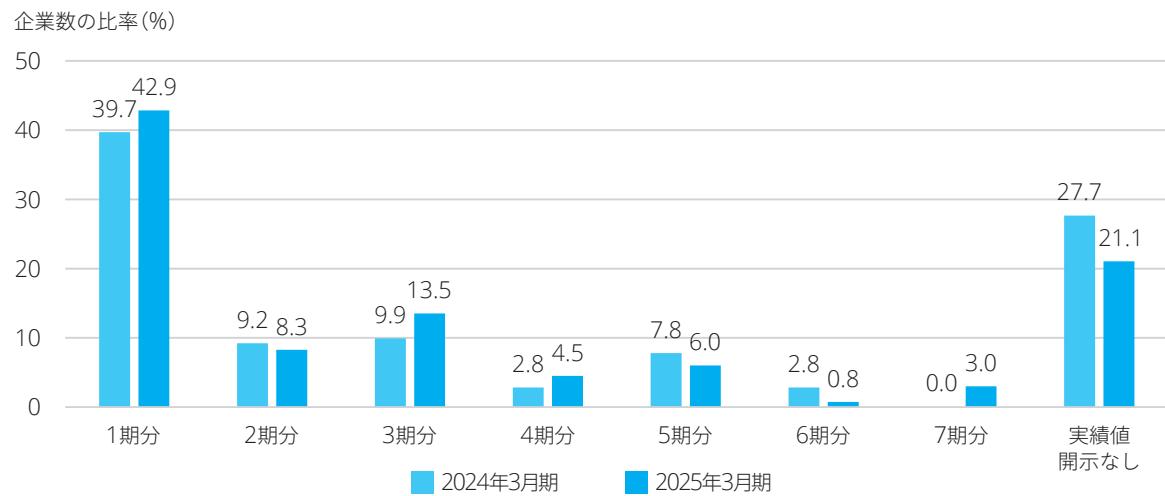
要因が考えられる。

- 有価証券報告書の提出までに当期の実績値の算定が間に合わない。
- 有価証券報告書の提出までに当期の実績値の算定が間に合う場合でも、情報の信頼性確保のため、有価証券報告書提出後に実施する第三者による検証後の数値を有価証券報告書で開示する方針としている。
- 当期の実績は、統合報告書等の任意開示（以下「任意開示」という）への参照としている。

(3) 比較年度の実績の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

GHG排出の実績値が何期分開示されているか確認したところ、1期分のみを開示している企業が最も多く42.9% (39.7%) であった（【図表37】参照）。1期分のみの開示企業が最も多い状況は前期から変わりなく、任意開示では複数年の開示を行っている企業であっても、有価証券報告書では過去の実績値は限定的な開示となっている傾向が見られた。

【図表37】 GHG排出の実績値を何期分開示しているか 専門家調査 プライム1兆円超企業



GHG排出の実績値開示は、気候変動に関連するリスク及び機会に対処するための企業の取組みやGHG排出の削減が中長期的な目標どおり進捗しているか、長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる指標である。そのため、1期分のみの開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた時系列での変化を開示することが有用である。また、目標と実績に大きな乖離がある場合は、その理由を開示することが有用である。

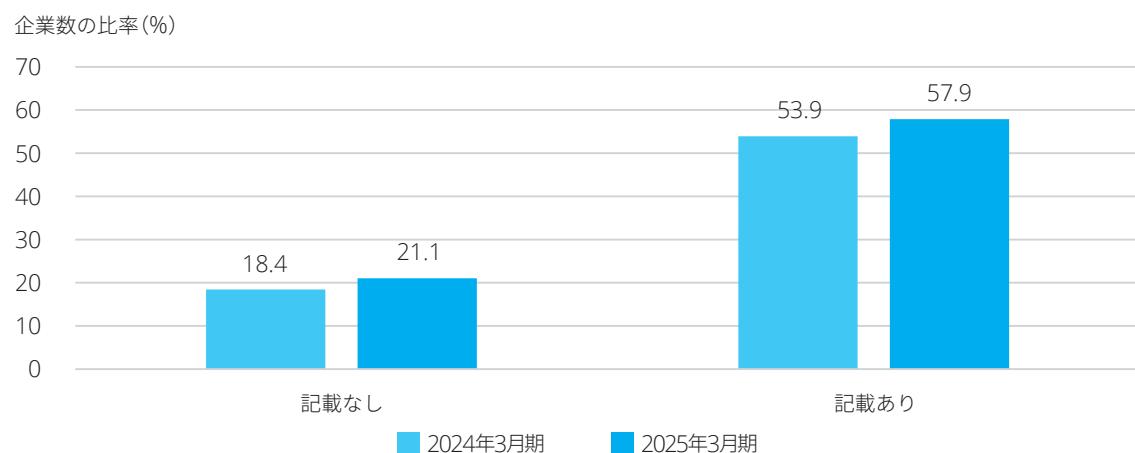
(4) 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示する^{12 13}とされている。また、指標については、指標の範囲等、指標の前提その他の補足情報についても併せて記載することが期待されており、57.9% (53.9%) の企業が集計範囲（バウンダリー）の開示を行っていた（【図表38】参照）。

12 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2)において「連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

13 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられるとしている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

【図表38】集計範囲（バウンダリー）の開示状況 専門家調査 プライム1兆円超企業



集計範囲（バウンダリー）の開示は、「当社及び連結子会社」「連結グループ」「当社グループ」「国内外グループ全社」「当社及び主要なグループ会社」「当社及び連結子会社のうちCO₂排出量が大きい会社」「当社及び基幹事業会社」「会社が定めた〇〇判定基準でグループ全事業所をABCの3区分に分類し、環境負荷が大きい〇区分事業所及び〇〇事業を集計対象としている」「法令でエネルギー使用量、CO₂排出量の報告義務のある〇〇社」など、企業によって書き方がばらついているため、集計範囲（バウンダリー）の把握が難しい状況であった。特に連結子会社のうち、一部の子会社だけを集計範囲（バウンダリー）に含めている企業では、具体的な子会社名や集計対象となる基準を明記している企業もあったものの、有価証券報告書内の記載のみでは判然としない企業も散見された。

「当社グループ」や「当社及び連結子会社」などの開示内容から集計範囲（バウンダリー）を連結ベースと推測した企業が32.3% (32.6%)、連結グループのうち重

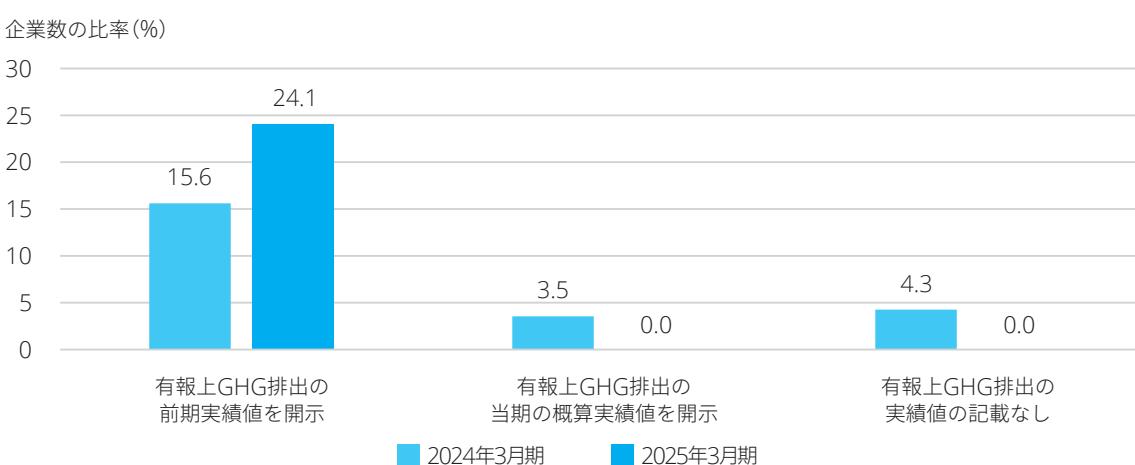
要な子会社のみを含めて集計していると推測した企業が20.3% (19.9%)、「当社」「提出会社」などの開示内容から単体ベースと推測した企業が5.3% (1.4%) であった。ただし、連結ベースと推測した企業が、財務報告での連結会社と集計範囲が同じかどうかについては、ほとんどの企業で開示がないため判別が難しい状況であった。

また、集計範囲（バウンダリー）が連結ベースではない場合、開示の対象範囲及び当該範囲とした理由を記載することが期待される。GHG排出の集計範囲（バウンダリー）が連結ベースではない理由を開示している企業は、6.0% (3.5%) であった。

(5) 任意開示の参照

GHG排出の開示について、補完情報として任意開示の参照先を記載しているか確認したところ、24.1% (23.4%) の企業が参照先を開示していた（【図表39】参照）。

【図表39】GHG排出について任意開示を参照している企業 専門家調査 プライム1兆円超企業



有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として任意開示を参照する場合、前期の情報（長期時系列で示した比較年度の実績等）が記載された任意開示や将来公

表予定の任意開示を参照することが考えられる。当期において任意開示を参照していた24.1%の企業は、いずれも有価証券報告書で開示している直近のGHG排出の

実績値の開示が前期のものである企業であり、有価証券報告書提出後に公表予定の任意開示を参照先としている企業が多く見られた。

将来公表予定の書類を参照する際には、投資家に理解しやすいよう公表予定期間や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる¹⁴とされている。前期の実績値を開示している企業では、「2024年度（2025年3月期）の実績は、2025年〇月以降に当社ホームページ上で公表する「〇〇〇〇〇〇」をご参照ください。当該開示資料は以下のURLからご覧いただくことができます。」など、参照先の任意開示の公表予定期間を明記したうえで、参照先となる任意開示のウェブ上のアドレスを併せて開示する事例が多く見られた。

なお、投資家の投資判断上重要であると企業が判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、任意に公表した他の書類への参照は、あくまで補完情報との位置付けである¹⁵ことに留意が必要である。令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、令和5年度のレビュー結果に引き続き課題^⑩として、公表した他の開示書類等に記載した情報を参考する場合におい

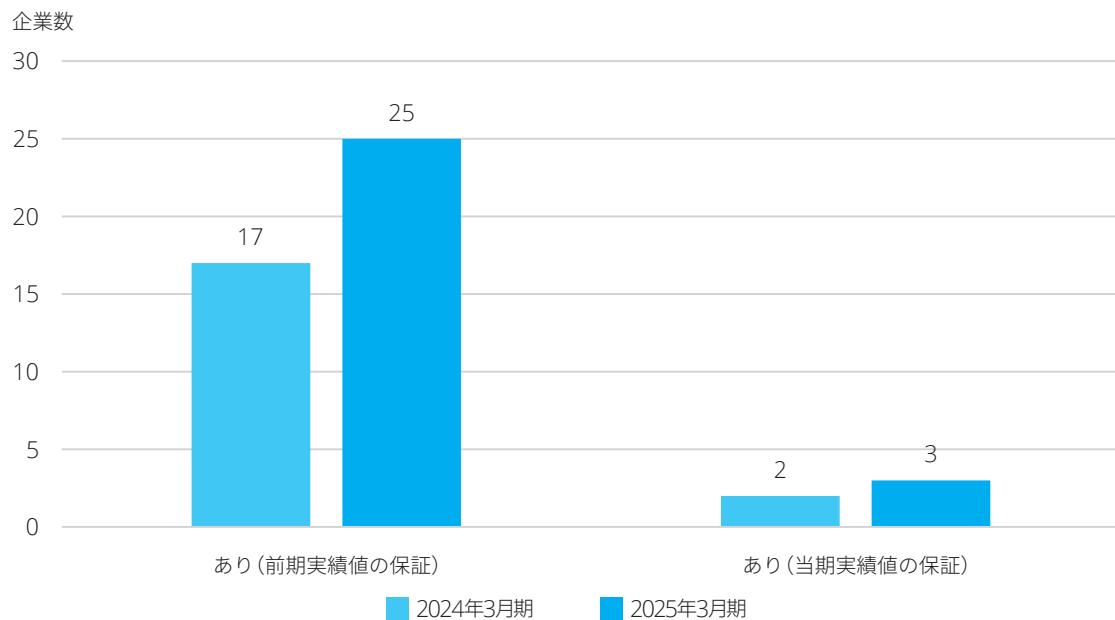
て、記載上の不備があることが指摘されている。適切ではない事例として、開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当する内容が有価証券報告書に記載されず他の開示書類参照としていた事例が示されており、今後も留意が必要と思われる。

(6) 第三者による任意保証等の有無

GHG排出に関する情報の信頼性の担保のためには、第三者による保証もしくは検証を受けることが有効な手段と考えられる。本項では、GHG排出の実績値を開示した企業が、第三者による保証や検証（以下「保証等」という）の有無について開示しているか分析した。

任意で保証等を受けている旨を開示（有価証券報告書以外の任意報告書にて保証を受けている旨を有価証券報告書内で開示している場合を含む）している企業は28社（19社）であり、前期よりやや増加している。保証等の対象事業年度は前期の実績値としている企業が25社（17社）、当期の実績値としている企業が3社（2社）であった（【図表40】参照）。

【図表40】有価証券報告書におけるGHG排出の実績値の保証等に関する記載 専門家調査 プライム1兆円超企業



GHG排出の実績値の開示にあたり、有価証券報告書の提出日までに確定値の算定が難しい場合、前期の数値や概算値を開示することも認められている。この場合、実際の集計結果が概算値から大きく異なるなど、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる、とされている¹⁶。

(7) 適用されているフレームワーク

気候基準62項では、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いてGHG排出を測定するにあたり、気候基準50項および51項に基づきGHG排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、「GHGプロトコルとは異なる方法を要求している法域の

¹⁴ 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.242等

¹⁵ 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.254等

¹⁶ 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等

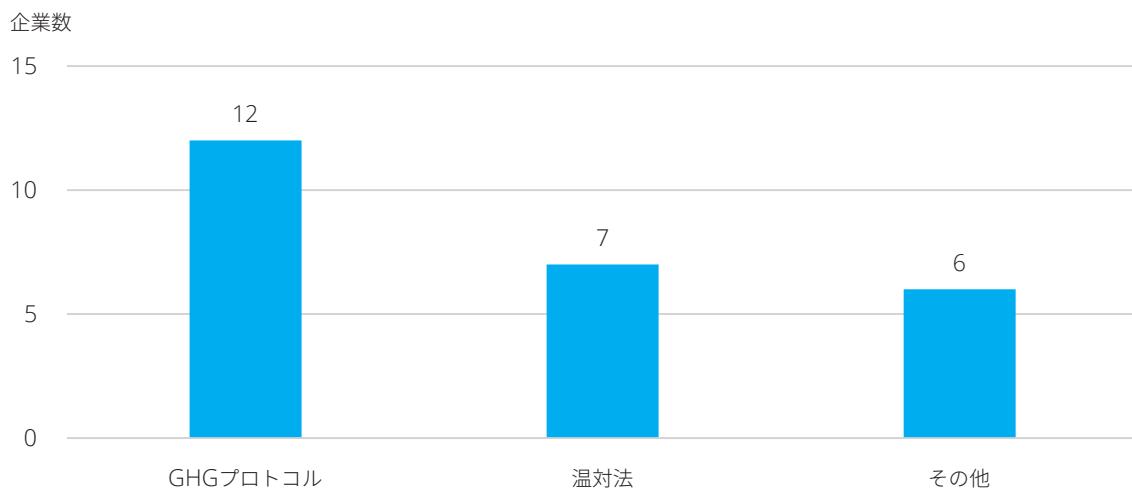
法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称」や「GHGプロトコルとは異なる方法を選択した理由」などを開示することを要求している。そこで、企業のGHG排出量について、適用されているフレームワークがGHGプロトコルであるか、それ以外であるか、それ以外である場合には「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）」など具体的に適用されているフレームワークが有価証券報告書で開示されているかについて本年調査で新たに分析した。

GHG排出量の測定に企業が適用したフレームワーク

がGHGプロトコルであることが読み取れた企業は12社あり、温対法であることが読み取れた企業は7社、その他の記載が6社であった（【図表41参照】）。それ以外の大多数の企業の開示においては、有価証券報告書の記載のみから、GHG排出量の測定に適用されているフレームワークが何であるかを読み取ることはできなかった。

上述のとおり、SSBJ基準適用後は気候基準62項により適用フレームワークやその採用理由など、より詳細な開示が要求されることになるため、各企業においても準備が必要になるだろう。

【図表41】 GHG排出量の測定に適用しているフレームワークを明示的に開示している企業 専門家調査 プライム1兆円超企業



※ その他には、例えば「GHGプロトコルや環境省の「サプライチェーンを通じた組織のGHG排出量算定に関する基本ガイドライン」などを参考」にしている旨の記載や、「日本は温対法、日本以外の国々については排出源地域の当局等の基準あるいはGHGプロトコル」に基づいている旨の記載、金融機関のScope3では「PCAF基準に基づいています」などの記載が見られた。

4.4.4 人的資本に関する実績値の有価証券報告書での開示状況

人的資本に関連する戦略、指標、目標及び実績の記載は、すべての企業において開示が求められており¹⁷、ほとんどの企業が指標として定量的情報を開示している（【図表42】参照）。本項では、人的資本に関連する指標及び目標の開示がどのように拡充したかを(1)実績値の開示状況、(2)実績値の開示年度、(3)比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、(4)集計範囲（パウンダー）、(5)任意開示の参照、(6)第三者による任意保証等の有無、(7)人的資本に関する方針等の記載について分析した。

(1) 実績値の開示状況

前期に引き続き、当期においても、人材育成に関する指標（DXに係る指標や施策に基づく企業独自の指標）や、有価証券報告書の第1【企業の概況】の5【従業員の状況】で開示が求められている女性管理職比率や男性の育児休業取得率について、より詳細な情報を有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】で開示している企業が多く見ら

れた。

また、全社的な経営方針・経営戦略と人的資本の戦略の関係が明確となるように、図を駆使したり、ストーリー建てた説明を行う等、開示を工夫している事例もあった。

具体的な開示例（企業独自の指標等）

- DXに関する指標（DX人材育成、生成AIツールを積極的に使用している従業員の割合など）
- 組織内のコミュニケーションに関する指標（組織のフラット化の状況、グループ間のコミュニケーション、社員間コミュニケーションの機会など）
- 健康に関する指標（喫煙率、肥満率、がん検診受診率など）

一方で、令和6年度有価証券報告書レビュー結果の課題⑦として、人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が挙げられているが、分析対象企業の中には、人的資本に関する指標、目標及び実績の開示を行っていない事例や、人的資本に関する方針、指標、目標及び実績は開示されているものの、これらの方針と指標の対応関係が不明瞭であるため、結果的に当該方針と

¹⁷ 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2) c

関連する指標、目標及び実績が記載されているかが不明瞭となっている事例も散見されており、今後留意が必要と思われる。

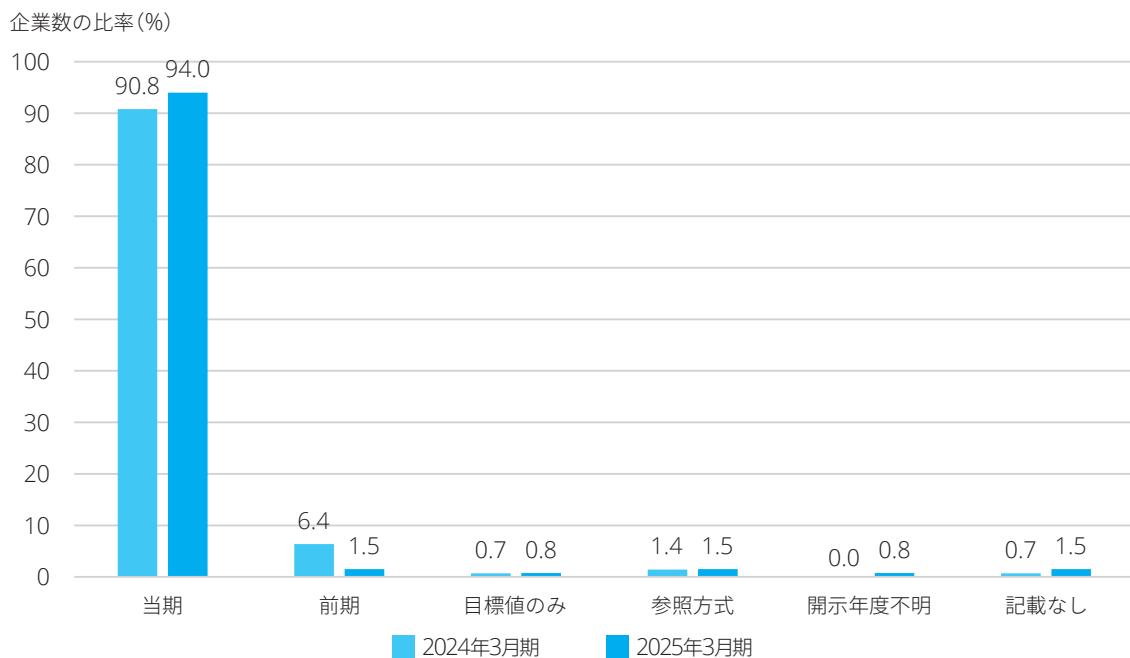
(2) 実績値の開示年度

人的資本に関連する指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされてい

る¹⁸。

分析対象企業のうち、有価証券報告書の開示年度と同じ年度の実績値を開示している企業の割合は94.0%（90.8%）であり、当期の実績値を開示する企業の割合が高まっている（【図表42】参照）。一方で、実績値を開示しているが、開示年度が不明な事例、そもそも人的資本に関連する指標の実績値を開示していない事例もあった。

【図表42】有価証券報告書において開示している実績値の対象年度 専門家調査 プライム1兆円超企業



なお、集計にあたっては、開示している人的資本関連の実績値が指標により異なる年度となっている場合、当期の開示が含まれている場合には、当期の開示として集計している。

人的資本に関連する指標とGHG排出に関する指標では、実績値の開示年度に大きな違いが見られた。人的資本については、開示府令上、指標、目標及び実績の開示が求められているため、当期の実績値を開示している企業のうち、94.0%（90.8%）が当期の実績値を開示していたが、GHG排出では当期の実績値を開示している企業は34.6%（31.9%）であり（【図表36】参照）、1年遅れた前期の実績値を開示している企業のほうが多い状況であった。

(3) 比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

人的資本関連の指標の実績値が何期分開示されている

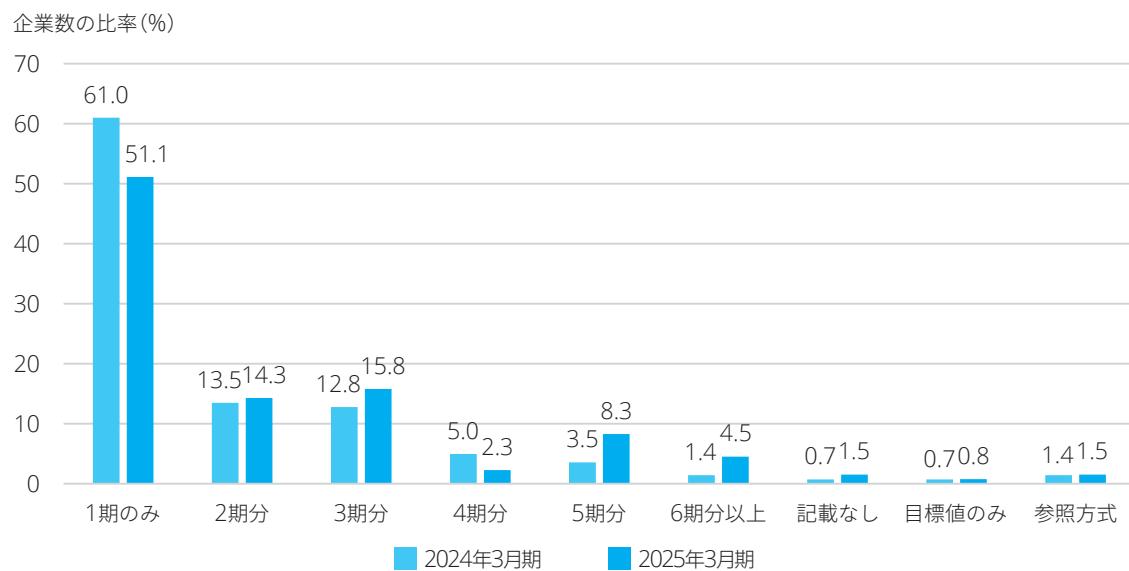
か確認したところ、両年度ともに1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表43】参照）。

人的資本に係る戦略は、中長期にわたる取組みが多いと考えられるため、1期分のみの開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた長期時系列での変化を開示することが有用である。この点、開示府令改正2年目の前期は、実績値を開示している企業のうち、1期分のみの開示が61.0%、2期分もしくは3期分を開示している企業が26.3%であったが、開示府令改正3年目の当期では、実績値を開示している企業のうち、1期分のみの開示が51.1%、2期分もしくは3期分を開示している企業が30.3%であり、複数年度の実績値を開示する企業が増加している。

また、開示年数に関しても、6期分以上開示している企業は前期が1%台であったのに対し、当期は4.5%と、より多くの期間の実績値を開示する企業が増加している。

18 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があることに留意が必要である。

【図表43】人的資本の指標に関する実績値を何期分開示しているか 専門家調査 プライム1兆円超企業



(4) 集計範囲（バウンダリー）

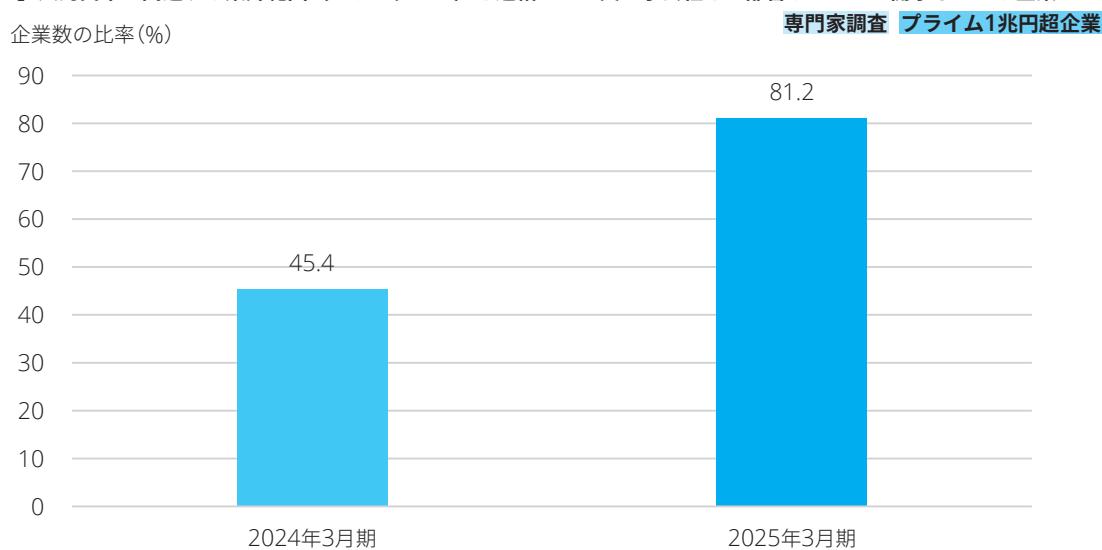
指標及び目標について、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示するとされている^{19 20}。

人的資本に関連する指標について、集計範囲（バウンダリー）を連結ベース（一部の指標のみ連結ベースを含む）、もしくは提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業は81.2%（45.4%）であり、前期

から大きく増加している（【図表44】参照）。

内訳別に見ると、一部の指標のみ連結ベースで開示している企業や提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業の割合が高く、人的資本関連の指標のすべてを連結ベースで開示している企業は少数であった。

【図表44】人的資本に関する集計範囲（バウンダリー）を連結ベース又は子会社を一部含むベースで開示している企業



¹⁹ 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

²⁰ 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられるとしている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

人的資本に関する指標を連結ベースで開示していない企業のうち、理由を開示している企業は、当期は27.8% (25.5%)と微増であった。連結ベースで開示していない理由として、以下のような理由を開示している企業が複数見られた。

- 指標については必ずしもすべての連結子会社で開示する指標のデータ管理が行われていないため、当社グループとしての記載が困難である。このため、指標に関する目標及び実績は、当社及び当社グループにおける主要な事業を営む連結子会社のものを記載している。
- 連結ベースでの指標及び目標の開示については、各社毎に事業内容及び事業環境が多岐にわたるため、連結グループに属する全ての会社を総合した指標は設定していない。

令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑧として人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結ベースの記載となっていない点が指摘されており、適切ではないと考えられる事例として、連結会社を対象とした記載が求められている中、理由等の記載もなく、提出会社の指標及び目標のみが記載されている事例が示されている。連結ベースの開示を行なうことが困難な場合には、その旨、その理由、開示の対象とした範囲及び該当範囲とした理由を記載することが考えられる。

(5) 任意開示の参考

開示府令では、人的資本について指標及び目標に加えて、実績の開示が求められている。有価証券報告書の分析対象企業のうち、人的資本関連の指標について、実績

値を開示していない企業の割合は、当期3.8% (2.8%)と低かった。そのうち、任意開示を参照していた企業の割合は、前期及び当期ともに約1%であった。

(6) 第三者による任意保証等の有無

分析対象企業のうち有価証券報告書において、人的資本に関する指標の実績値につき第三者による保証等を受けている旨を開示している企業は、前期及び当期ともに1社であった。

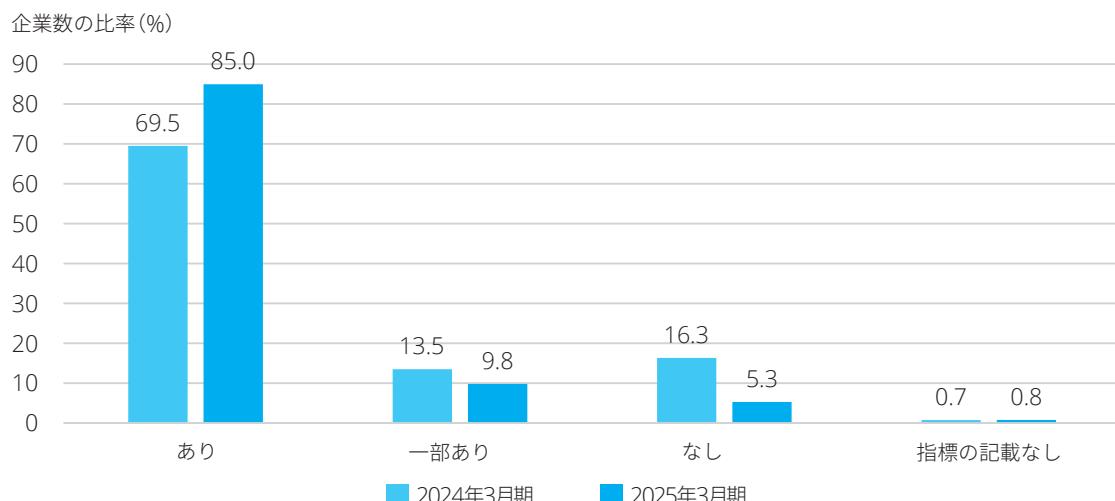
人的資本に関する指標の実績値においても信頼性の担保のためには、第三者による保証等を受けることが有効な手段と考えられるが、任意開示で保証等を受けている旨を開示していても、有価証券報告書で保証等を受けている旨を開示している企業はほとんどない状況であった。

(7) 人的資本に関する方針等の記載

開示府令では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている²¹。

有価証券報告書の分析対象企業において、人的資本に関する指標に対応する方針や戦略の開示の有無について確認したところ、当期は85.0% (69.5%)の企業において指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略が開示されていた（【図表45】参照）。一部よりも含めると94.8% (83.0%)の企業が指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略の開示を行なっており、これらの開示への企業の取組みが進んでいることがうかがえる。

【図表45】人的資本の指標に対応する方針や戦略の開示 専門家調査 プライム1兆円超企業



一方で、令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、令和5年度に続き、課題⑦として人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績

のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。当期の分析対象企業においても、指標の開示はあるがそれに対応する人材育成や社内環境整備に関する

²¹ 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2) c

方針や戦略の開示がない企業が5.3%（16.3%）（一部のみある企業も含めると15.1%（29.8%））あり、引き続き留意が必要と思われる。

(8) 人的資本開示に関する制度見直し（2026年3月期から適用予定）

2025年11月26日に金融庁から、開示府令改正案（2025年11月）が公表されている。本改正案には、2026年3月期の有価証券報告書から適用予定の、以下のような人的資本の開示の追加が含まれている。

■企業戦略と関連付けた人材戦略及びそれを踏まえた従業員給与等の決定方針

■従業員の平均給与の対前年比増減率

■提出会社が持株会社である場合、連結会社（外国会社を除く）のうち、従業員数が最も多い「最大人員会社」の従業員給与の平均額、その前年比増減率等

上記の追加的に開示が要請される予定の項目は、本分析4.4.4 (1)(4)(7)にも関連する開示項目であるため留意が必要である。

また、「従業員の状況」を有価証券報告書の「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移動した上で、使用人その他の従業員のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合には、「従業員の状況」に記載することもできるようになる改正も提案されている。

本稿執筆時点（2025年12月）では、パブリックコメント募集中であるが、寄せられたパブリックコメントの検討を経て、今後確定予定の開示府令の改正内容に留意が必要である。

以 上

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施

『会計情報』編集部

金融庁は、2025年12月19日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

1. 改正の概要（主なもの）

企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（コメント募集期間：2025年11月20日～2026年1月20日）が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について

所要の改正が行われた。

その他所要の改正が行われている。

2. 施行日

公布の日から施行するとされている。

意見募集期間は2026年1月23日(金)までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について：金融庁](#)

以上

金融庁：「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」の公表

『会計情報』編集部

2025年12月25日に、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」が公表された。

金融庁では、有価証券報告書の開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年度、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」（以下「勉強会」）を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」）を公表している。

勉強会では、好事例として紹介する有価証券報告書の開示事例に加え、企業から開示に至った経緯や問題意識、開示プロセスの工夫、開示の充実によるメリット等についてご説明をいただいた。また、投資家等からは、企業に期待する主な開示のポイント等についてご意見をいただいた。

今般公表された「記述情報の開示の好事例集

2025（サステナビリティ情報の開示）」は、第1回勉強会（テーマ：全般的な要求事項、気候変動関連）、第2回勉強会（テーマ：人的資本、従業員の状況、その他個別テーマ）での議論の内容を踏まえて取りまとめたものである。

なお、「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」は、今後、第3回、第4回勉強会で取り上げる開示を追加して、「記述情報の開示の好事例集2025（最終版）」として公表・更新することを予定している。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」の公表：金融庁

以上

金融庁：金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表

『会計情報』編集部

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」は、2025年12月26日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した。

2025年6月25日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合において、金融担当大臣から「スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと。」との諮問がなされた。

これを受け、金融審議会にディスクロージャーワーキング・グループが設置され、以下について、2025年8月以降4回にわたり審議が行われた。

- 有価証券届出書の提出免除基準の見直し
- 特定投資家私募制度の見直し
- 株式報酬に係る開示規制の見直し
- 虚偽記載に関する責任の範囲の明確化

本報告は、ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討の結果をとりまとめたものとされている。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について \(fsa.go.jp\)](http://fsa.go.jp)

以上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として3つの公開草案を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、第60回サステナビリティ基準委員会（2025年12月11日開催）において、3つのサステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という）を公表することを議決し、2025年12月15日に公表した。意見募集は2026年1月28日までとなっている。

本公開草案は、次により構成される。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」

- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号（サステナビリティ開示テーマ別基準第1号の改正案）「一般開示基準（案）」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号の改正案）「気候関連開示基準（案）」サステナビリティ基準委員会

詳細については、SSBJのウェブページ「温室効果ガス排出の開示に対する改正案として3つの公開草案を公表を参照いただきたい。

以上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会(SSBJ) 事務局が、「SSBJハンドブック」を公表(12月 25日)

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2025年12月25日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- SSBJ基準の適用にあたり、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」を参考にする際の留意事項
- スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって1次データ及び2次データがいずれも利用可能な場合

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックはSSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら
[SSBJハンドブック | サステナビリティ基準委員会](#)

詳細については、SSBJのウェブページ[2025年12月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会](#)を参照いただきたい。

以上

iGAAP in Focus 財務報告

IASBは、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、2025年11月28日に国際会計基準審議会（IASB）が公表した「財務諸表における不確実性に関する開示」を解説する。

- IASBは、企業が財務諸表における不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する6つの設例をIFRS会計基準に追加した。
- 本設例は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。
- 本設例は、IFRS会計基準の不可欠な一部ではないが、既存の開示要求に対する追加の洞察を提供するため、発効日及び経過措置は提供されていない。
- IASBは、本設例の公表の結果として財務諸表に開示される情報の変更を導入するための十分な時間が企業に与えられると見込んでいる。それでも、企業はいかなる変更も適時に導入するものと期待される。

不十分であるか、企業が財務諸表の外で提供する情報と不整合に見えることを懸念していた。

回答者の懸念の内容及び原因を理解するための調査を受け、IASBは、気候関連のシナリオを用いた設例の開発を含む、財務諸表におけるこれらの不確実性の影響の報告を改善するための措置を講じることを決定した。

見解

IASBは、このプロジェクトの作業を通じて、IFRSのサステナビリティ開示基準を開発する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のメンバー及びテクニカル・スタッフと協力してきた。この協力の目的は、企業が財務諸表で提供する情報と、一般目的財務報告書の他の部分で提供する情報との間のつながりを強化することに役立てることであった。

本設例

IASBは、気候関連のシナリオを用いて財務諸表における不確実性を開示するために、企業がIFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する6つの設例を公表した。設例は気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

IASBは、以下に関する要求事項に関する設例に焦点を絞ることを決定した。

- 財務諸表における不確実性の影響を報告するのに最も関連性が高いものである。
- 財務諸表における不確実性の影響に関する情報が不十分であるか、企業が財務諸表の外で提供する情報と不整合に見えることを懸念していた。

背景

2023年3月、IASBは、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告を改善するための的を絞った行動を検討するプロジェクトを作業計画に追加した。

IASBは、アジェンダ協議に対する回答者からの強い要望のため、このプロジェクトに取り組むことを決定した。これらの回答者は、財務諸表における長期リスク（気候又は他の要因に関連する）の影響に関する情報が

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/climate-examples>)

分である、又は財務諸表以外の一般目的財務報告書で提供される情報と不整合に見えるという懸念に対処する可能性が高いものである。

IAS第1号「財務諸表の表示」[IFRS第18号「財務諸表の表示及び開示」]を適用する重要性の判断

シナリオ1—追加開示を生じさせる重要な判断

この設例では、製造業者は資本集約型の産業で事業を行っている。企業は、重大な気候関連の移行リスクに晒されており、企業の事業に影響を与える気候関連の政策を採用した法域で事業を営んでいる。しかし、例えば、その移行計画が、影響を受ける製造設備の耐用年数に影響を与えないことや当該資産の減損を生じさせないことにより、企業は、その移行計画が財務諸表に認識される項目に重要性がある影響を与えることはないと判断した。

この設例は、企業がIAS第1号31項 [IFRS第18号20項] の要求事項に従って、財務諸表の文脈で重要性判断をどのように行うかを例示している。この設例では、これらの判断は、IFRS会計基準により具体的に要求されている開示以外の追加的な開示を生じさせる。例えば、企業は、移行計画（一般目的財務報告書の他の部分で説明されているもの）が財政状態及び財務業績に影響を与えないのかについて説明する可能性がある。

見解

この設例は、気候リスク又はその他のリスクから財務諸表に重要性がある影響が生じないこと自体が、特に他の箇所の記述又は広範な業界要因により、合理的な利用者が他の情報と財務諸表との間の重要性がある不整合に気づく結果となるかもしれない場合、開示及び説明を要求する可能性があることを強調している。

シナリオ2—追加開示を生じさせない重要な判断

この設例では、企業はサービス提供業者であり、温室効果ガス (GHG) 排出が低水準で、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーが限定的である産業において事業を営んでいる。企業は、現在の排出及び将来の排出を制限する計画についての情報を一般目的財務報告書に含めている。

この設例は、企業が財務諸表の文脈において、IAS第1号31項 [IFRS第18号20項] の要求事項に従って、どのように重要性の判断を行なうかを例示している。判断を行うにあたり、企業は、定量的要因と定性的要因の両方を考慮し、GHG排出方針が当報告期間の財政状態及び財務業績に影響を与えていないことに関する説明は、全体としての財務諸表の文脈において重要性がある情報を提供しないと判断する。

見解

シナリオ1とは対照的に、この設例では、財務諸表に添付される資料に将来計画に関する情報を含めることは、必ずしも財務諸表に追加すべき重要性がある情報があることを意味しないことが強調されている。これらのシナリオに示された原則を適用するためには、とりわけ、潜在的なリスクの重要性について慎重に判断する必要がある。

仮定の開示：具体的な要求事項 (IAS第36号「資産の減損」)

この設例では、企業の事業により大量のGHGが排出され、事業を行う一部の法域で規制の対象となっている。この設例は、IAS第36号134項(d)(i)-(ii)及び134項(f)の要求事項を例示している。特に、企業が資産の回収可能価額を算定するために使用する主要な仮定（この場合は、将来の排出枠コストについての仮定（将来のGHG排出枠の価格及び将来の排出規制など））と、それらの仮定に値を割り当てるための企業のアプローチについて、どのように開示するかを例示している。

見解

この設例は、減損評価を裏付ける仮定を総合的に考慮する必要性を例示しており、これらの開示は、例えば割引率及び長期成長率のような見慣れた指標を超えて必要かもしれないということを認めていく。

仮定の開示：一般的な要求事項 (IAS第1号 [IAS第8号「財務諸表の作成基礎」])

この設例では、企業は資本集約型の産業で事業を行っている。当該企業は、一部の非流動資産の帳簿価額を回収する能力に影響を与える可能性のある気候関連の移行リスクにさらされているが、減損レビューを実施した結果、当報告期間に減損を認識するべきではないと結論付けている。問題となる資金生成単位には、のれん又は耐用年数が確定できない無形資産が含まれていないため、IAS第36号には、企業の減損評価に使用した仮定を開示するという具体的な要求事項はない。

しかし、この設例は、翌事業年度に重要性がある減損の重大なリスクがあるとみなされるため、IAS第1号125項及び129項 [IAS第8号31A項及び31E項] の一般的な要求事項により、報告期間の末日現在の影響を受ける資産の内容及び帳簿価額の詳細とともに使用した仮定に関する情報の開示が生じることを例示している。

見解

この例は、「翌事業年度中に」資産又は負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリス

クがある場合の開示に対する具体的な要求事項を強調している。

当該期間を超える修正のリスクも開示することが適切であるとみなされる場合には、これらの開示は、IAS第1号125項及び129項 [IAS第8号31A項及び31E項] で要求されている開示とは明確に区別しなければならない。

見解

この設例には、開示される可能性のある仮定として施設の閉鎖の予想時期が含まれており、減損の仮定と同様に、これらの開示要求を十分に検討する必要性が強調されている。

信用リスクに関する開示（IFRS第7号「金融商品：開示」）

この設例では、企業は、さまざまなタイプの顧客にさまざまな商品を提供する金融機関である。信用リスク管理実務の一環として、企業は気候関連のリスクを含むさまざまなものリスクが信用リスク・エクスポージャーに与える影響を考慮している（具体的には、この例では、農業顧客の干ばつリスク及び不動産担保ローンの洪水リスク）。この設例は、IFRS第7号35A項から38項の要求事項を例示している。特に、この設例は、企業が以下を開示する方法を例示している。

- 特定のリスクが信用リスク・エクスポージャー及び信用リスク管理実務に及ぼす影響に関する情報
- これらの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているかについての情報

廃棄及び原状回復に関する引当金に関する開示（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）

この設例では、ある企業が施設に関連して工場解体及び敷地原状回復義務を負っているが、それらの施設に関連する義務の現在価値に重要性がないほど、一部の施設の維持及び稼働が非常に長期間続くと予想している。

この設例は、特に、企業の工場解体及び敷地原状回復引当金の帳簿価額についての影響に重要性がない場合でも、工場解体及び敷地原状回復義務に関する情報、また、それらを取り巻く不確実性について、企業がどのように開示するかについてのIAS第37号85項の要求事項を例示している。

分解情報の開示（IFRS第18号）

この設例では、企業は、耐用年数が長い有形固定資産を所有しており、その使用により高レベルのGHGガスが排出される。同じ機能を果たす排出の少ない代替資産への投資を開始したが、事業の大部分で「古い」資産を引き続き使用している。

この設例は、IFRS第18号41項、42項及びB110項の要求事項を例示しており、この場合、2つの資産タイプのリスク（潜在的な規制及び／又は消費者の需要から生じる）は十分に異質であるため、このクラスの有形固定資産の注記開示を分解する必要があると結論付けている。

発効日及び経過措置

本設例は、IFRS会計基準の不可欠な一部ではないが、既存の開示要求に対する追加の洞察を提供するため、発効日及び経過措置は提供されていない。

IASBは、本設例の公表の結果として財務諸表に開示される情報の変更を導入するための十分な時間が企業に与えられると見込んでいる。それでも、企業はいかなる変更も適時に導入するものと期待される。

見解

最終設例の公表は、IASBの作業を早期に可視化し、適時かつ十分な情報に基づく適用を支援することを目的として、2025年7月にほぼ確定版が公表されたことに続くものである。ほぼ確定版と最終版の間に重大な相違はない。

以上

令和8年度税制改正大綱の概要

デロイト トーマツ税理士法人

2025（R7）年12月19日、与党より令和8年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12月26日に閣議決定された。

大綱では、物価上昇や米国の関税政策が国内外経済に影響を与える状況を踏まえ、「経済あっての財政」を方針とし、大胆な「危機管理投資」や「成長投資」を通じて力強い経済成長の実現を目指すための税制改正案が示された。

具体的には、法人課税の分野では、「強い経済」を実現するために、全業種を対象に大胆な設備投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）を創設し、高付加価値化型の設備投資が後押しされる。AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から研究開発税制について「戦略技術領域型」が創設される。一方、賃上げ税制については中小企業向けの措置を除き、制度が廃止される。

国際課税の分野では、OECD／G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2つの柱」の解決策）の実施に向けた取組みでは、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については令和8年度税制改正において、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われる。「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制等についても引き続き見直しが行われる。

移転価格税制に関する「第1の柱」については、大綱に具体的な内容は記載されていないが、前文には利益A及び利益Bに関する言及があり、それぞれに対する現在のスタンスが一定程度明らかになった。利益Aに関しては、日本が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭において検討される。また、利益Bについては、当面は実施しないと明言された。他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に

沿って対応することである。

消費課税の分野では、国内外での租税の公平性の確保に向けて、「国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化」等の見直しが行われる。

所得課税の分野では、足元の物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等が引き上げられる仕組みが創設される。また、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、2027（R9）年1月から防衛特別所得税（仮称）が課される。

本稿においては、大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目について解説を行う。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026（R8）年3月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に留意されたい。

法人課税

1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設される。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、生産等設備を構成する一定の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで特定生産性向上設備等（仮称）に該当するもの（以下「特定機械装置等」）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができる措置が設けられる。

その概要は、次のとおりである。

項目	改正案
対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029（R11）年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの
対象資産 (特定機械装置等)	<p>生産等設備（*1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のもの（*2）に限る）で特定生産性向上設備等（仮称）（*3）に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029（R11）年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る <p>(*1) 生産等設備：その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない</p> <p>(*2) 一定規模以上のもの：それぞれ一の取得価額が次のものをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機械装置：160万円以上 ② 工具及び器具備品：それぞれ120万円以上 (それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む) ③ 建物：1,000万円以上 ④ 建物附属設備及び構築物：それぞれ120万円以上 (建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む) ⑤ ソフトウェア：70万円以上 <p>(*3) 特定生産性向上設備等（仮称）：産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、当該設備等の導入に係る投資計画が次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること ➢ 年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること ➢ その実現に必要な資金調達手段が記載されていること ➢ 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ➢ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること
適用条件	2029（R11）年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に特定機械装置等の取得等（*4）をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合 (*4) 建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう）のための工事による取得又は建設を含む
優遇措置の内容	その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定機械装置等について、以下①又は②の選択適用ができる <ul style="list-style-type: none"> ① 普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却） ② その取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 控除税額は当期の法人税額の20%を上限 ➢ 一定の法人（*5）に限り、控除限度超過額は3年間の繰越しができる <p>(*5) 控除限度超過額の繰越の対象となる法人：産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029（R11）年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く）で予見し難い国際経済事情の急激な変化による影響への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたもの</p>
大企業についての不適用措置	中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）又は農業協同組合等以外の法人について、所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く）は適用されない <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）であること ➢ 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%）を超えること

項目	改正案
他の税制の重複適用の制限	上記措置に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の措置の適用を受けることができない ➢ 地域未来投資促進税制 ➢ 中小企業経営強化税制 ➢ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



POINT :

投資下限や投資利益率の要件は高水準ながら、大企業も対象となり、経済産業大臣の確認日から事業供用まで最長5年の猶予が設けられている点で、実務上は活用しやすい制度と評価できる。なお、税額控除の繰越（最長3年）は、予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応計画について認定・確認を受けた法人に限定されるため、法制化過程で示される適格性基準や確認手続等の詳細公表が待たれる。

2. 研究開発税制（試験研究費の税額控除制度）

研究開発税制について、次の見直しが行われる（所得税についても同様）。

（1）重点産業技術試験研究費の税額控除制度の創設

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI 先端口ボット、量子、半導体通信、バイオヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定され

る。

具体的には、産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定を受けたもの（以下「認定研究開発法人」）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができることとする制度が設けられる。

措置の概要は、次のとおりである。

項目	改正案
対象法人（認定研究開発法人）	青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の改正法の施行の日から2029（R11）年3月31日までの間に同法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定を受けたもの
対象事業年度	適用期間（*1）内の日を含む各事業年度 (*1) 適用期間：重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後5年を経過する日（5年経過日）までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日（計画期間終了日）が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間
対象となる試験研究費	重点産業技術試験研究費の額（*2）がある場合 (*2) 重点産業技術試験研究費の額：認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発（*3）に係る試験研究費の額 (*3) 特定重点研究開発：産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI 先端口ボット、量子、半導体通信、バイオヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発
優遇措置の内容	■ 重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額（*4）の場合には、50%）の税額控除ができる (*4) 特別重点産業技術試験研究費の額：重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るもの ■ 控除税額は、当期の法人税額の10%を上限 ■ 控除限度超過額は3年間の繰越しができ、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できる

なお、通算法人については、試験研究費の税額控除制度について基本的に通算グループを一体として計算することとされていることから、控除上限額、繰越税額控除制度の適用要件等について、通算グループ全体の数字等による判定・計算を行うこととされるなど、必要な措置がとられる。

(2) 一般試験研究費の税額控除についての見直し

一般試験研究費の税額控除について、以下の見直しが行われる。

項目	改正案	
税額控除率の見直し	2027（R9）年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率が次のとおり見直され、その上限を14%（原則：10%）に引き上げる特例の適用期限が3年延長される。	
	増減試験研究費割合	税額控除率
	増減試験研究費割合≤3%	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times \frac{8.5}{13}$
	3% < 増減試験研究費割合≤15%	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$
	増減試験研究費割合>15%	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$
増減試験研究費割合に応じた控除税額の上限の特例の見直し	2027（R9）年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、以下の特例とされた上、その適用期限が3年延長される ■ 増減試験研究費割合が7%を超える部分 1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする）を加算 ■ 増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分 1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする）を減算	
試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例	適用期限が3年延長される	
控除税額の上限の上乗せ特例		

(3) 中小企業者の試験研究費の税額控除（中小企業技術基盤強化税制）についての見直し

中小企業者の試験研究費の税額控除について、以下の

項目	改正案
増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限が3年延長される
試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限が3年延長される
繰越税額控除制度	控除限度超過額については、3年間の繰越しができるとされる ➢ 繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できる ➢ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受けれる事業年度は適用できない

通算法人については、繰越税額控除制度の適用要件や繰越税額控除額の計算について、通算グループ全体の試験研究費の額等を使って計算することとされるなど、必要な措置がとられる。

(4) 特別試験研究費の税額控除についての見直し

特別試験研究費の税額控除については、以下の見直しが行われる。

- 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とされる
- その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額は、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とされる
- 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された一定の者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものが追加されるなどの見直しが行われる

(5) 他の者に委託し国外で行われる試験研究費についての見直し

契約又は協定により他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額については、諸外国と同様に一定の制限が設けられ次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とすることとされる。

項目	区分	税額控除の対象額
他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額	医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る）の委託に係る試験研究費の額	その試験研究費の額
	上記以外	その試験研究費の額の50%相当額 ➢ 2026 (R8) 年4月1日から2027 (R9) 年3月31日までの間に開始する事業年度：70%相当額 ➢ 2027 (R9) 年4月1日から2028 (R10) 年3月31日までの間に開始する事業年度：60%相当額



POINT :

わが国の戦略技術領域に関する研究開発投資の拡大を促す観点から対象試験研究費の40%又は50%の税額控除が可能となる制度が創設される。新制度の理解を深め、迅速な社内連携の下、積極的な活用が期待される。

3. 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）

賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）については、全法人向けの措置は2026

(R8) 年3月31日をもって廃止、中堅企業向けの措置は適用期限の2027 (R9) 年3月31日をもって廃止され、中小企業者向けの措置のみが継続することとされた（所得税についても同様）。

項目	改正内容												
全法人向けの措置	2026（R8）年3月31日をもって廃止												
常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人（中堅企業）向けの措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用期限（2027（R9）年3月31日）の到来をもって廃止 ■ 2026（R8）年4月1日から2027（R9）年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われる 												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除率10%（原則）が適用される要件</td><td>継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である場合に、税額控除率10%（原則）</td><td>継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に、税額控除率10%（原則）</td></tr> <tr> <td>継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置</td><td>継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算</td><td>継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算</td></tr> <tr> <td>教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置</td><td>教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に5%を加算</td><td>廃止</td></tr> </tbody> </table>	項目	現行	改正案	税額控除率10%（原則）が適用される要件	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である場合に、税額控除率10%（原則）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に、税額控除率10%（原則）	継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算	教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に5%を加算	廃止
項目	現行	改正案											
税額控除率10%（原則）が適用される要件	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である場合に、税額控除率10%（原則）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に、税額控除率10%（原則）											
継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算											
教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に5%を加算	廃止											
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止される 													
中小企業向けの措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置</td><td>教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に10%を加算</td><td>廃止</td></tr> </tbody> </table>	項目	現行	改正案	教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に10%を加算	廃止						
項目	現行	改正案											
教育訓練費の増加割合に応じて税額控除率を加算する措置	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に10%を加算	廃止											

また、地方税においては、次の見直しが行われる。

- 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（2027（R9）年3月31日）の到来をもって廃止することとされ、2026（R8）年4月1日から2027（R9）年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われる。

- 適用対象：常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限定される
- 適用要件：継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行：3%以上）であることとされる
- 国税の見直しに伴い、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用される。



POINT :

近年、賃金上昇率は高い伸びを示しており本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしていることを鑑み、賃上げ促進税制の見直しが行われる。
法人向けの措置については、適用期限を待たずに2026年（R8）年3月31日をもって廃止される。
中堅企業向けの措置については、一定の見直しが行われた上で、適用期限である2027（R9）年3月31日の到来をもって廃止される。
一方、中小企業向けの措置については、現行制度を維持しつつ、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討される。
なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘に従い、中堅企業向けの措置及び中小企業向けの措置のいずれにおいても廃止される。

4. 大企業についての特定税額控除規定の不適用措置

大企業についての特定税額控除規定（研究開発税制そ

の他の生産性の向上に関する税額控除の規定）の不適用措置（いわゆるムチ税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2029（R11）年3月31日まで延長される（所得税についても同様）。

項目	現行	改正案
特定税額控除規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 試験研究費の税額控除制度（研究開発税制） ■ 地域未来投資促進税制 ■ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 	試験研究費の税額控除制度のうち重点産業技術試験研究費の税額控除制度（繰越税額控除を除く）を追加
継続雇用者給与等支給額に係る要件（要件上乗せ措置対象法人（*1）以外）	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること	継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が <u>1%</u> 以上であること
継続雇用者給与等支給額に係る要件（要件上乗せ措置対象法人（*1））	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>1%</u> 以上であること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>2%</u> 以上であること
地域未来投資促進税制とカーボンニュートラル促進税制についての要件	継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件の <u>いずれ</u> にも該当しない場合に、不適用	継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件の <u>いずれか</u> に該当しない場合に、不適用
適用期限	2027（R9）年3月31日まで	2029（R11）年3月31日まで延長

(*1) 要件上乗せ措置対象法人：資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合



POINT :

ムチ税制について、投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す観点から、賃上げに係る要件の上乗せや、地域未来投資促進税制とカーボンニュートラル促進税制について設備投資と賃上げに係る要件を同時に達成することを求めるなど、令和6年度税制改正在引き続き要件の強化が図られている。

5. オープンイノベーション促進税制（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

オープンイノベーション促進税制は、国内の事業会社等がスタートアップ（特別新事業開拓事業者）に出資する際、株式取得の一定額の所得控除を認める措置（新規

出資型及びM&A型）である。スタートアップの出口戦略としてIPOへの偏重が指摘される中、M&Aの重要性に鑑み、M&A型の対象となる株式に3年以内に出資割合が50%超となることを見込む場合における出資割合が50%以下の株式が追加されるとともに、協業をより一貫的に進める観点から、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩方法の見直し等が行われた上で、その適用期限が2年延長される。

項目	改正案
新規出資型	中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件が2億円以上（現行：1億円以上）に引き上げられる
M&A型	取得価額要件が7億円以上（現行：5億円以上）に引き上げられる 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされる
対象となる特定株式の追加	発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの（その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く）が追加される ➢ その特定株式の取得価額（3億円以上、上限200億円）の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できる ➢ 当該特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は以下及びM&A型の取崩し事由と同様とされる イ) 上記の特定株式の取得から3年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から3年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りでない ロ) 上記イただし書の場合において、対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなったときは、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する ハ) 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入する ➢ 増資特定株式でその取得の日が2023（R5）年4月1日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式は、この措置の対象外とされる
適用期限	2年延長



POINT :

現行制度ではスタートアップ企業の発行済み株式を取得して一度に議決権の過半数を取得する場合にしかM&A型の適用ができなかったところ、本改正により3年以内に段階的に議決権の過半数を取得する場合も対象になるため、M&A型の適用できるケースが増えることとなる。

6. 戦略分野国内生産促進税制

戦略分野国内生産促進税制について、次の見直しが行われる。

項目	改正内容
不適用措置の見直し	継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合に、税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しが行われる ■ 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとされる ■ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件について、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とされる
特定生産性向上設備等投資促進税制の適用資産の控除限度額からの除外	特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、当該税制の控除限度額の計算の基礎となる投資金額に含まないこととされる

7. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について

て、特別償却率及び税額控除率が次のとおり見直された上、その適用期限が2年延長される（所得税についても同様）。

項目	改正案
中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）	特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率 ➤ 炭素生産性向上率22%以上（現行：17%以上）：特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率10%（現行：14%） ➤ 炭素生産性向上率17%以上22%未満（現行：10%以上17%未満）：特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率5%（現行：10%）
中小企業者以外の法人	特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率 ➤ 炭素生産性向上率25%以上（現行：20%以上）：特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率8%（現行：10%） ➤ 炭素生産性向上率20%以上25%未満（現行：15%以上20%未満）：特別償却率30%（現行：50%）又は税額控除率3%（現行：5%）
特定大企業（*1）	➤ 炭素生産性向上率20%以上：特別償却率30%又は税額控除率8% ➤ 炭素生産性向上率15%以上20%未満：特別償却率30%又は税額控除率3% (*1) 特定大企業：一定のサプライチェーン連携（*2）を実施している中小企業者以外の法人をいう (*2) 一定のサプライチェーン連携：連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するものをいう • 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で30%以上向上させる計画を立てること • 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること • 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること • 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること
適用期限	2年延長



POINT :

中小企業・大企業ともに炭素生産性向上率の要件が引き上げられ、特別償却・税額控除率は引き下げられるため、税務メリットの獲得ハードルは総じて上昇する。一方、サプライチェーン連携により中小企業の排出削減を後押しする「特定大企業」については、現行通りの炭素生産性向上率の要件が適用されることとなり、サプライチェーン全体の脱炭素化を推進する事業者に対しメリハリをつけた改正内容となった。

8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

の特例について、次の措置がとられた上、適用期限が3年延長される（所得税についても同様）。

項目	改正案
対象となる減価償却資産の取得価額	40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げられる（上限は現行と同様300万円まで）
対象となる法人	常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外
適用期限	3年延長

9. 投資簿価修正における調整勘定対応金額の加算措置の計算

通算グループからの離脱法人の株式の投資簿価修正における、調整勘定対応金額の加算措置の計算において、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合には調整勘定対応金額を減額することとされているが、その減額対象の譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外される。

なお、上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合は対象外とされる。

10. 認定株式分配（パーシャルスピンオフ）に係る課税の特例の見直し

認定株式分配に係る課税の特例について、2026（R8）年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直される（所得税についても同様）。

- ① その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付すること
- ② その現物分配の直後にその法人が有するその完全子

法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること

- ③ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当すること
- ④ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること
 - (i) その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る）を含む）において引き続き行われることが見込まれること
 - (ii) その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記（i）の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
 - (iii) その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること



POINT :

いわゆるパーシャルスピンオフ税制について、要件が見直された上、適用期限（事業再編計画の認定期限＝2028（R10）年3月31日）が廃止される。

11. 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者（*1）との間で特定取引（*2）を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされる。

なお、これらの書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる。

(*1) 関連者：移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する

(*2) 特定取引：次の取引（販売費、一般管理費その

他の費用の額の基となるものに限る）をいう

- その関連者がその内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む）
- その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの
 - 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの
 - ・その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動
 - ・その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維

- 持及び管理
- その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの
 - 以上の役務の提供に類するもの

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応

OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われる。なお、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り見直しが検討される等、議論の状況を踏まえて今後対応が検討される。

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し

- 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされる。
 - 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために2021 (R3) 年12月1日以後に締結されたものに限る）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
 - 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（2021 (R3) 年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- その他所要の措置が講じられる。



POINT :

今回の見直しは、2025 (R7) 年1月15日に、OECD/G20のBEPSに関する包摂的枠組みにより公表された、モルルール第9.1条に関し、政府により付与されたタックス・ベネフィットから生じた繰延税金資産の取扱いに関する執行ガイダンスを踏まえたものであると考えられる。

2. 外国子会社合算税制等の見直し

討が行われる。

「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（以下「外国子会社合算税制」）等について、次のとおり、2026 (R8) 年度税制改正においても引き続き見直しが行われるとともに、2027 (R9) 年度以降の税制改正においても必要な見直しの検

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等について、次の2) の特例が創設されるとともに、現行の解散した外国金融子会社等に係る特例は廃止される。

1) 用語の意義

用語	意義
清算部分対象外国関係会社	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
清算外国金融子会社等	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
特例清算事業年度	外国関係会社（清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等）の解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度

2) 特例の内容

項目	内容
①部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）とみなす特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合には、特例清算事業年度については、(i) 清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、(ii) 清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。
②異常所得の金額の計算の特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。
③異常な水準の資本に係る所得の金額の特例	外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。
④書類不提出の場合の特例不適用（推定）	国税当局の該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、(i) その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、(ii) その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合

要件の見直し

ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされる。

場合には、本特例が適用できることとされる。

(4) 関連制度の見直し

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しが行われる。

(3) 複数税率の場合の特例の見直し

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる

(5) 適用関係

上記の改正は、外国関係会社の2026（R8）年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

(6) 地方税

個人住民税、法人住民税及び事業税について、外国子会社合算税制等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられる。



POINT :

上記(1)については、現地撤退時の解散手続の中で生じる資産処分や債務免除益等についてのいきすぎた合算課税が生じているとの指摘に対応したものと考えられる。
現行では、清算中の部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等について、清算前は事業を行い経済実体を有していたにもかかわらず、清算過程で経済実体を失ったことにより経済活動基準を充足することができなくなってしまったケースについても、清算事業年度において生じた所得が合算対象となってしまうという問題が指摘されていた。改正案では、清算中の部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等のうち一定のものについては、清算開始前の経済実体を有するものとみなして外国子会社合算税制を適用することとされている。

消費課税

1. 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

国境を越えた電子商取引に係る課税について、次の見直しが行われる。

(1) 課税の対象の見直し

- ① 通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る。）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称））について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とされる。
(注) 簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものは除外される。
- ② 下記③①の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称））が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨

物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置が講じられる。

イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

(注) 特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロに掲げる事項が付記されているものが上記②の対象とされる。

- ③ 事業者（免税事業者を除く。）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額が控除される。



POINT :

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、1万円以下の少額輸入貨物に対する輸入消費税の免税制度による国内事業者との競争上の不均衡、及び国外事業者による無申告といった課題が顕在化している。こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度が導入されるとともに、下記(2)プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度が導入されることで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保を図ることとされる。

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

- ① デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム事業者」（仮称））を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる。
イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとされ、特定少額資産の譲渡に該当するものが除かれる。）
ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡
(注) 上記①の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称は「第1種プラットフォーム事業者」（仮称）とされる。
- ② プラットフォーム事業者のその課税期間において上

記①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務が課されるとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定することとされる。

- ③ 第2種プラットフォーム事業者は、上記①イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記①イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することとされる。

(注) 上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとされる。



POINT :

プラットフォームを介し国内倉庫から発送される物品販売に係る課税売上につき、国外事業者の消費税無申告への対処や、上記(1)の特定少額資産の譲渡に係る適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換するプラットフォーム課税が導入される。

(3) 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

① 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く。）であって、納稅地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいうこととされる。

(注) 特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等が要件に加えられる。

② 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる」とされる。

③ 事業者免税点制度との適用関係

上記①の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記②の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用されない。

④ 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行

った場合には、その発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、その事項を通知しなければならないとされる。

イ その特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

⑤ 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

イ 特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」という。）に交付し、又は上記④イに掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及び上記④ロに掲げる事項を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」という。）は禁止される。

ロ 上記イの輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定が整備される。



POINT :

特定少額資産販売事業者は、上記(1)の制度導入により、特定少額資産の譲渡について原則として所轄税務署に申告納稅を行う必要があるが、当該課税対象となった特定少額資産のうち一定の貨物については、消費者を納稅義務者として輸入時に消費税が課税され、二重課税となることが想定される。そこで、特定少額資産販売事業者の登録制度が創設され、その登録番号を輸入時に申告することにより、輸入時の二重課税を防止することとされる。

(4) 適用関係

(1)、(2)及び(3)は、2028 (R10) 年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

(5) その他

特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の特例等、所定の経過措置、及び所要の措置が講じられる。

2. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 個人事業者である適格請求書発行事業者の2027 (R9) 年及び2028 (R10) 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じ

- た額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることがある。
- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとされる。
 - ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。
- (注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置が講じられることとされ、2026 (R8) 年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとされる。



POINT :

いわゆる2割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納稅額を売上税額の3割とすることができる経過措置が2年に限り講じられる。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされる。

イ	2026 (R8) 年10月1日から2028 (R10) 年9月30日まで	70%
ロ	2028 (R10) 年10月1日から2030 (R12) 年9月30日まで	50%
ハ	2030 (R12) 年10月1日から2031 (R13) 年9月30日まで	30%

- ② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が下記を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用が認められないこととされる。

	現行	改正案
課税仕入れの額の合計額（その年又はその事業年度）	10億円	1億円

(注) 上記の改正は、2026 (R8) 年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。



POINT :

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については段階的に縮減していく、2031 (R13) 年9月末をもってその適用が終了とされる。

あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額が、現行の10億円から1億円に引き下げられる。

3. その他

(1) 暗号資産に係る課税関係の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置が講じられる。

- ① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支

払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税は非課税とされる。

- ② 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額が資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入される。
- ③ 暗号資産の貸付けについて消費税は非課税とされる

ほか、所要の措置が講じられる。

(注) 上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後に行

われる暗号資産の譲渡等について適用される。



POINT :

金融商品取引法等の改正を前提とした暗号資産の改正については、改正前は支払手段に類するものの譲渡として、課税売上割合の計算上分母に含める必要はなかったが、改正後は、その譲渡に係る対価の額の5%相当額が分母に算入される。

(2) 輸出取引の代金を現金等により受領したものに係る輸出免税証明書類の見直し

輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについては、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む。）を保存しなければならないこととされる。

(注) 上記の改正は、2026（R8）年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。

務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外されるほか、所要の措置が講じられる。

(注) 上記の改正は、2026（R8）年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用されない。

消費課税（関税、輸入消費税）

1. 輸入貨物の課税価格決定の特例の廃止

個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする特例が廃止される。

(3) 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役



POINT :

物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする輸入貨物の課税価格決定の特例により、国外事業者と国内事業者の競争上の不均衡が顕在化している。また、海外旅行の一般化、インターネットの普及や物流網の拡大による土産品を念頭に置いた立法趣旨の消失・変容に加え、本特例の不正利用事例もみられる。本特例が廃止されることで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保が図られることとされる。

個人所得課税

1. 物価上昇局面における対応及び成長投資拡大に向けた環境整備

(1) 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

1) 基礎控除

物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少するとい

う課題への対応として、基礎控除の本則部分は、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整することとされる。また、特例部分についても次の見直しが行われる。

合計所得金額	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
132万円以下	58万円	62万円	37万円	42万円	95万円	104万円
132万円超336万円以下	58万円	62万円	30万円	42万円	88万円	104万円
336万円超489万円以下	58万円	62万円	10万円	42万円	68万円	104万円
489万円超655万円以下	58万円	62万円	5万円	5万円	63万円	67万円
655万円超2,350万円以下	58万円	62万円	0円	0円	58万円	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円	0円	0円	48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	0円	0円	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	0円	0円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- (注) 1 この改正は、2026 (R8) 年分以後の所得税に適用され、給与等及び公的年金等の源泉徴収については2027 (R9) 年1月1日以後支払分から適用される
 2 2028 (R10) 年分以後の特例部分は、合計所得金額が132万円以下の場合に37万円とされ、132万円を超える場合は0円とされる

2) 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要

件

基礎控除の本則部分の引上げに併せて、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件も、現行の58万円がそれぞれ62万円に引き上げられる。

3) 給与所得控除の最低保障額

基礎控除の本則部分と同様の措置が講じられるとともに、2026 (R8) 年及び2027 (R9) 年の最低保障額を引き上げる特例が創設される。

	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
給与所得控除の最低保障額	65万円	69万円	0円	5万円	65万円	74万円

- (注) 1 この改正は、2026 (R8) 年分以後の所得税に適用され、源泉徴収については2027 (R9) 年1月1日以後支払分から適用される
 2 特例部分は、年末調整で適用される

(2) 住宅・土地税制（住宅ローン控除の拡充）

- 適用期限が2030 (R12) 年12月31日まで5年延長される。
- 既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額が現行の3,000万円から3,500万円に引き上げられるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象が省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充される。
- 省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間が現行の10年間から13年間に拡充される。
- 床面積要件について、40m²に緩和されている特例の適用範囲が既存住宅にも拡充される（ただし、合計所得金額が1,000万円を超える年は適用されな

い。）。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとされる。

2. 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

(1) NISAの拡充

- 次世代の資産形成を支援する観点から、つみたて投資枠の対象年齢が0歳まで拡充される。
- 口座保有者である子が0~17歳の間、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされ、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親

権者等による払出しが可能とされる。

- 国内市場を対象とした一定の株式指数及び一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品が、つみたて投資枠の対象となる指標に追加される。また、幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の50%を超える投資信託が対象に加えられる。

(2) 暗号資産の分離課税化等

- 金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引業者(仮称)を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(特定暗号資産)の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率で課税される。
- 特定暗号資産の譲渡損失について、3年間の繰越控除制度が創設される。
- これらの改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年1月1日以後の特定暗号資産の譲渡等

に適用される。

- 総合課税の譲渡所得の基準となる暗号資産について、以下の措置が講じられる。この改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年分以後の所得税に適用される。
 - 譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
 - 5年超保有資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
 - 譲渡損失について、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。

3. 公平な納税のための環境整備

(1) 特定の基準所得金額の課税の特例の見直し

税負担の公平性の確保を図る観点から、2025(R7)年分の所得税から適用されている「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
特別控除額	3億3,000万円	1億6,500万円
税率	22.5%	30%

(注) この改正は、2027(R9)年分以後の所得税に適用される

(2) ふるさと納税の見直し

個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
控除限度額	個人住民税所得割額の20%	個人住民税所得割額の20%と次の金額のいずれか低い金額 ・道府県民税77万2千円(指定都市:38万6千円) ・市町村民税115万8千円(指定都市:154万4千円)

(注) この改正は、2028(R10)年度分以後の個人住民税に適用される

4. 防衛力強化に係る財源確保のための税制上の対応

防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)が課される。併せて、家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が引き下げられる(防衛特別所得税(仮称)と復興特別所得税の合計は、従来の復興特別所得税の額と同じである)。また、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が10年間延長される。

(1) 防衛特別所得税(仮称)の創設

	改正案
納稅義務者	所得税の納稅義務者及び所得税の源泉徴収義務者
税額の計算	その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額

(注) 課税期間は、2027(R9)年以後の当分の間とされる

(2) 復興特別所得税の税率の引下げ及び課税期間の延長

	現行	改正案
税率	2.1%	1.1%
課税期間	2037 (R19) 年まで	2047 (R29) 年まで

(注) この改正は、2027 (R9) 年分以後の所得税等に適用される

資産課税

1. 貸付用不動産の評価方法の見直し

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しが行われる。

(1) 内容

	対象となる貸付用不動産	対象となる貸付用不動産の取得時期	評価方法
(イ)	被相続人等が対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産	課税時期前5年以内が対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額 (*1)
(ロ)	不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産	取得時期にかかわらず対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額 (*2)

(*1) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができるところとする。

(*2) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参考して求めた金額によって評価することができるところとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記(イ)に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）することとされる。

(2) 適用関係

2027 (R9) 年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される。

ただし、上記(1)(イ) の改正については、当該改正

が通達に定められる日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用されない。



POINT :

評価額を圧縮する租税回避への対応として、貸付用不動産の評価方法の見直しが行われる。
課税時期前5年以内に取得等した貸付用不動産が対象となるが、いわゆる不動産小口化商品については、取得時期にかかわらず対象となるため、留意されたい。
なお、取引相場のない株式の評価においては、財産評価基本通達185にて評価会社が課税時期前3年内に取得等をした不動産について、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとされている。評価会社が貸付用不動産を取得等した場合の取扱いについては明記されていないため、今後の動向を注視されたい。

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、2026 (R8) 年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は延長されずに終了することとされ、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとされる。

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年6月延長され、2027 (R9) 年9月末までとされる。



POINT :

現行の特例承継計画の提出期限は、2026（R8）年3月31日であり、1年6月延長される。また、当該納税猶予の特例制度の適用期限は、2027（R9）年12月31日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

適用期限後の方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る旨が大綱の「第一令和8年度税制改正の基本的考え方」（p15）に記載されているため、今後の動向を注視されたい。

4. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における個人事業承継計画の提出期限の見直し

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制

度について、個人事業承継計画の提出期限が2年6月延長され、2028（R10）年9月末までとされる。



POINT :

現行の個人事業承継計画の提出期限は、2026（R8）年3月31日であり、2年6月延長される。また、当該納税猶予制度の適用期限は、2028（R10）年12月31日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

以上

国の会計と関連制度（21回目） ～国の基金残高とその推移～

おさむら やかく
公認会計士 長村 彌角

国は、2013年の行政改革推進会議において、行政事業レビューでは基金事業の十分な点検が実施できないことから、基金事業に対して「基金シート」の導入を決めた。また、2014年の閣議決定においても、使用実績も踏まえた使用見込の低い基金について余剰部分の国庫返納に努めることとされた。その後、2020年度に基金は、新型コロナウイルス感染症（パンデミック）への緊急対応により急増したが、増加基調は続いている¹。

本稿では、国が公表する「基金シート」や「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧」、「行政事業レビュー見える化サイト（RSシステム）²」の情報から、基金の余剰状況や造成（新規造成＋増額）、国庫返納の状況などを省庁別に確認していくこととする。

なお、本稿では、過去の基金データの集計は次のように

に実施した。

政府の行政改革のHPでは、2021年度以降、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」として、全府省庁を取りまとめた形で、基金別に収入額、支出額、国庫返納額、残高などがエクセル形式で公表³されているため、これを活用した。その際、2020年度末残高は、2021年度の同一覧表の期首残高を用いた。2020年度以前は、各府省庁がそれぞれ公表している「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を集計した。また、各府省庁のHP上では同一覧表を検索できない年度があったため、この場合には翌年度に公表されている同一覧表の期首残高や個別の基金シートを集計することで補った。このため、2021年度以前と以降では集計方法が異なっている⁴。

¹ 基金とは、「独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭」（財政制度等審議会財政制度分科会平成26年10月20日開催「基金等関係資料」（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9216447/www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia261020/03.pdf））である。

² 「行政事業レビュー見える化サイト（RSシステム）」（<https://rssystem.go.jp/top>）

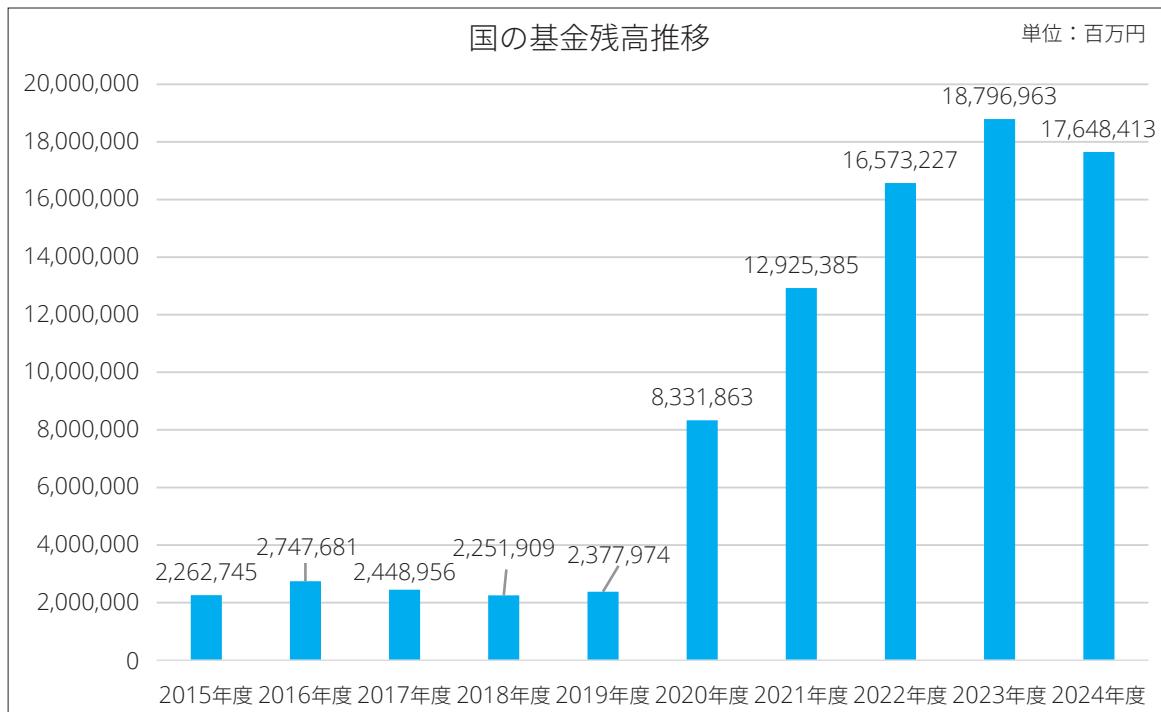
³ 例えば、2024年度の一覧では2023年度末の残高が示されており、エクセルの年度表記と実際の残高年度は異なっている。

⁴ なお、筆者の集計の過程で、表示単位未満の処理について四捨五入と切捨てが混在している。

1. 国の基金全体の傾向理解

(1) 傾向

(図表1) 過去10年間の全府省庁の基金合計残高の推移



(出所:公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表 (2020年度⁵、2021年度⁶、2022年度⁷、2023年度⁸、2024年度⁹、2025年度¹⁰) より筆者作成。なお、2019年度は2020年度の一覧表の期首残高を用い、2018年度¹¹以前は各府省庁が公表する基金シートを集計して作成している。)

⁵ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR03zousei_0109.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

⁶ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR03zousei_0109.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

⁷ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR04zousei_1029.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

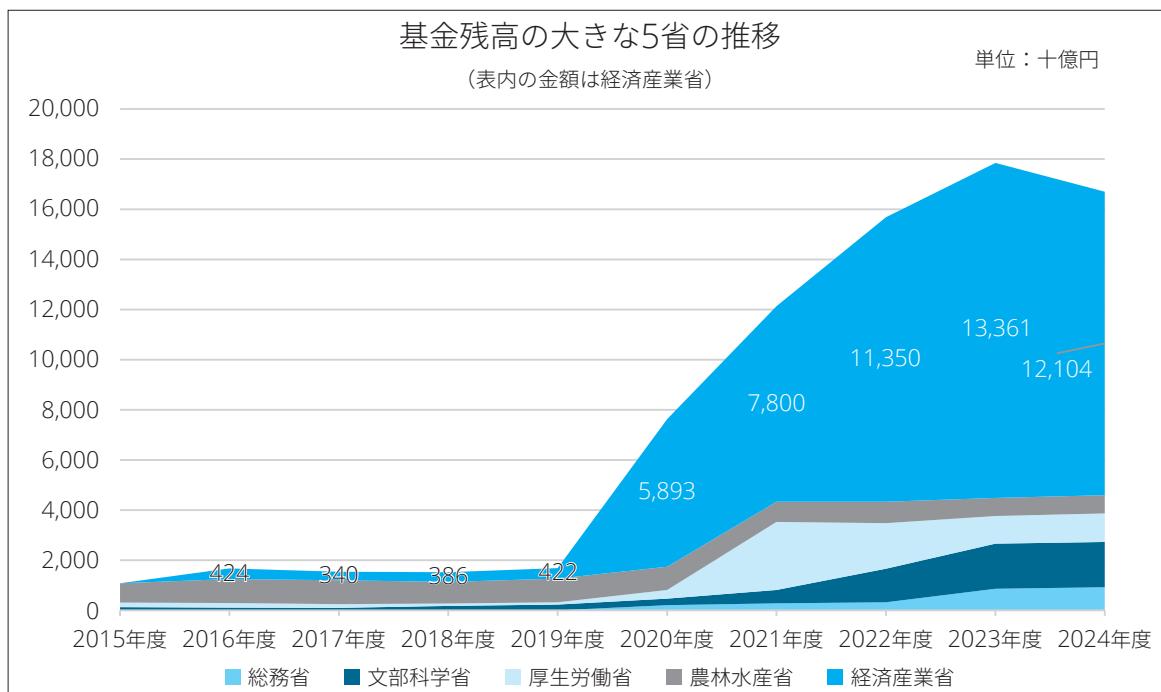
⁸ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR05zousei_0916.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

⁹ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR06zousei_0911.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

¹⁰ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyoukaku.go.jp%2Freview%2Fkikin%2Fimg%2FR07zousei_1211.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

¹¹ <https://www.gyoukaku.go.jp/review/kikin/R02/index.html>

(図表2) 金額の大きな5省に限った基金合計残高の推移



2020年度以降、基金残高は急増し、2023年度末残高は2019年度末残高に比べ約8倍となっている。これは、新型コロナウイルスへの対応、2050年のカーボンニュートラル実現への対応、宇宙戦略基金、燃料高騰対策、ポスト5Gの開発など日本がその時に抱える重要な課題に対して、国民生活や日本経済を停滞させない等のために巨額の資金が必要となり、そこに基金が活用されたことが背景にある。

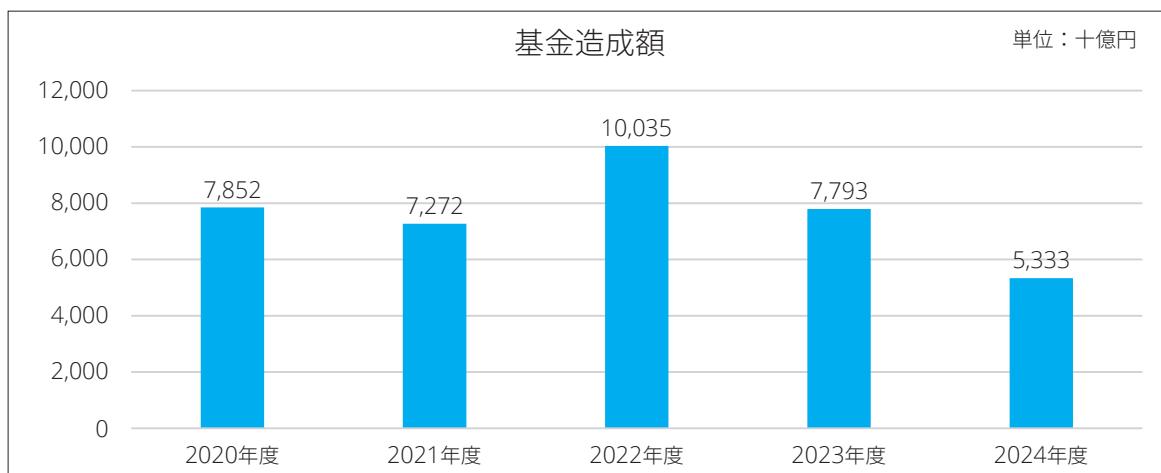
基金は、新型コロナウイルス感染症（パンデミック）への対応により厚生労働省のワクチン関係や経済産業省の中小企業支援関連が急増したが、新型コロナ感染症対応は落ち着いてきているものの、経済産業省においてロシアのウクライナ侵攻による燃料高騰や重要物質のサブ

ライチェーンや重要技術の確立、5G対応等へとそ野が広がっている。2024年には、経済産業省「経営安定関連保証等特別基金」7,452億円、「中小企業等事業再構築促進基金」1,639億円などの国庫返納があり、減少に転じている。

(2) 基金造成額の推移

2020年度の基金額急増以降の基金造成額（新規造成+既存基金への増額）の推移は次のとおりである。新型コロナウイルス感染症対応という緊急性のもと基金が活用されたが、同感染症対応が落ち着いてきた以降も、他の目的での基金造成が続き、造成の水準は2019年度以前の基金合計残高の水準を大きく上回っている。

(図表3) 過去5年度の基金造成額



(出所：各年度の公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の「収入額」欄より筆者作成)

2020年度においては、1,000億円を超える新規造成、増額が10件あり、その合計は7兆2,080億円であった。経済産業省における「グリーンイノベーション基金」2兆円、「新型コロナウイルス感染症基金」1兆8,450億円、厚生労働省「ワクチン生産体制等緊急整備基金」9,846億円などの新規造成に加え、新型コロナウイルス感染症による中小企業等への借入に対する保証を主な目的として「経営安定関連保証等特別基金」1兆2,530億円などが増額されている。2019年度までの基金総額が2兆5,000億円前後であったことを鑑みると、新型コロナウイルス感染症の蔓延により極めて緊急性の高い財政支出が必要となり基金が活用され、同時に基金自体が大型化している。

2021年度においては、1,000億円以上新規造成、増額が15件あり、その合計は6兆6,504億円であった。経済産業省における「中小企業等事業再構築促進基金」1兆1,485億円、「特定半導体基金」6,170億円、「燃料油価格激変緩和基金」4,472億円等の新規造成や、新型コロナウイルス感染症に関連した厚生労働省における「ワクチン生産体制等緊急整備基金」2兆9,595億円の増額が主なものである。

2022年度においては、1,000億円を超える増額、新規造成が21件あり、その合計は8兆6,143億円に上っている。経済産業省の「安定供給確保支援基金」が9,582億円の新規造成等に加え、同じく経済産業省における「燃料油価格激変緩和基金」2兆7,438億円、「中小企業等事業再構築促進基金」1兆2,923億円、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」4,850億円、「特定半導体基金」4,500億円等の増額が主なものである。

2022年度には、新型コロナウイルス感染症対応と併行して、長引く燃料価格高騰が国民生活に与える影響の緩和策として基金が増額されている。

2023年度においては、1,000億円を超える増額、新規造成が14件あり、その合計は6兆8,470億円であった。経済産業省における「燃料油価格激変緩和基金」2兆9,222億円、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」6,782億円、「特定半導体基金」6,322億円、経済産業省の「安定供給確保支援基金」9,147億円等の増額が主なものである。

2024年度においては、1,000億円を超える増額、新規造成が9件あり、その合計は4兆4,868億円であった。経済産業省における「燃料油価格激変緩和基金」1兆9,509億円、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」1兆514億円、「特定半導体基金」4,721億円、経済産業省の「安定供給確保支援基金」4,293億円等の増額が主なものである。

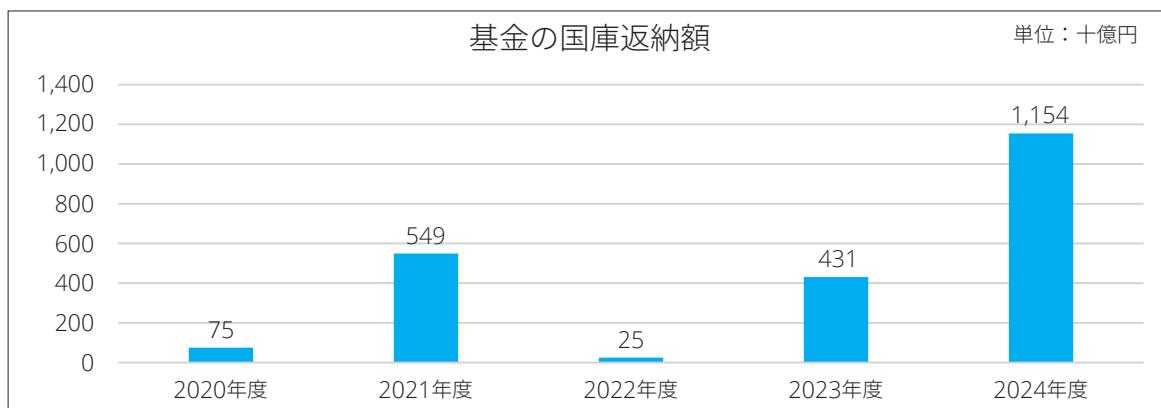
(3) 基金返納額の傾向

2023年12月20日の行政改革推進会議では、「基金の点検・見直しの横断的な方針¹²」が総理指示で定められた。これを受け、2024年4月の行政改革推進会議では、「基金全体の点検・見直し結果（概要）（案）¹³」が示された。ここでは、使用見込のない資金は速やかに国庫へ返納すること、十分な効果を上げていない基金については基金のあり方の見直しが重要とされた。また、この時点では国庫返納予定額として2023年度は約4,342億円、2024年度は約1,124億円が示されていた。2024年度は最終的には1兆円を超える国庫返納に至っている。

¹² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai55/siryou1.pdf>

¹³ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai56/siryou1-1.pdf>

(図表4) 過去5年度の基金の国庫返納額



(出所：各年度の公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の「国庫返納額」欄より筆者作成)

2021年度では、経済産業省の「新型コロナウイルス感染症基金」5,246億円が主なものである。

2023年度では、1基金事業あたり1,000億円を超える国庫返納額合計は3,753億円であり、返納額上位は、経済産業省の「新型コロナウイルス感染症基金」2,745億円、厚生労働省「ワクチン生産体制等緊急整備基金」1,008億円など、新型コロナウイルス感染症関連となっている。

2024年度では、1基金事業あたり1,000億円を超える国庫返納額合計は1兆474億円であり、返納額上位は、経済産業省の「経営安定関連保証等特別基金」7,452億円、「中小企業等事業再構築促進基金」1,639億円、「新型コロナウイルス感染症基金」1,383億円と、2021年

度から2022年度に造成・増額された新型コロナウイルス感染症関連が上位となっている。

2. 全基金の状況

(1) 2024年度末の全基金の概要

2024年度末の府省庁別の基金に関して、基金事業別かつ基金が造成されている公益法人等別の残高とその保有割合は次のとおりである。ここからは、基金が府省庁により偏っていることや、独立行政法人のような国の連結財務書類作成時の連結対象に加え、連結対象とはならない一般社団法人などにも多額の基金が造成されていることがわかる。

(図表5) 2024年度末の全基金一覧

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
内閣府	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	(国研) 日本医療研究開発機構	取崩し型	120,535	1.00
		健康・医療分野におけるムンショット型研究開発等事業		取崩し型	47,843	0.95
	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業	(一社) 低炭素投資促進機構	取崩し型	51,911	1.00
				取崩し型	48,366	1.00
				取崩し型	28,263	1.00
				取崩し型	4,746	1.00
				取崩し型	39,667	1.00
こども家庭庁	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	(独) 福祉医療機構	取崩し型	93,237	0.19
総務省	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業	(一社) 情報通信ネットワーク産業協会	取崩し型	67,582	1.00
		自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業		取崩し型	20,442	1.00
	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	地方公共団体情報システム機構	取崩し型	680,212	1.00
	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	(国研) 宇宙航空研究開発機構	取崩し型	67,949	1.00
	情報通信研究開発基金	革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業	(国研) 情報通信研究機構	取崩し型	84,584	0.93

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合	
外務省	アジア文化交流強化基金	アジア文化交流強化事業	(独) 国際交流基金	取崩し型	37,481	1.00	
	日中植林・植樹国際連帯事業	日中植林・植樹国際連帯事業	(公財) 日中友好会館	取崩し型	129	1.00	
財務省	信用保証基金	信用保証事業	日本酒造組合中央会	運用型	3,452	0.98	
文部科学省	文化芸術活動基盤強化基金	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業	(独) 日本芸術文化振興会	取崩し型	5,430	0.89	
		クリエイター等支援事業 (育成プログラム構築・実践)		取崩し型	9,500	1.00	
	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	(国研) 日本医療研究開発機構	取崩し型	26,580	1.00	
		医学系研究支援プログラム		取崩し型	13,383	1.00	
		大学発医療系スタートアップ支援プログラム		取崩し型	14,135	1.00	
		ムーンショット型研究開発プログラム		(国研) 科学技術振興機構	取崩し型	201,521	0.97
	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進プログラム	(国研) 日本医療研究開発機構	取崩し型	5,418	1.00	
		グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業		取崩し型	63,552	1.00	
		先端国際共同研究推進事業		取崩し型	39,942	1.00	
		日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携		取崩し型	14,323	1.00	
厚生労働省	革新的GX技術創出事業基金	革新的GX技術創出事業(GteX)	(国研) 科学技術振興機構	取崩し型	33,044	1.00	
	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム		取崩し型	238,888	1.00	
	創発的研究推進基金	国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成(次世代AI人材育成プログラム)		取崩し型	20,582	1.00	
		創発的研究支援事業		取崩し型	99,632	0.98	
		博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保		取崩し型	31,621	0.96	
	大学発新産業創出基金	大学発新産業創出基金事業		取崩し型	89,445	1.00	
	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業		(国研) 宇宙航空研究開発機構	取崩し型	298,468	1.00
	学術研究助成基金	科学研究費助成事業(科研費)		取崩し型	203,574	1.00	
	地域中核研究大学等強化促進基金	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業		(独) 日本学術振興会	取崩し型	124,735	1.00
	学資支給基金	給付型奨学金事業		(独) 日本学生支援機構	取崩し型	28	1.00
	大学等成長分野転換支援基金	大学・高専機能強化支援事業		(独) 大学改革支援・学位授与機構	取崩し型、その他	273,944	1.00
	ハンセン病元患者家族補償金支払基金	ハンセン病元患者家族補償金支給等業務費交付金	(独) 福祉医療機構	取崩し型	4,063	0.17	
	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発推進事業	(国研) 日本医療研究開発機構	取崩し型	4,167	1.00	
	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	(一社) 新薬・未承認薬等研究開発支援センター	取崩し型	694,110	1.00	
	ワクチン大規模臨床試験等支援基金	ワクチン大規模臨床試験等支援事業	(一社) 環境パートナーシップ会議	取崩し型	99,284	1.00	
	医療情報化支援基金	医療提供体制設備整備交付金	特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金	取崩し型	93,691	1.00	

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
農林水産省	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	(国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所	取崩し型	55,291	1.00
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金	取崩し型、その他	72,410	0.10
	特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金	特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	(独) 医薬品医療機器総合機構	取崩し型	1,234	0.17
	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	(独) 労働者健康安全機構	取崩し型	112,300	0.37
農林水産省	沖縄漁業基金	①沖縄漁業基金事業、②沖縄漁業安定基金事業	(公財) 沖縄県漁業振興基金	取崩し型	3,246	0.71
	いぐさ・畠表農家経営所得安定化対策基金	いぐさ・畠表農家経営所得安定化対策事業	熊本県い業生産販売振興協会	取崩し型	256	0.74
	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型農林水産研究開発事業	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター	取崩し型	4,382	0.92
	加工原料乳生産者積立金	加工原料乳生産者経営安定対策事業	ホクレン農業協同組合連合会等	取崩し型	1,455	なし
	さとうきび増産基金	甘味資源作物安定生産体制確立事業	(公社) 鹿児島県糖業振興協会、(公社) 沖縄県糖業振興協会、宮崎県農業再生協議会、鹿児島県農業再生協議会	取崩し型	1,400	0.97
	韓国・中国等外国漁船操業対策基金	韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	(一財) 日韓・日中協定対策漁業振興財団	取崩し型	4,737	0.67
	漁業緊急保証対策事業	漁業緊急保証対策事業	全国漁業信用基金協会 他3漁業信用基金協会	取崩し型	1,351	0.70
	漁業緊急保証対策事業交付金	漁業緊急保証対策事業交付金		取崩し型	3,088	0.54
	農業信用保険事業交付金	農業信用保証保険基盤安定事業		取崩し型	3	1.00
		農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	(独) 農林漁業信用基金	取崩し型	185	1.00
		融資保険基盤強化事業交付金交付事業		取崩し型	89	0.63
		林業信用保証事業交付金		取崩し型	852	0.84
	漁業経営セーフティーネット構築等事業基金	漁業経営セーフティーネット構築事業	(一社) 漁業経営安定化推進協会	取崩し型	62,156	0.58
	資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業		取崩し型	24,002	0.87
	水産業体质強化総合対策事業基金（漁業構造改革総合対策事業勘定）	漁業構造改革総合対策事業	特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構	回転型	11,318	0.91
	水産業体质強化総合対策事業基金	鯨類資源持続的利用支援調査事業		回転型	1,003	0.96
	有害生物漁業被害防止総合対策基金	有害生物漁業被害防止総合対策事業		取崩し型、運用型	577	0.97
	水産業競争力強化基金	水産業競争力強化緊急事業		取崩し型	34,216	0.66
	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	全国漁業共済組合連合会	取崩し型	73,791	0.59

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
農林水産省	防除事業資金	漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除清掃費助成事業資金）	(公財) 海と諸環境美化・油濁対策機構	取崩し型	350	0.89
		漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除費準備預金）		取崩し型	50	0.35
	鶏卵生産者経営安定対策基金	鶏卵生産者経営安定対策事業	(一社) 日本養鶏協会	取崩し型	5,642	0.41
	認定農業者等経営支援基 金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	(一社) 全国農業会議所	取崩し型	865	1.00
		省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業		取崩し型	620	1.00
	国際漁業等再編対策事業資金	国際漁業等再編対策事業	(一社) 大日本水産会	取崩し型	3,205	0.33
	扱い手代船取得支援リース料助成基金	扱い手代船取得支援リース事業		取崩し型	17	1.00
	産地パワーアップ事業基 金	産地生産基盤パワーアップ事 業	(公財) 日本特産農産物協会	取崩し型	23,018	0.76
	施設園芸等燃料価格高騰 対策基金	施設園芸等燃料価格高騰対策		取崩し型	7,250	0.89
	貸付機械取得資金	食肉加工施設等整備リース事 業貸付機械取得資金造成事業	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	回転型	1,111	0.99
	食品等流通合理化緊急対 策事業資金	食品等流通合理化緊急対策事 業	(公財) 食品等流通合 理化促進機構	回転型	600	1.00
	食品等流通合理化対策債務 保証事業基金	食品等流通合理化対策債務保 証事業		保有型	1,011	0.79
	国産水産物需給変動調整 事業資金	水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業	(公財) 水産物安定供給推進機構	取崩し型	18	0.38
	損失及び買取資金貸付事 業資金			回転型	1,139	0.68
	貸付事業資金	貸付事業	(公財) 海外漁業協力財団	回転型	447	0.99
	扱い手経営発展支援基金	扱い手経営発展支援金融対策事業	(公財) 農林水産長期金融協会	取崩し型	13,716	0.91
	畜産・酪農収益力強化総 合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対 策基金等事業	(公社) 中央畜産会	取崩し型	53,508	0.99
	畜産業振興資金	畜産業振興資金	(独) 農畜産業振興機 構	取崩し型、 回転型	193,753	0.45
	野菜生産出荷安定資金	野菜価格安定対策事業		取崩し型	46,980	0.39
	調整資金	調整資金		取崩し型	47,489	0.76
	畜産経営維持安定特別対 策基金	畜産経営維持安定特別対策事 業	(一社) 全国畜産経営安定基金協会	取崩し型	509	1.00
	畜産経営維持緊急支援資 金融通事業基金	畜産経営維持緊急支援資金融 通事業	(一社) 畜産生産者団体協議会	取崩し型	1,072	1.00
	畜産高度化支援リース基 金	畜産高度化支援リース事業	(一財) 畜産環境整備機 構	回転型	7,765	0.90
	中堅外食事業者資金融通 円滑化基金	中堅外食事業者資金融通円滑 化事業	(一社) 日本フードサービス協会	保有型	407	1.00
	生産者積立金	肉用子牛生産者補給金	熊本県農業信用基金 協会他15協会	取崩し型	11,213	0.17
	農業経営金融支援対策費 補助金	農業経営維持支援緊急保証事業		取崩し型	88	0.94
		農業信用保証保険基盤強化事 業（大規模災害被災農業者等 支援対策（実質無担保無保証 人事業））		取崩し型	75	0.97

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
農業・漁業・水産業省	農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業	農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業	岩手県農業信用基金協会他2協会	取崩し型	50	0.91
		農業信用保証保険基盤安定事業	鹿児島県農業信用基金協会他11協会	取崩し型	4	0.93
		農業経営収入保険特約補填資金	全国農業共済組合連合会	取崩し型	42,002	0.45
	担い手支援貸付原資基金	農地保有合理化促進事業	(公社)全国農地保有合理化協会	回転型	6	1.00
	馬産地再活性化基金	馬産地再活性化緊急対策事業	地方共同法人 地方競馬全国協会	取崩し型	277	1.00
	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	(公社)配合飼料供給安定機構	取崩し型	22,431	0.18
	肥料原料備蓄対策事業基金	肥料原料備蓄対策事業	(一財)肥料経済研究所	取崩し型	14,513	1.00
	処理水影響対策支援基金	ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業	(一社)漁業経営安定化推進協会	取崩し型	60,897	1.00
	特定半導体基金	特定半導体基金事業		取崩し型	1,562,577	1.00
	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム		取崩し型	207,732	1.00
経済産業省	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業		取崩し型	2,310,840	1.00
	ディープテック・スタートアップ支援基金	ディープテック・スタートアップ支援事業		取崩し型	81,376	1.00
	バイオものづくり革命推進基金	バイオものづくり革命推進事業		取崩し型	265,954	1.00
	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業		取崩し型	1,443,060	1.00
		ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（ロボティクス分野におけるソフトウェア開発基盤構築事業）		取崩し型	10,340	1.00
		ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（量子コンピュータの産業化に向けた開発）	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構	取崩し型	49,498	1.00
	ムーンショット型研究開発基金	ムーンショット型研究開発事業		取崩し型	24,333	0.97
	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（クラウドプログラム）		取崩し型	85,425	1.00
		安定供給確保支援事業（永久磁石）		取崩し型	29,023	0.97
		安定供給確保支援事業（工作機械及び産業用ロボット）		取崩し型	45,353	1.00
		安定供給確保支援事業（航空機の部品）		取崩し型	72,269	1.00
		安定供給確保支援事業（蓄電池）		取崩し型	957,795	1.00
		安定供給確保支援事業（電子部品）		取崩し型	22,126	1.00
		安定供給確保支援事業（半導体）		取崩し型	743,690	1.00

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
経済産業省	安定供給確保支援事業 (重要鉱物)	安定供給確保支援事業 (重要鉱物)	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構	取崩し型	105,992	0.75
		安定供給確保支援事業 (可燃性天然ガス)		取崩し型	58,036	1.00
		先端設備等導入促進補償制度推進基金		保有型	3,865	1.00
		省エネルギー設備導入促進基金		保有型	6,187	0.95
	リスクリソースを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスクリソースを通じたキャリアアップ支援事業	(一社) 低炭素投資促進機構	取崩し型	82,123	1.00
	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業		取崩し型	316,800	1.00
		蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業		取崩し型	79,730	1.00
		サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金		取崩し型	258,925	1.00
	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	(国研) 宇宙航空研究開発機構	取崩し型	220,509	0.98
	文化芸術活動基盤強化基金	クリエイター・事業者支援事業 (事業化・海外展開推進)	(独) 日本芸術文化振興会	取崩し型	2,500	1.00
	航空機国際共同開発促進基金	開発助成金交付事業	(公財) 航空機国際共同開発促進基金	取崩し型	14,793	0.73
	革靴製造業基盤強化特別対策事業基金	革靴製造業基盤強化特別対策事業	特定非営利活動法人日本靴工業会	取崩し型	41	1.00
	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業競争力強化事業	(一社) 日本皮革産業連合会	取崩し型	1,272	0.79
	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	革靴製造業事業基盤強化支援事業		取崩し型	77	0.91
	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業基盤強化特別振興事業		取崩し型	4,252	0.67
	皮革産業競争力強化事業	皮革産業競争力強化事業		取崩し型	168	0.34
	環境・安全等対策基金	環境保全・構造改善促進利子補給事業	(一社) 全国石油協会	取崩し型	2,291	0.89
	揮発油販売業経営合理化基金	揮発油販売業の信用保証事業等		保有型、その他	6,175	0.99
	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業		取崩し型	1,202,116	1.00
	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	(一社) 全国信用保証協会連合会	取崩し型	389,707	0.93
	制度改革促進基金	資金供給円滑化信用保証協会等補助事業	信用保証協会	取崩し型	392	0.04
	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	(独) 中小企業基盤整備機構	取崩し型	1,525	1.00
		新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業		取崩し型	13,671	1.00
	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業		取崩し型	931,043	1.00
	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金		取崩し型	8,645	0.31

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
国土交通省	革新的研究開発推進基金	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	(国研) 日本医療研究開発機構	取崩し型	342,203	1.00
	処理水風評影響対策基金	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業	(公財) 水産物安定供給推進機構	取崩し型	24,109	1.00
	特定鉱害復旧事業等基金	特定鉱害復旧事業	(公財) 特定鉱害復旧事業センター等12法人	運用型	22,790	0.32
	廃炉・汚染水・処理水対策基金(平成30年度補正予算に係るもの)	廃炉・汚染水・処理水対策事業	(公財) 原子力安全技術センター	取崩し型	29,193	0.77
	皮革製造業再編特別対策事業基金	皮革製造業競争力強化事業 皮革製造業再編特別対策事業	日本タンナーズ協会	取崩し型	1,831	0.86
	285	0.99				
国土交通省	まち再生基金	まち再生出資事業	(一財) 民間都市開発推進機構	回転型	4,217	0.46
	建設業債権保全基金	下請債権保全支援事業		取崩し型	2,796	0.85
	建設業安定化基金	建設業緊急安定化事業	(一財) 建設業振興基金	保有型	14,162	0.91
	信用・指導基金	信用・指導基金 (建設業に関する事業)		保有型	6,759	0.72
		信用・指導基金 (不動産に関する事業)	(公財) 不動産流通推進センター	保有型	2,552	1.00
	街なか居住再生ファンド	街なか居住再生ファンド	(公社) 全国市街地再開発協会	回転型	1,083	0.99
	災害復興住宅融資等緊急対策事業	既往貸付者に係る返済方法の変更事業		取崩し型	4	1.00
	住宅金融円滑化緊急対策事業	優良住宅取得支援制度の拡充による経済対策事業	(独) 住宅金融支援機構	取崩し型	26,261	0.97
		優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進		取崩し型	2,957	0.99
	吉野川水源地域対策基金基本基金	吉野川水源地域対策基金基本基金	(公財) 吉野川水源地域対策基金	運用型	312	0.50
	交通遺児に対する奨学金貸与事業	交通遺児に対する奨学金貸与事業	(公財) 交通遺児育英会	回転型	3,167	1.00
	交通遺児育成基金	交通遺児育成基金	(公財) 交通遺児等育成基金	取崩し型	977	0.78
	高齢者居住安定基金	高齢者居住安定基金	(一財) 高齢者住宅財団	保有型	404	0.84
	住宅保証基金	住宅保証基金	(一財) 住宅保証支援機構	保有型	10,565	0.61
	耐震・環境不動産支援基金	耐震・環境不動産形成促進事業	(一社) 環境不動産普及促進機構	回転型	25,696	0.99
	筑後川水源地域対策基金基本基金	筑後川水源地域対策基金基本基金	(公財) 筑後川水源地域対策基金	運用型	522	0.92
	豊川水源基金基本基金	豊川水源基金基本基金	(公財) 豊川水源基金	運用型	300	0.41
	木曽三川水源地域対策基金基本基金	木曽三川水源地域対策基金基本基金	(公財) 木曽三川水源地域対策基金	運用型	359	0.41
	矢作川水源基金基本基金	矢作川水源基金基本基金	(公財) 矢作川水源基金	運用型	75	0.31
	利根川・荒川水源地域対策基金基本基金	利根川・荒川水源地域対策基金基本基金	(公財) 利根川・荒川水源地域対策基金	運用型	1,034	1.01
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	PCB廃棄物対策推進費補助金	(独) 環境再生保全機構	取崩し型	22,097	1.00
	石綿健康被害救済基金	石綿健康被害救済基金		取崩し型	73,938	0.37

府省庁	基金の名称	事業の名称	基金の造成法人等の名称	運営形態	2024年度末(百万円)	保有割合
環境省	債務保証基金	債務保証事業	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団	保有型	1,834	0.80
	産業廃棄物適正処理推進基金	産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団(産業廃棄物適正処理推進センター)	取崩し型	1,289	0.76
	地域脱炭素化出資事業基金	地域脱炭素化出資事業	(一社) グリーンファイナンス推進機構	回転型	7,148	0.98
	土壤汚染対策基金	土壤汚染対策事業	(公財) 日本環境協会	取崩し型	1,495	0.60
防衛省	合衆国軍隊事故被害者救済融資基金	合衆国軍隊事故被害者救済融資事業	(公社) 隊友会	回転型	189	1.17
	防衛装備移転円滑化基金	防衛装備移転円滑化事業	(公財) 防衛基盤整備協会	取崩し型	79,911	0.60
復興庁	福島相双復興官民合同チーム相談支援基金	官民合同チーム専門家支援事業	(公社) 福島相双復興推進機構	取崩し型	797	0.61
	水産業体质強化総合対策事業基金(漁業・養殖業復興支援事業助成勘定)	漁業・養殖業復興支援事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	回転型、その他	22,448	1.02
	漁業者等緊急保証対策事業	漁業者等緊急保証対策事業	全国漁業信用基金協会他2漁業信用基金協会	取崩し型	289	1.00
	漁業者等緊急保証対策事業交付金	漁業者等緊急保証対策事業交付金		取崩し型	2,949	1.00
	農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)	農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業	(独) 農林漁業信用基金	取崩し型	238	1.00
	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	林業信用保証事業交付金(災害復旧)		取崩し型	379	0.93
	災害復興住宅融資等緊急対策事業	災害復興住宅融資等事業	(独) 住宅金融支援機構	取崩し型	41,087	1.00
	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	(公財) 福島県産業振興センター	取崩し型	78,775	0.88
	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	(一財) 住宅金融普及協会	取崩し型	4,422	0.77
	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業	(一社) 地域デザインオフィス	取崩し型	31,387	1.00
					合計	17,648,413

(出所：RSシステム及び2025年度公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表より、筆者作成)

RSシステムで検索可能な基金シート情報は、基金単位ではなく、基金事業単位となっている。これは、基金シートが事業単位で作成されることによる。2024年度末時点では、内閣直下にある国の行政機関（1府11省2

府）のうち法務省及びデジタル庁に基金が造成されていない。2024年度末時点では「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を集計すると136基金174事業となっている。

(図表6) 複数の基金事業を実施している基金

基金名	事業名	府省庁
デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業 自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	総務省
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	経済産業省
	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（ロボティクス分野におけるソフトウェア開発基盤構築事業）	
	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（量子コンピュータの产业化に向けた開発）	
安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（クラウドプログラム）	経済産業省
	安定供給確保支援事業（永久磁石）	
	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガス）	
	安定供給確保支援事業（工作機械及び産業用ロボット）	
	安定供給確保支援事業（航空機の部品）	
	安定供給確保支援事業（重要鉱物）	
	安定供給確保支援事業（蓄電池）	
	安定供給確保支援事業（電子部品）	
	安定供給確保支援事業（半導体）	
革新的製造業事業基盤強化支援事業基金	革新的製造業競争力強化事業	経済産業省
	革新的製造業事業基盤強化支援事業	
革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発プログラム	文部科学省
	ムーンショット型農林水産研究開発事業	農林水産省
	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	内閣府
	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	文部科学省
	ワクチン開発推進事業	厚生労働省
	医学系研究支援プログラム	文部科学省
	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	内閣府
	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	経済産業省
	大学発医療系スタートアップ支援プログラム	文部科学省
国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	経済産業省
	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	
	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	
災害復興住宅融資等緊急対策事業	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省
	災害復興住宅融資等事業	復興庁
住宅金融円滑化緊急対策事業	優良住宅取得支援制度の拡充による経済対策事業	国土交通省
	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	
省エネルギー設備導入促進基金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	経済産業省
	省エネルギー設備導入促進リース事業（低炭素リース信用保険）	
信用・指導基金	信用・指導基金（建設業に関する事業）	国土交通省
	信用・指導基金（不動産に関する事業）	
新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	経済産業省
	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	
先端国際共同研究推進基金	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業	文部科学省
	先端国際共同研究推進プログラム	
	先端国際共同研究推進事業	
	日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携	
創発的研究推進基金	国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代AI人材育成プログラム）	文部科学省
	創発的研究支援事業	
	博士後期課程学生の待遇向上と研究環境確保	
認定農業者等経営支援基金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	農林水産省
	省エネルギー・低成本経営支援緊急対策利子助成金交付事業	

基金名	事業名	府省庁
農業経営金融支援対策費補助金	農業信用保証保険基盤安定事業	農林水産省
	農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	
	融資保険基盤強化事業交付金交付事業	
皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業基盤強化特別振興事業	経済産業省
	皮革産業競争力強化事業	
皮革製造業再編特別対策事業基金	皮革製造業競争力強化事業	経済産業省
	皮革製造業再編特別対策事業	
文化芸術活動基盤強化基金	クリエイター・事業者支援事業（事業化・海外展開推進）	経済産業省
	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業	文部科学省
	クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）	文部科学省
防除事業資金	漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除清掃費助成事業資金）	農林水産省
	漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除費準備預金）	

(出所：2025年度公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表より筆者作成)

(2) 保有割合の状況

基金の保有割合とは、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（基金基準）において、基金事業の見通しや実績から見て、基金規模の状況を客観的に把握するために算出される割合である。保有割合は、基

金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合であるため、保有割合が1を超える場合、直近年度末の基金残高は、事業完了までに必要と見込まれる事業費を超える基金額となっていることを示し、1未満の場合には、基金残高が不足していることを示すことになる。

(図表7) 2024年度末における基金事業に対する省庁別の保有割合状況（件数）

	1.00超	1.00	0.9以上	0.8以上	0.7以上	0.6以上	0.5以上	0.4以上	0.3以上	0.2以上	0.1以上	0以上	その他	合計
内閣府		6	1											7
こども家庭庁												1		1
総務省		4	1											5
外務省		2												2
財務省			1											1
文部科学省		17	3	1										21
厚生労働省		5							1		3			9
農林水産省		12	14	4	6	4	3	3	4		2		1	53
経済産業省		29	8	2	4	1			3			1		48
国土交通省	1	3	6	2	2	1	1	3	1					20
環境省		1	1	1	1	1			1					6
防衛省		1				1								2
復興庁		1	5	1	1	1								10
合計	3	84	36	11	14	9	4	6	10	0	6	1	1	185

(図表8) 2024年度末における基金事業に対する省庁別の保有割合状況（金額）

(単位：百万円)

	1.00超	1.00	0.9以上	0.8以上	0.7以上	0.6以上	0.5以上	0.4以上	0.3以上	0.2以上	0.1以上	0以上	その他	合計
内閣府		293,487	47,843											341,330
こども家庭庁											93,237			93,237
総務省		836,185	84,584											920,769
外務省		37,610												37,610
財務省			3,452											3,452
文部科学省		1,469,542	332,775	5,430										1,807,747
厚生労働省		946,543							112,300		77,708			1,136,551
農林水産省		19,075	95,445	32,454	76,371	40,181	139,035	241,397	50,253		33,644	1,455		729,310
経済産業省		11,235,618	676,296	4,122	151,250	4,252			31,602			392		12,103,533
国土交通省	1,034	5,723	70,680	3,200	7,736	10,565	312	4,875	75					104,201
環境省		22,097	7,148	1,834	1,289	1,495			73,938					107,802
防衛省		189				79,911								80,100
復興庁		22,448	75,949	379	78,775	4,422	797							182,770
合計	23,672	14,941,830	1,318,601	125,815	241,069	137,201	139,347	246,273	268,169	0	204,589	392	1,455	17,648,413

(出所：図表7及び8いずれも、RSシステム及び2025年度公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表より、筆者作成)

保有割合が1を超える基金事業は3件で1.6%（金額で0.1%）、1の基金事業は84件で45.4%（金額で84.7%）、1未満の基金事業は98件で53.0%（金額で15.2%）となっている。これは、2024年度末現在の基金事業において、84.7%に相当する14兆9,418億円は今後に増額は生じない可能性があるものの、残りの15.2%に相当する2兆6,829億円の基金は今後さらに増額が必要となる可能性を強く示している。一方で、国庫返納の可能性のある余剰資金を抱えているとみられる基金事業は0.1%

に相当する236億円しかない。

なお、図表7では、基金事業が185事業となっているが、2024年度末時点の「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を集計すると174事業である。「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」は基金シートに基づいて作成されており、単純にカウントすると185事業となる。この差異の内容は次のとおり。

(同一事業が複数の府省庁で実施されているもの)

宇宙戦略基金事業	経済産業省、総務省、文部科学省
経済安全保障重要技術育成プログラム	経済産業省、文部科学省

(同一事業が同一の府省庁で複数の基金で実施されているもの)

漁業構造改革総合対策事業（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定） ・水産業体质強化総合対策事業基金（漁業構造改革総合対策事業勘定）
水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・国産水産物需給変動調整事業資金 ・損失及び買取資金貸付事業資金
農業信用保証保険基盤安定事業（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営金融支援対策費補助金 ・農業信用保険事業交付金
農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営金融支援対策費補助金 ・農業信用保険事業交付金

(同一の事業が同一の府省庁で同一の基金で実施されているが、基金シートが複数作成されているもの)

中小企業イノベーション創出推進事業 (内閣府：中小企業イノベーション創出推進基金)	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 低炭素投資促進機構（4シート） ・(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会（1シート）
--	--

(3) 基金事業の運営形態別の傾向

(図表9) 運営形態別件数

	その他	運用型	回転型	取崩し型	取崩し型・運用型	取崩し型・回転型	保有型	合計
2019年度	2	8	17	121	1	1	10	160
2020年度	2	8	17	123	1	1	12	164
2021年度	1	8	16	125	1	1	12	164
2022年度	1	8	16	147	1	1	12	186
2023年度	1	8	15	154	1	1	11	191
2024年度	1	8	15	148	1	1	11	185

(出所：各年度の「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」より筆者作成)

(図表10) 運営形態別金額

(単位：百万円)

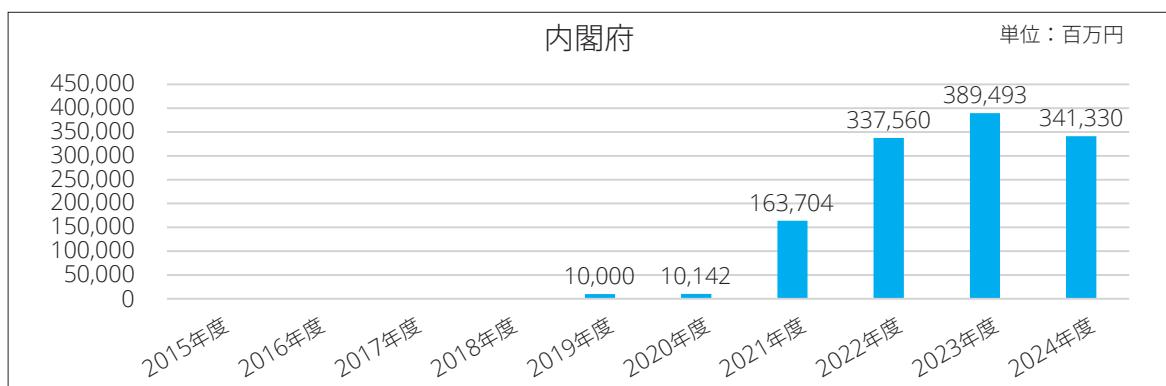
	その他	運用型	回転型	取崩し型	取崩し型・運用型	取崩し型・回転型	保有型	合計
2019年度	7,625	39,503	154,543	1,806,812	587	309,062	59,838	2,377,973
2020年度	5,295	37,416	145,414	7,813,102	587	266,390	63,655	8,331,862
2021年度	5,895	35,675	137,179	12,474,262	587	210,573	61,211	12,925,384
2022年度	1,149	33,524	130,038	16,102,737	587	249,413	55,775	16,573,227
2023年度	1,260	31,537	104,790	18,404,339	587	199,021	55,427	18,796,963
2024年度	1,454	28,843	87,336	17,282,526	577	193,753	53,921	17,648,413

(出所：各年度の「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」より筆者作成)

基金事業の運営形態は、「取崩し型」が、件数では81%¹⁴、金額では99%を占めている。取崩し型は、基金を基金事業の財源に充当し費消されるもので、現状示されている1以下の保有割合となっている基金事業件数が98%¹⁵となっていることを鑑みると、政治的な判断は別として、公表されている保有割合の状況からは、今後基金が増額されることはあっても、大きく減額する可能性は低いことになる。

(1) 内閣府

(図表11) 内閣府の過去10年間の基金残高推移



(図表12) 内閣府の過去5年間の主な基金残高推移 (単位：百万円)

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
革新的研究開発推進基金	10,142	163,703	167,209	189,494	168,377
中小企業イノベーション創出推進基金	—	—	170,349	199,999	172,952

内閣府では2基金ある。スタートアップ等による研究開発の促進と社会実装に繋げるための大規模技術実証を担う「中小企業イノベーション創出推進基金」及び「ワ

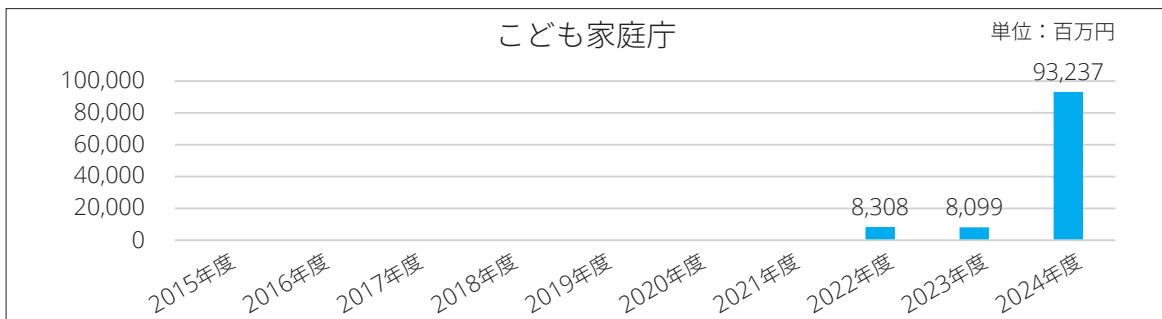
クチン開発・生産体制強化戦略」を中心とした「革新的研究開発推進基金」である。

¹⁴ 図表9において、全185件中150件（取崩し型+取崩し型・運用型+取崩し型・回転型）の割合

¹⁵ 図表7において、全185件中、保有割合が1以下となっている182件の割合

(2) こども家庭庁

(図表13) こども家庭庁の過去10年間の基金残高推移



(図表14) こども家庭庁の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
旧優生保護法補償金等支払基金	—	—	8,308	8,098	93,237

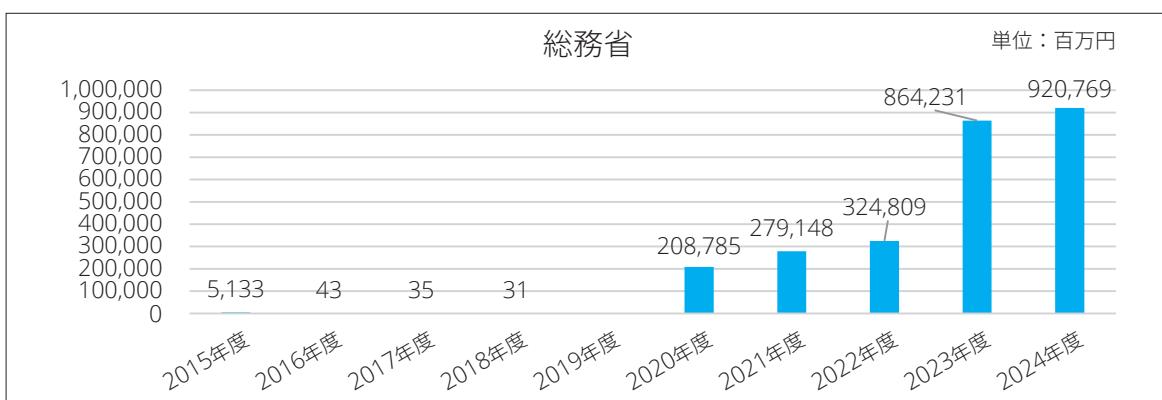
こども家庭庁は、2022年6月22日に法律第75号として公布されたこども家庭庁設置法に基づいて設立された。

「旧優生保護法補償金等支払基金」は、こども家庭庁

設立により、厚生労働省から移管されている。当基金は旧優生保護法補償金等法の趣旨を踏まえ、着実な補償金等の支給を行うことを目的としている。

(3) 総務省

(図表15) 総務省の過去10年間の基金残高推移



(図表16) 総務省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
デジタル基盤改革支援基金	178,788	210,346	208,014	690,434	680,212

「デジタル基盤改革支援基金」は各地方公共団体がデジタル基盤改革を計画的に取組むために設けられており、自治体情報システムの標準化・共通化等に2025年度までに7,182億円等が予定されている。

(4) 外務省

(図表17) 外務省の過去10年間の基金残高推移



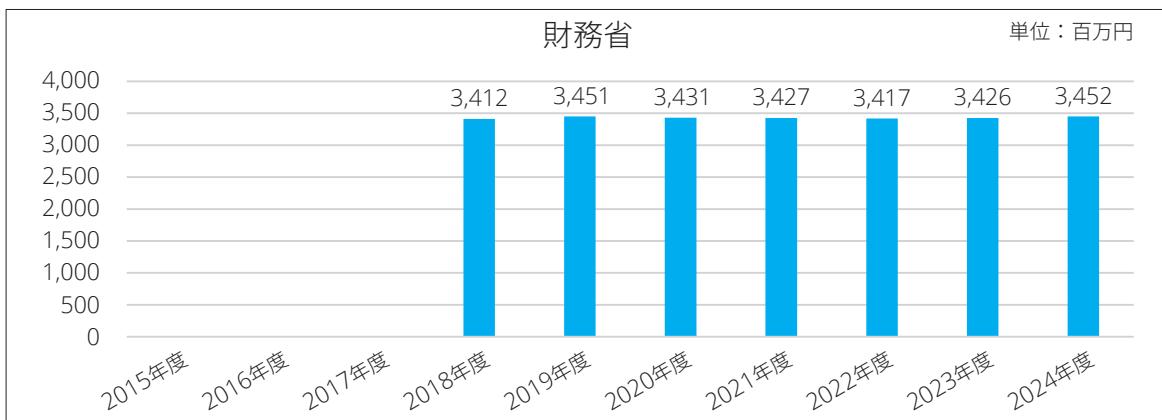
(図表18) 外務省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
アジア文化交流強化基金	1,772	1,802	742	40,001	37,480

「アジア文化交流強化基金」は、日本語教師の活動支援や日本語学習の機運醸成などを目的とする人的交流等

(5) 財務省

(図表19) 財務省の過去10年間の基金残高推移



(図表20) 財務省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
信用保証基金	3,431	3,427	3,417	3,425	3,452

「信用保証基金」は、酒造組合等からの拠出金と国からの補助金により設置した基金であり、清酒製造業者が清酒製造資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行っている。なお、2017年度以前の情報は公表されていない。

(6) 文部科学省

(図表21) 文部科学省の過去10年間の基金残高推移



(図表22) 文部科学省の過去5年間の主な基金残高推移 (単位: 百万円)

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
学術研究助成基金	96,050	110,723	128,673	196,700	203,574
革新的研究開発推進基金	81,293	187,992	162,265	288,590	255,619
経済安全保障重要技術育成基金	—	125,000	249,680	249,032	238,887
大学等成長分野転換支援基金	—	—	300,238	295,015	273,943
地域中核研究大学等強化促進基金	—	—	149,835	149,657	124,734
先端国際共同研究推進基金	—	—	56,649	127,782	123,235
宇宙戦略基金	—	—	—	149,999	298,468

文部科学省では、2022年度に、教育や研究に関連する基金が造成又は増額された。

「経済安全保障重要技術育成基金」は、AI、量子等の先端技術を含む研究開発を対象に、経済安全保障を確保する上で必要となる国のニーズ（研究開発ビジョン）を実現する研究開発プロジェクトを実施する基金である。

「大学等成長分野転換支援基金」は、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部再編等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう機動的かつ

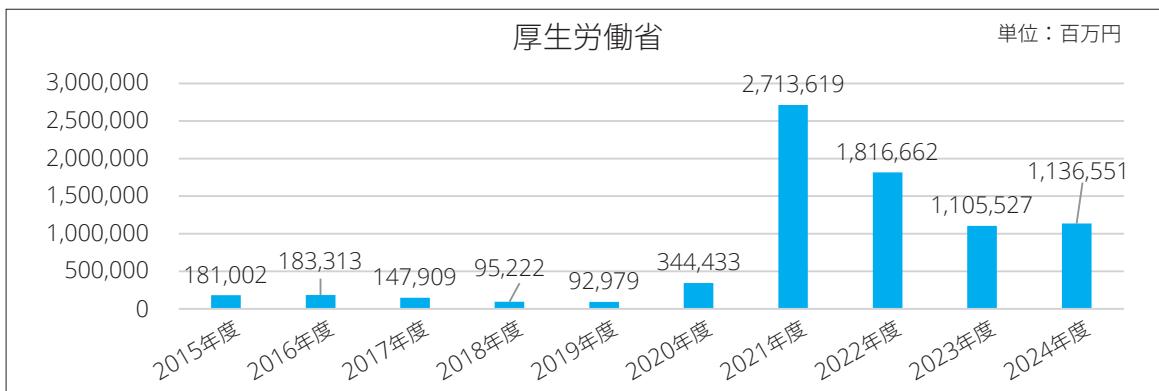
継続的な支援を行う基金である。

「地域中核研究大学等強化促進基金」は、地域中核・特色ある研究大学の研究力の飛躍的向上に向け、大学の研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する基金である。

「革新的研究開発推進基金」はムーンショット型研究開発プログラム事業で、非連続的・破壊的なイノベーションを創出するためのハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進するための基金事業である。

(7) 厚生労働省

(図表23) 厚生労働省の過去10年間の基金残高推移



(図表24) 厚生労働省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

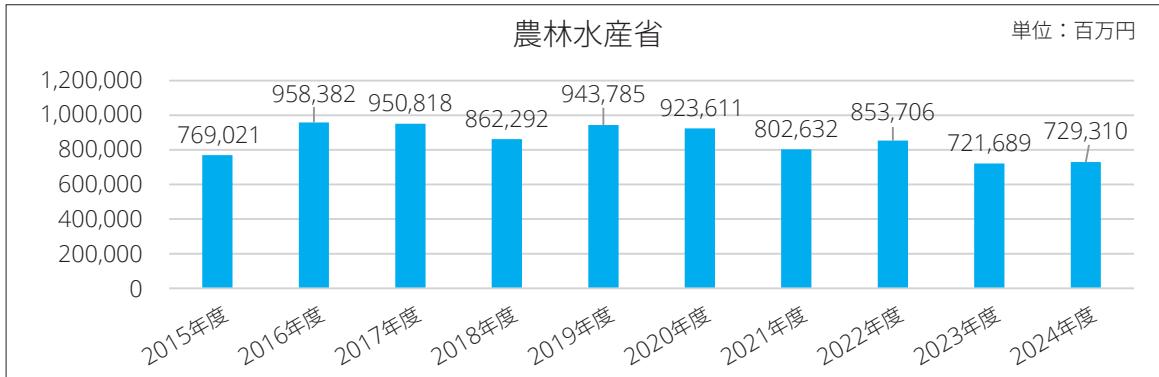
基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
ワクチン生産体制等緊急整備基金	134,495	2,358,822	1,409,586	785,209	694,109
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	—	171,585	134,155	95,084	112,300
ワクチン大規模臨床試験等支援基金	—	—	—	—	99,284

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症対策を契機として「ワクチン生産体制等緊急整備基金」が造成された。同基金は、国内企業の新型コロナワクチン実用化に向け、生産・製剤化するための施設・設備等の補助や

新型コロナワクチンを国において確保・保管し、配送することを目的とした基金である。2023年度に、1,008億円が国庫返納された。

(8) 農林水産省

(図表25) 農林水産省の過去10年間の基金残高推移



(図表26) 農林水産省の過去5年間の主な基金残高推移 (単位：百万円)

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
野菜生産出荷安定資金	37,962	38,451	44,915	45,850	46,980
畜産・酪農収益力強化総合対策基金	100,712	90,241	70,440	52,409	53,508
農業経営収入保険特約補填資金	60,133	53,887	35,210	34,119	42,002
漁業経営安定対策基金	70,469	74,128	75,810	74,022	73,790
漁業経営セーフティーネット構築等事業基金	34,228	39,083	39,119	49,683	62,155
調整資金	65,696	81,660	85,930	57,140	47,488
畜産業振興資金	266,390	210,573	249,413	199,021	193,753

基金残高の推移に大きな変動は見られないが、遅減傾向はある。

「畜産業振興資金」は、養豚事業者の経営安定対策と

しての交付金交付及び畜産業振興事業の財源に充てるために交付された農畜産業振興対策交付金等（養豚事業者から拠出された資金を含む。）を管理する資金である。

(9) 経済産業省

(図表27) 経済産業省の過去10年間の基金残高推移



(図表28) 経済産業省の過去5年間の主な基金残高推移 (単位:百万円)

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
経営安定関連保証等特別基金	1,316,038	1,300,590	1,423,514	1,265,756	389,707
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	184,351	250,864	661,968	1,108,329	1,502,898
新型コロナウイルス感染症基金	1,706,463	929,074	665,300	206,304	15,195
革新的研究開発推進基金	—	50,000	349,896	348,910	342,202
国内投資促進基金	516	840,378	924,067	847,628	655,454
グリーンイノベーション基金	2,000,000	1,995,881	2,230,861	2,504,121	2,310,839
中小企業等事業再構築促進基金	—	1,136,835	1,986,146	1,517,981	931,043
特定半導体基金	—	617,000	1,006,131	1,349,634	1,562,576
経済安全保障重要技術育成基金	—	125,000	249,756	239,418	207,732
燃料油価格激変緩和基金	—	400,393	201,764	1,301,696	1,202,115
安定供給確保支援基金	—	—	958,209	1,841,231	2,119,709
バイオものづくり革命推進基金	—	—	300,034	299,331	265,953
宇宙戦略基金	—	—	—	125,999	220,508

経済産業省では、基金の増加が顕著である。

「経営安定関連保証等特別基金」は、経営の安定に支障が生じている中小企業等の借入に対して保証や債務不履行が発生した際に信用保証協会が負担する損失の一部を補填したり、コロナ借換保証（伴走支援型特別保証）等利用時の保証料補助を行うための基金である。2024年度に7,452億円の国庫返納が行われた。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」は、民間企業、国立研究機関、大学等への委託や助成により、ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる先端半導体等の関連技術の開発を推進する基金である。

「新型コロナウイルス感染症基金」は、新型コロナウイルス感染症により業況が悪化した中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業者への一層の資金繰り支援を講じるため、新たに設立された制度融資の金利負担分を最大3年間補填することで実質無利子融資とし、中小企業者等の資金繰りの円滑化等を支援する基金である。2023年度に2,745億円、2024年度に1,383億円が国庫返納された。

「国内投資促進基金」は、有事の際に日本国内でワクチンを製造できるようにするため、ワクチン製造拠点や治験薬製造拠点の整備、製剤化・充填拠点の整備事業等に取組む事業者を支援する基金である。

「グリーンイノベーション基金」は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の実行計画を策定している重点分野のうち、特に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域において、具体的な目標とその達成に向けた取組へのコ

ミットメントを示す企業等に対して、最長10年間継続して支援する基金である。

「中小企業等事業再構築促進基金」は、新規事業分野への進出や事業・業種転換、事業再編、国内回帰・地域サプライチェーン維持・強靭化等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する、IoT等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入や業務プロセスの自動化・高度化、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の多様な省力化投資を促進する、企業の成長・拡大を通じた生産性向上や貢上げを促すために新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援する、基金である。2024年度に1,639億円が国庫返納された。

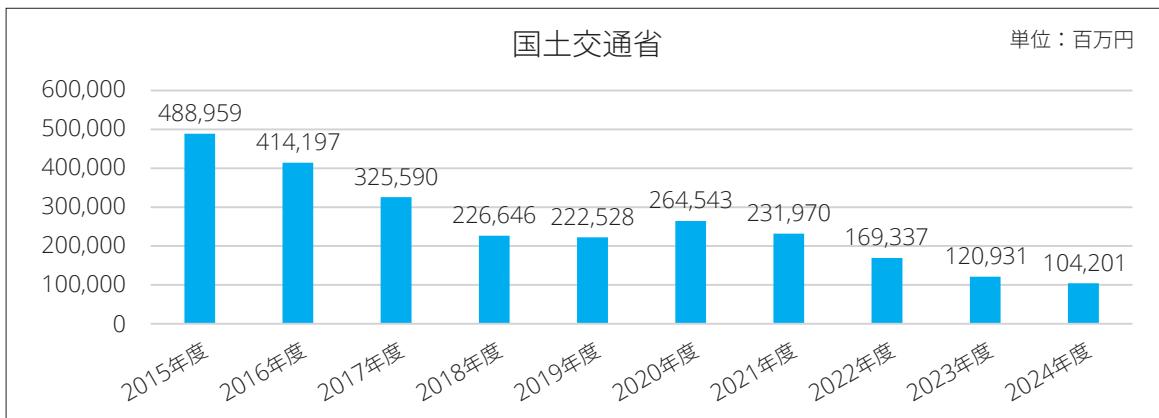
「特定半導体基金」は、認定を受けた事業者が5G促進法（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律）に基づいて認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、必要な資金を最大1/2補助する基金である。

「燃料油価格激変緩和基金」は、ガソリンの全国平均価格が基準を超えた際に、元売事業者等に対して燃料油の卸価格を抑制するための原資を支給することにより、小売価格の急激な上昇を抑制するための基金である。

「安定供給確保支援基金」は、9つの安定供給確保支援事業（クラウドプログラム、永久磁石、可燃性天然ガス、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、重要鉱物、蓄電池、電子部品、半導体）を実施する基金である。

(10) 国土交通省

(図表29) 国土交通省の過去10年間の基金残高推移



(図表30) 国土交通省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
住宅金融円滑化緊急対策事業	71,681	54,291	41,236	34,284	29,218
住宅市場安定化対策給付基金	109,015	91,020	42,334	8,659	—

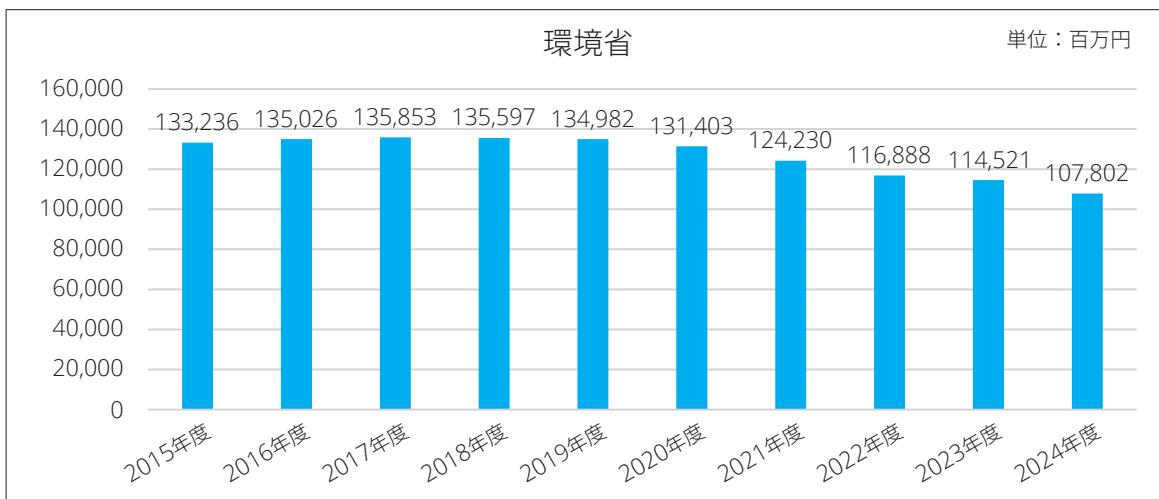
国土交通省の基金残高は減少傾向にあり、2024年度は2015年度の約4分の1となっている。

「住宅金融円滑化緊急対策事業」は、優良な住宅の供給の促進と住宅投資の拡大のため、(独) 住宅金融支援

機構の優良住宅取得支援制度の金利引下げ幅を拡大するものであり、金利引下げに要する費用について後年度にわたり毎年度取り崩していく基金である。

(11) 環境省

(図表31) 環境省の過去10年間の基金残高推移



(図表32) 環境省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
石綿健康被害救済基金	78,285	76,893	75,815	74,958	73,938

環境省の基金は、大きな変動は見られないが、ここ5年で減少傾向にある。

基金残高の多くを占める「石綿健康被害救済基金」

は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族のうち労災補償制度等の対象とならない者に対する医療費等の救済給付を行う基金である。

(12) 防衛省

(図表33) 防衛省の過去10年間の基金残高推移



(図表34) 防衛省の過去5年間の主な基金残高推移（単位：百万円）

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
防衛装備移転円滑化基金	—	—	—	39,997	79,911

防衛省には、2023年度から2基金が造成されている。そのうち、「防衛装備移転円滑化基金」は、装備移転を実施しようとする装備品等製造等事業者が、防衛大臣の求めに応じて行う装備移転仕様等調整に要する費用について、必要な資金を助成する基金である。

(13) 復興庁

(図表35) 復興庁の過去10年間の基金残高推移



(図表36) 復興庁の過去5年間の主な基金残高推移 (単位:百万円)

基金名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
水産業体质強化総合対策事業基金 (漁業・養殖業復興支援事業助成勘定)	58,508	53,126	46,920	32,598	22,448
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	95,897	72,763	63,568	57,692	31,387
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	53,301	66,348	70,831	80,581	78,774
災害復興住宅融資等緊急対策事業	55,739	51,595	47,718	44,212	41,086

復興庁の基金残高は、2011年の東日本大震災から2024年度で13年が経過し、この10年間は一貫して減少傾向にある。

そのなかでも、増加傾向にある「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金」は、被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるための基金である。

4. おわりに

2024年度末現在、17兆円を超える基金残高がある。

新型コロナウイルス感染症（パンデミック）対応では、その緊急性から基金活用は有効であったともいえるが、パンデミック収束後も予算単年度主義の例外である基金の活用は拡大を続けている。特に最近では、燃料高騰対策、リアースや半導体など重要鉱物・技術対策、サプライチェーン構築、脱炭素対策などに裾野を広げ、さらに基金の大型化が進んでいる。

このような状況下、基金事業の見える化のために推進されているRSシステムにより、基金情報にアクセスしやすくなり基金に対する分析も進むことが期待される

が、一方で、本稿執筆時点において基金事業データのダウンロードができず、また、過年度の基金シートや公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表が各府省庁に散在しており、さらに各府省庁のHPからも検索できない場合があるなど、情報の利活用にはまだ解消すべき課題は残っている。

また、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（行政改革推進会議）により、拡大を続ける基金に対する「管理強化」は進んでいるが、2024年度末時点で185基金事業のうち保有割合が1を超える基金事業は3事業に過ぎず、大半が1以下になっている点からは、引き続き、保有割合そのものの適正性検証が重要になると考える。加えて、基金が予算単年度主義の例外であると言われている点、国の支配下にない法人（国の連結財務書類作成時の連結範囲に含まれない法人）に基金が造成されている点など、「基金ガバナンス」の再確認と厳格適用を強く推進していく必要もあると考える。

以 上

会計基準等開発動向

2026年1月9日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、今後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われている。
法人税等に関する会計基準	2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される防衛特別法人税に係る取扱いについて、法人税等会計基準の見直しに係る改正後の基準とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うことが検討されている。	2025年11月20日付で、実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2026年1月20日まで意見募集が行われている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年3月9日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内

項目	内容	ステータス
	容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf) が公表された。	
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管)に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討が行われている。	2025年12月より検討が開始されている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費用計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、意見聴取の状況や内容について基準諮問会議委員から現時点での感触等が確認された。また意見聴取の範囲を含む今後の進め方について意見交換が行われ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとした。

項目	内容	ステータス
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正	2025年12月にISSBより、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正」（以下「IFRS S2号の修正」という。）及び「SASBスタンダード」の結果的修正が公表された。 SSBJでは、IFRS S2号の修正に対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の取扱について、検討が行われていた。また、「SASBスタンダード」の結果的修正を受け、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）において参照される「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて検討が行われていた。 さらに、SSBJ基準の初めての改正にあたって、適用基準、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及び気候基準のそれぞれに必要と考えられる改正について検討が行われていた。	2025年12月15日付で、「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として下記3つの公開草案が公表され、2026年1月28日まで意見募集が行われている。 (1)サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」 (2)サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号（サステナビリティ開示テーマ別基準第1号の改正案）「一般開示基準（案）」 (3)サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号の改正案）「気候関連開示基準（案）」 上記については、2026年3月末までに改正が確定するよう検討を進める予定とされている。

■現在開発中のSSBJ基準

項目	内容	ステータス
温対法におけるSHK制度に基づき報告した温室効果ガス排出を用いる場合の開示	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK制度）に基づき報告した温室効果ガス排出を用いてSSBJ基準に従った開示を行う場合に、その取扱について実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準を開発することが検討されている。	2025年12月より検討が開始されている。

■今後開発が予定されるSSBj基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	<p>2025年7月に、ISSBより、公開草案『『SASBスタンダード』の修正案』及び『SASBスタンダード』の修正案の結果的修正の提案である公開草案『『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日）が公表された。ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。</p> <p>SSBj基準では、現行の適用基準において、「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。</p> <p>このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正される場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられている。</p>	ISSBにより確定基準が公表され次第、検討を開始することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）等（サステナビリティ開示基準の適用等）	<p>2025年7月に公表された「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準（以下「SSBj基準」という）の適用を義務付ける方針が示されたことなどを受け、以下の項目に関して必要な制度整備が行われるもの。</p> <p>【1】SSBj基準の適用開始に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)SSBj基準の適用 (2)SSBj基準の適用に伴う開示項目の追加 (3)Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備 <p>【2】人的資本開示に関する制度見直し</p> <p>【3】その他の改正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)総会前開示への対応 (2)特定有価証券に係る半期報告書の提出期限延長申請に係る手続規定の整備 (3)株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合には「有価証券の募集」に該当しない旨の明確化 	<p>2025年11月26日に左記公開草案が公表され、2025年12月26日まで意見募集が行われていた。また、改正後の規程は公布の日から施行する予定とされている。なお、各規定の適用予定は下記のとおり。</p> <p>①SSBj基準の適用開始に向けた環境整備（左記【1】）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円以上である会社： 2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等 ・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円未満1兆円以上である会社： 2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等 <p>②人的資本開示に関する制度見直し（左記【2】）、総会前開示への対応（左記【3】(1)）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（コメント募集期間：2025年11月20日～2026年1月20日）が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。	2025年12月19日付で左記の改正案が公表され、2026年1月23日まで意見募集が行われている。なお、公布の日から施行する予定とされている。
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告	2025年6月25日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合において、金融担当大臣から「スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと。」との諮問がなされたことを受け、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで以下の項目について審議が行われていた。 □有価証券届出書の提出免除基準の見直し □特定投資家私募制度の見直し □株式報酬に係る開示規制の見直し □虚偽記載に関する責任の範囲の明確化 本報告は、その検討の結果をとりまとめたものである。	2025年12月26日付で左記報告が公表された。
金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方にに関するワーキング・グループ」報告	2025年7月に公表された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」（以下、「中間論点整理」という。）において、サステナビリティ開示基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等について、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から議論の状況を整理するとともに、引き続き残された課題の検討を進め、2025年中を目途に結論を出すことが適当であるとされていた。 本報告書は、サステナビリティ情報の第三者保証制度のあり方を中心に、中間論点整理で残された論点について、検討結果を取りまとめたものである。	2026年1月8日付で左記報告が公表された。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

会計実務Q&A 公益法人・一般法人〈第3版〉
有限責任監査法人トーマツ著
中央経済社

財務規律の柔軟化等を柱とした新公益法人制度が令和7年4月から施行されました。制度改革にあわせて、新公益法人会計基準（令和6年基準）があらたに策定され、令和7年4月以降に開始する事業年度から原則適用となりました。令和6年基準は、情報開示の充実や、ガバナンス強化のための財務規律適合性に関する注記・附属明細書が財務諸表の一部として取り込まれたことが大きな特徴の1つとなっています。

本書は、公益法人・一般法人において、実務上直面する典型的な疑問につき、Q&A方式で簡潔に解説したものです。

価格 3,520円(税込)
2025年12月刊
ISBNコード：
978-4-502-57001-8



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。
市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を無料で皆さまにお届けしています。コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する「監査・保証業務」「リスクアドバイザリー」「コンサルティング」「ファイナンシャルアドバイザリー」「税務」「法務」などのサービスや、各インダストリーに関連する内容を中心とした、最新のナレッジやセミナー情報などです。ぜひご購読ください。

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- 組織・人事の最新トレンド（ヒューマンキャピタルニュースレター）
- ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン
- クライスマネジメント メールマガジン

〈インダストリー別〉

- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケアメールマガジン
- コンシューマービジネス ニュースレター

お申し込みはこちらから



お問合せ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局
info_mailmagazine_jp@tohmatsu.co.jp

[https://tohmatsu.smartseminar.jp/
public/seminar/view/337?ss_ad_
code=URL_umekusa_202507](https://tohmatsu.smartseminar.jp/public/seminar/view/337?ss_ad_code=URL_umekusa_202507)

会計情報

発行日 令和8年1月20日(毎月20日発行)
第594 2月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte. デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。

デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・默示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001